令和７年第２回定例会

大 江 町 議 会 会 議 録

令 和 ７ 年　　６ 月 ５ 日　　開 会
令 和 ７ 年　　６ 月１０日　　閉 会

大　江　町　議　会

令和７年第２回大江町議会定例会会議録目次

○招集告示……１
○応招・不応招議員……２

第　１　号（６月５日）
○議事日程……３
○本日の会議に付した事件……３
○出席議員……５
○欠席議員……５
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……５
○本会議に職務のため出席した者……５
○開会の宣告……６
○開議の宣告……６
○議事日程の報告……６
○会議録署名議員の指名……６
○会期決定……７
○諸般の報告……７
○行政報告……８
○議案の審議・上程……２０
○報第４号の上程、説明、質疑……２０
○報第５号の上程、説明、質疑……２１
○報第６号の上程、説明、質疑……２３
○報第７号の上程、説明、質疑……２４
○議第３１号の上程、説明、質疑、討論、採決……２６
○議第３２号、議第３３号の一括上程……２８
○提案理由の説明……２９
○議第３２号の説明、質疑、討論、採決……２９
○議第３３号の説明、質疑、討論、採決……３３
○議第３４号の上程、説明、質疑、討論、採決……３４

○議第３５号の上程、説明、質疑、討論、採決……３６
○議第３６号、議第３７号の一括上程……３９
○提案理由の説明……４０
○一般質問……４１
　菊　地　邦　弘　君……４２
○散会の宣告……５６

第　２　号（６月６日）

○議事日程……５７
○本日の会議に付した事件……５７
○出席議員……５８
○欠席議員……５８
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……５８
○本会議に職務のため出席した者……５８
○開議の宣告……５９
○議事日程の報告……５９
○一般質問……５９
　土　田　勵　一　君……５９
　大　沼　清　人　君……６９
　藤　野　広　美　君……８３
　廣　野　秀　樹　君……９７
○散会の宣告……１０８

第　３　号（６月９日）

○議事日程……１０９
○本日の会議に付した事件……１０９
○出席議員……１１０
○欠席議員……１１０
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……１１０
○本会議に職務のため出席した者……１１０

○開議の宣告……１１１
○議事日程の報告……１１１
○一般質問……１１１
　関　野　幸　一　君……１１１
　菊　地　英　幸　君……１２１
○散会の宣告……１３２

第　４　号（６月１０日）

○議事日程……１３５
○本日の会議に付した事件……１３５
○出席議員……１３６
○欠席議員……１３６
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……１３６
○本会議に職務のため出席した者……１３６
○開議の宣告……１３７
○議事日程の報告……１３７
○行政報告……１３７
○議第３６号の説明、質疑、討論、採決……１３９
○議第３７号の説明、質疑、討論、採決……１４１
○閉会の宣告……１５７
○署名議員……１５９

大江町告示第４１号

令和７年第２回大江町議会定例会を次のとおり招集する。

令和７年６月２日

大江町長　　松　田　清　隆

１　日　　時　　令和７年６月５日　午前１０時

２　場　　所　　大江町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（１１名）

１番	菊　地　英　幸　君	２番	廣　野　秀　樹　君
３番	大　沼　清　人　君	４番	菊　地　邦　弘　君
５番	藤　野　広　美　君	６番	櫻　井　和　彦　君
７番	安　食　幸　治　君	８番	関　野　幸　一　君
９番	伊　藤　慎一郎　君	１０番	土　田　勵　一　君
１１番	宇津江　雅　人　君		

不応招議員（なし）

令和７年第２回大江町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

令和７年６月５日（木）午前１０時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　行政報告

日程第　５　報第　４号　専決処分の報告について

日程第　６　報第　５号　下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第　７　報第　６号　水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第　８　報第　７号　繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第　９　議第３１号　大江町教育委員会教育長の任命について

日程第１０　議第３２号　専決処分の承認を求めることについて

日程第１１　議第３３号　専決処分の承認を求めることについて

日程第１２　議第３４号　令和７年度町道藤田堂屋敷線道路改良工事請負契約の締結について

日程第１３　議第３５号　令和６年度町道山田原市野沢線道路災害復旧工事請負契約の一部変更について

日程第１４　議第３６号　大江町ふるさと奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

日程第１５　議第３７号　令和７年度大江町一般会計補正予算（第１号）

日程第１６　一般質問（１名）

４番　菊地邦弘

○　若者の定住支援策について

○　防災用井戸の掘削について

○　公営塾の開設について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊地英幸君	２番	廣野秀樹君
３番	大沼清人君	４番	菊地邦弘君
５番	藤野広美君	６番	櫻井和彦君
７番	安食幸治君	８番	関野幸一君
９番	伊藤慎一郎君	１０番	土田勵一君
１１番	宇津江雅人君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	菅野光昭君
教育長	清野　均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	櫻井洋志君
税務町民課長	伊藤　修君	健康福祉課長	岡田照彦君
農林課長	阿部美代子君	建設水道課長	伊藤和幸君
教育文化課長	金子冬樹君	会計管理者兼出納室長	伊藤　修君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西田正広君	議会事務局庶務主査兼庶務係長	庄司由利君

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○議長（宇津江雅人君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和７年第２回大江町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君）　これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日の定例会、午前中は最上川舟唄のはっぴを着用することといたします。また、議場内での写真撮影を許可します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（宇津江雅人君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第127条の規定により、

７番　安　食　幸　治　君

８番　関　野　幸　一　君

を指名します。

◎会期決定

○議長（宇津江雅人君）　日程第２、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議に基づき、本日から10日までの６日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から10日までの６日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（宇津江雅人君）　日程第３、諸般の報告です。

初めに、私から２件について報告いたします。

１点目は、５月27日に東京国際フォーラムで開催されました令和７年度町村議会議長・副議長研修会の件であります。

この研修会には、私と菊地副議長で参加してきました。

研修内容は、広域災害対応を含めた自治体の災害対応力強化に不可欠な防災ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）と、平成からの災害に学ぶ復旧・復興まちづくりの課題、それと、災害と議会・議員の役割の３つの内容について研修してきたところであります。

２点目は、６月２日に白鷹町で開催されました山形県町村議会議長会臨時総会の件について報告を申し上げます。

総会では、令和６年度の決算も全会一致で認定されたほか、各地方町村議会議長会から県に提出される12項目の要望事項も全会一致で決定されました。村山地方町村議会議長会からは、子育て支援策の充実について、村山地方における国道等道路網の整備促進についてと防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等についての３項目を提出しております。

なお、令和７年度からの２年間は、大江町議会議長が村山地方町村議会議長会の会長とな

ることに伴い、このたびの総会において、山形県町村議会議長会の副会長に就任したことを報告いたします。

以上が私からの報告となります。

次に、西村山広域行政事務組合議会第１回定例会の件について報告を求めます。

２番、廣野秀樹君。

○２番（廣野秀樹君）　２番、廣野秀樹です。

それでは、西村山広域行政事務組合議会第１回定例会の報告をいたします。

令和７年３月26日、寒河江市議会議場で開催され、議案は次の４件で、審議され議決されました。

議第４号　令和７年度一般会計予算については、関係市町の財政上を考慮し、歳入の確保と経費の節減に努め、計画的な事業の執行と健全財政の堅持を念頭に、付託された事務事業の遂行に万全を期すことを基本として編成した結果、歳入歳出の総額は、それぞれ19億1,464万7,000円でありました。

議第５号　令和７年度寒河江クリーンセンター、斎場特別会計予算については、一般会計と同様、付託された事務事業の遂行に万全を期すとともに、廃棄物処理施設インフラ長寿命計画の方針に基づく施設修繕や業務委託などを計画し編成した結果、歳入歳出予算の総額は、それぞれ11億2,591万6,000円でありました。

議第６号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援を拡充するため、所要の改正を行うものでありました。

議第７号　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、山形県人事委員会の勧告等を踏まえた給与制度の見直しに伴い、所要の改正を行うものでありました。

以上、先般開催された広域会議第１回定例会の報告といたします。

○議長（宇津江雅人君）　これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（宇津江雅人君）　日程第４、行政報告です。

町長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君）　皆さん、おはようございます。

私のほうから、８件の行政報告をさせていただきます。

まず初めに、令和８年４月の採用に向けて実施する今年度の大江町職員採用試験についてのご報告であります。

職員採用試験の１次試験は、９月21日の日曜日に実施する予定であり、募集する職種につきましては、一般行政職の上級及び初級を設けることとしております。

なお、定年延長制度が段階的に始まっておりますが、今年度に60歳に到達し、定年が63歳に延長されることとなる対象職員はいませんが、８月末をめどに早期退職者の意向確認を行った上で、採用人数に反映させていきたいと考えております。

受験資格につきましては、ここ数年受験者数が少ないことなどを考慮し、引き続き全ての職種において住所要件を課さないことといたします。

なお、年齢・資格要件につきましては、上級職は大学卒業程度の学力を有する方で、年度末の年齢が22歳以上30歳未満とし、初級職は高校卒業程度の学力を有する方で、年度末の年齢が18歳以上30歳未満としたところであります。

採用予定人数は、上級及び初級合わせて若干名とするものです。

近日中に試験案内を町ホームページに掲載するとともに、６月27日発送のお知らせ版にも募集に関する記事を掲載し周知を図ってまいりますので、ご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

２つ目でありますが、令和８年度西村山地方開発重要事業要望事項について報告させていただきますので、資料の１をご覧ください。

西村山の１市４町で組織する西村山地方総合開発推進委員会及び西村山地方議長協議会では、国の予算編成時期に合わせ、県に対して管内における重要事業の要望活動を行っており、今年度については、８月及び12月に要望を行う予定となっています。

令和８年度の重要事業要望事項につきましては、各市町での要望事項を限定し、政策的な要望と各部局への要望に分けて要望することになっており、大江町では、政策的な要望として、水田農業の経営安定に向けた水田活用の直接支払交付金等の支援強化や、日本百名山、朝日連峰の登山口等の整備に対する財政支援など、市町村道の冬期間交通の確保に対する支援の強化、そして、ＪＲ左沢線の利用促進に向けての連携強化の４項目を、また、各部局への要望として、鳥獣被害対策や直轄河川最上川及び県管理河川に係る治水対策事業等の促進、

西村山地域における県立左沢高等学校の教育環境の充実・整備、そして、ＩＣＴを効果的に活用した教育の推進など８項目の、合わせて12項目を要望事項として提出をしております。

なお、各市町からの要望事項にありましたものについては、西村山地方総合開発推進委員会で取りまとめることから、他市町が提出した要望事項と本町が関係している事項が類似している場合には、各市町間で調整することになりますので、あらかじめご了承願いたいと存じます。

詳細につきましては、資料のほうを後ほどご覧いただきたいと思います。

３つ目は、株式会社大江町産業振興公社の決算報告並びに事業計画についてご報告させていただきます。

資料の２をご覧ください。

先般、株式会社大江町産業振興公社の第30期営業年度決算報告並びに第31期営業年度経営計画が産業振興公社代表取締役社長より本職宛てに提出されましたので、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき本定例会に関係書類を提出したものであります。

第30期営業年度の決算につきましては、５月22日同公社の監査を経て、27日の取締役会並びに株主総会において承認されたものであります。

２ページのほうをお開きください。

公社からの報告によりますと、今期の大きな動きとしては、４月より道の駅部門が新たに加わり旧道の駅駅舎での農産物販売等の営業を開始し、９月からは指定管理施設となり、10月５日のグランドオープン以来連日大変なにぎわいを見せました。週末には5,000人を超える入れ込みがあり、約１か月で10万人を達成し、好調なスタートを切ったとのことであります。

一方で、温泉施設では、季節感を味わえるイベントの開催や子育て世代及びファミリー層をターゲットとした子育て応援デーなどを実施し、若い年代の入浴者数が増加傾向となるなど、新規顧客獲得に向け取り組んでいるようであります。その結果、温泉情報誌読者アンケート、行ってみてよかった施設、これの投票で、健康温泉館が県内で第１位、柳川温泉が第３位という名誉ある評価をいただきました。

しかしながら、物価上昇やエネルギー価格の高止まりにより、ようやくコロナ禍から回復しつつある収益が圧迫されている状況であるとのことであります。

３ページ中段をご覧ください。

公社で管理している施設全体の年間の利用者数については、新たに道の駅が追加されたこ

とから前年より約20万3,000人増の約60万人となり、売上高は約３億8,300万円で、前年比約１億4,000万円、57.8％の増となりました。温泉施設のみでは前年より約２万4,000人減の約36万3,000人となり、売上高は約１億7,500万円で、前年比約1,200万円、6.6％減となりました。道の駅については、新駅舎のオープンに伴い利用者数が約22万6,000人、売上高は約１億7,500万円となり順調な滑り出しとなっています。

９ページをお開きください。

今期の損益計算は、当期純損失として最終行に記載のとおり約2,887万円となりました。これについては、道の駅オープンに当たり、準備費用等が相当程度必要となったことによるものであります。

11ページをご覧ください。

剰余金処分につきましては、前期繰越欠損金2,018万5,490円に当期欠損金2,887万4,329円を加え、当期未処分欠損金は4,905万9,819円となり、これを次期繰越欠損金としております。

次に、第31期の事業計画についてであります。

13ページのほうをお開きください。

下の段の重点実施事項にもありますように、公社創立30周年を記念し季節感を味わえるイベントなどの開催と、ＳＮＳ等広告媒体の活用により、各施設の新規顧客の確保に努めるほか、道の駅を含めたレストラン部門の経営実態に見合った体制整備の確立などにより健全経営に努めることとしております。また、道の駅指定管理者として、新規特産品開発と既存特産品のブラッシュアップによる販売促進並びに観光情報の発信などにより町内外利用者の交流促進に努めることとしております。

14ページのほうをお開きください。

経営指標でありますが、全施設での売上目標額を４億1,677万円、来館者目標数を81万2,200人、利益目標を970万円、そのうち道の駅のみでは870万円としております。施設ごとの営業計画につきましては、16ページをご参照ください。

公社経営も引き続き厳しい状況が予想されますが、健全経営となるよう継続して指導してまいるところであります。

今後とも公社管理施設の利用拡大にご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

４つ目は、社会福祉法人峻嶺会の決算並びに事業計画についてのご報告であります。

資料の３のほうをご覧ください。

先般、にじいろ保育園の指定管理者であります社会福祉法人峻嶺会より令和６年度の決算

報告並びに令和７年度の事業計画が本職宛てに提出されました。

にじいろ保育園は、令和６年度に開所７年目となり、園児57名を迎えて、全職員が園児の安心・安全な園内活動、これを第一に掲げて保育環境の充実に努めながら運営に当たっていただいてきたところであります。

保育所運営につきましては、子どもたちの健やかな成長を願う保護者や地域住民の期待に応えられるよう、家庭や地域との信頼関係構築に重点を置いた保育所運営に努め、園の保育方針に基づく重点的な取組として、山里交流館やまさぁ～べでの園外保育や、ＡＬＴを活用した英語で遊ぼうの開催など、特色ある保育活動を継続して取り組んでいるほか、大江幼稚園、あゆみこども園との３園合同交流会を実施し、他園の子どもたちと親しみを持って関わり、一緒に遊ぶ楽しさを味わったとのことでありました。

資料３のほうをご参照ください。

法人運営に係る決算についての報告でありますが、なお、決算額につきましては、1,000円未満を四捨五入し1,000円単位で述べさせていただきますので、ご了承ください。

２ページであります。

にじいろ保育園拠点区分資金収支計算書の決算の欄をご覧ください。

事業活動による収支の収入について申し上げます。主なものとして、上から３段目の補助金事業収入216万5,000円は、令和元年10月から実施している幼児教育・保育の無償化に伴う副食費に対する町からの補助金であります。４段目の受託事業収入の7,000万円は、町からの指定管理料であります。また、５段目の受託事業収入（一般）の11万1,000円は、延長保育に係る保護者からの負担金であります。

次に、支出について申し上げます。主なものとして、上段の職員給与等の人件費支出が6,015万2,000円で、費用全体の75.6％を占めております。

３ページをご覧ください。

令和６年度の収支の結果、下から３番目の当期資金収支差額合計はマイナス760万1,000円となり、翌年度繰越額としての当期末支払資金残高は5,719万6,000円となりました。

当期資金収支差額合計がマイナスとなった要因は、収入の部分で今期の指定管理料について翌年度繰越額を考慮し、2,000万円減額の7,000万円としていることと、支出の部分で正職員が育児休暇から復帰されたことで人件費支出が通常ベースになったこと、さらに、事業費支出では電気料の高騰により水道光熱費支出が増額となったことなどが挙げられております。

次に、８ページのにじいろ保育園拠点区分貸借対照表をご覧ください。

左側下段の資産の部合計及び右側下段の負債及び純資産の部合計がともに前年度と比較して806万8,000円と大幅に減少しているのは、先ほどの資金収支計算書でご説明したとおり、指定管理料の減額と職員の人件費の増額などにより、資産の部の現金預金及び純資産の部の次期繰越活動増減差額が減少したものであります。

なお、純資産の部のうち、基本金2,050万円は平成29年度に町から支出した法人基本財産等出捐金のうち法人事務費を除いた基本財産1,000万円と運転資金1,050万円の合計額となります。

10ページをご覧ください。

最後に、令和７年度の事業計画についてご説明いたします。

令和７年度においては、１の保育理念にもあるとおり、保護者や地域社会の協力の下、保育園と家庭が車の両輪となり、豊かな人間性を持った子どもの育成に努め、職員においては、共に生きる共生を保育活動の根底に置き、子どもや保護者の声に耳を傾けていく計画となっております。

また、保育園の閉園の決定に伴いご心配をおかけしておりますが、今後とも保護者との信頼関係を充実させ保育に万全を期していくこと、地域巡りや町行事の参加による地域を知る保育、子育て支援センターぱれっととの連携などを通して交流を進めていくこととしております。

にじいろ保育園につきましては、令和８年度末をもって閉園することとしておりますが、円滑な保育園運営業務と一層の保育活動の充実に努めるよう引き続き指導してまいる所存であります。

次に、５つ目の報告でありますが、大江町総合計画短期行動計画の見直しについてのご報告であります。

資料の４をご覧ください。

現在の大江町総合計画は、令和２年度に第10次として策定したもので、計画期間を令和２年度から令和11年度までの10か年としております。

目指すべき町の将来像を「ちょうどいい幸せ感じるまち」とし、自覚、協働、行動を基本理念とするとともに、まちづくりの指針としてひと、くらし、しごとを３つの柱に位置づけております。

これらの計画達成に向け、特に重要なものを抜粋し、その方向性や進行状況を明確化するために定めたものが短期行動計画であります。この短期行動計画のうち、前期計画を令和２

年度から令和６年度、後期計画を令和７年度から令和11年度としております。

このたびの後期の短期行動計画は、前期計画が終了することに伴い、これまでの各種事業の進捗状況の確認と課題を整理し、今後の５か年間に取り組む町の施策を体系的にまとめたものであります。

詳細につきましては、資料４の内容をご覧いただきたいと思います。

基本的には、総合計画に基づくことから、これまでの計画を踏襲する形となっておりますが、本町の置かれている状況や社会情勢が著しく変化することも想定されることから、進捗状況や達成度を分析、評価しながら計画内容を修正するなど、町民の目線に立った計画となるよう柔軟に対応していきたいと考えております。

目標の達成のため、行政はもとより、議会や町民のご協力をいただきながら、課題解決に向け邁進してまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

６つ目は、第３期大江町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてご報告させていただきます。

資料の５－１、５－２をご覧ください。

本総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、大江町総合計画との整合性を図りながら、大江町人口ビジョンを踏まえ、人口減少克服を目的とし、５か年の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策を示すものであります。

平成27年10月に第１期総合戦略を策定し、令和２年３月に第２期総合戦略を策定しており、対象期間が令和７年３月末で満了を迎えることから、切れ目のない取組を進めるため第３期総合戦略を策定いたしました。対象期間は令和７年度から令和11年度までとなります。

第３期総合戦略の策定に当たっては、第２期総合戦略の取組状況や国・県の総合戦略等を考慮し、本町の特色や地域資源を生かした施策となるよう、実施内容や重要業績評価指標（ＫＰＩ）の見直しを行ったほか、子育て支援や関係人口の拡大につながる広域連携、地球温暖化対策、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）、これらの推進について新たに盛り込んだ内容となっております。

なお、町民や専門家の意見を伺う機会として、大江町まち・ひと・しごと創生町民会議や議員の皆様からもご意見を頂戴し策定したものであります。

詳細につきましては、資料のほうをご確認ください。

また、本総合戦略の策定に当たり、大江町人口ビジョンについても改訂しております。

大江町人口ビジョンは、まち・ひと・しごと創生法の趣旨を踏まえ、本町における人口の現状を分析し、人口に関する町民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものであり、総合戦略の策定における基礎データとなるものであります。対象期間は、国の長期ビジョンの期間と同様に、平成27年から令和42年としております。

今回の改訂においては、国勢調査などの最近の統計データや、国立社会保障・人口問題研究所の推計データに基づき、数値等の更新を行っております。

詳細につきましては、資料５－２をご覧ください。

第３期総合戦略の具体的な施策を着実に進め、人口減少対策に取り組んでまいりたいと思っております。

報告の７つ目は、第３次大江町環境基本計画の策定についてご報告させていただきます。

資料として、資料６－１、６－２のほうをご覧ください。

大江町では、良好な環境を保全し、町民の将来にわたる健康で安全かつ快適な生活を守るため、大江町環境基本条例に基づき、平成15年３月に大江町環境基本計画を策定し、平成23年11月に第２次環境基本計画を策定しております。

その後の社会の動きとして、持続可能な世界を目指す国際目標としてＳＤＧｓが掲げられたほか、脱炭素社会や生物多様性に向けた取組が加速をしております。

これらの社会情勢の変化と施策の進捗状況などを踏まえた第10次大江町総合計画の町の将来像「ちょうどいい幸せ感じるまち」を実現するため、環境施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、令和７年３月に第３次大江町環境基本計画を策定いたしました。

計画期間は、令和７年度から令和12年度までの６年間となっています。

それでは、資料６－１のほうをご覧いただき、本計画の概要版でありますので、お願いをいたします。

１ページをご覧ください。

基本的事項として、計画策定の背景や目的、計画期間などを掲載しております。

３ページから４ページまでをご覧ください。

望ましい環境像を第10次大江町総合計画なども考慮し、「地球とひとにちょうどいいおおえぐらし」としております。これを実現するため、共生、生活、循環、脱炭素に関する基本目標を定め、これに対応する13個の個別目標を定めております。

５ページから８ページのほうをご覧ください。

目標達成に向けた主要施策及び具体的な取組内容と、これに関連するＳＤＧｓのゴール及

び本町の環境関連指標を記載しております。

９ページから、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて、計画として新たに策定した大江町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を記載しております。この計画は、地方公共団体としての町が自らの事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に取り組むべき事項などをまとめたものであります。

11ページから12ページにかけては、目標達成に向けた取組として４つの基本方針を掲げており、方針１として、建築物の省エネルギー化・低炭素化、方針２として、再生可能エネルギー等の導入推進、方針３の設備やサービスの購入・使用に当たっての取組、方針４の町職員の環境に配慮した行動の実践としております。また、これらの方針に沿って進めていくべき具体的な取組を記載しております。

なお、詳細につきましては、資料６－２が本環境基本計画の全文でございますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

この環境基本計画が町民の環境意識を高め、具体的な行動を促し、町の豊かな自然のみならず良好な地球環境の保全と環境負荷の少ない持続可能な社会の構築に寄与するものと考えております。

最後に、大江町最上川舟唄の日の記念日認定についてご報告させていただきます。

先ほど、本定例会開会前に、議場内で最上川舟唄の一節を皆さんで声をそろえて歌っていただきましたが、最上川舟唄は、大江町発祥であって、町の一つの宝であるというふうなことであります。

これまで正調最上川舟唄全国大会や舟唄健康マラソン大会などが開催され、町民にとって舟唄になじみ深い６月第４日曜日を大江町最上川舟唄の日と定めたことは、議員各位もご承知のことと思います。

先人たちが受け継ぎ、築き上げてきた最上川舟唄を後世に継承していくとともに、大江町が最上川舟唄発祥の地であることを町内外に広くアピールし、認知していただきたいという思いから、一般社団法人日本記念日協会にこの日を登録してもらうべく申請をしておりました。その審査の結果、記念日登録ということで５月７日付で認定をいただきました。

これにより、日本記念日協会の記念日データベースとして登録され、全国の方にも知っていただける機会が増えたところであります。

来る６月22日に開催されます最上川舟唄のつどい～日本一公園で舟唄をみんなで唄おう～、この場で、認定の発表と登録証のお披露目をしたいと考えております。

公式な記念日認定を契機として、大江町の宝である最上川舟唄と大江町が最上川舟唄発祥の地であることを、さらに広く全国に発信していくこととしております。

以上、長くなりましたが、８件についてご報告させていただきましたが、議員各位におかれましては、特段のご配慮とご協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君）　これで行政報告を終わります。

８番、関野幸一君。

○８番（関野幸一君）　８番、関野です。

産業振興公社の決算ができたということで、二、三お伺いしたいと思います。

まず初めに、産業振興公社の中の道の駅のコラマガセ部門ですが、経常の損益ということで、2,400万ほど出ております。ただ、その損益の内容ということで、初年度の準備経費がかかったと書いておりますが、初年度の準備経費というのは、その前の道の駅をオープンするための予算等に、本来であれば入っているものであって、営業してからその経費、準備基金というのは、いささか言葉の使い方が違うのではないかなと思っております。

その他は、道の駅に対しても、営業の利益というのが若干少ないような、いわゆる、どこで経費がかかっているのかなということがありますので、たくさんの人が来ている、売上げがこれだけあるということがあった割には、ちょっともうけの部分が少ないのかなということを感じておりますが、どのようなことなのか、説明をお願いしたいと思います。

また、公社に関しては、去年、今年度と合わせまして4,900万円ほどの欠損金が出ております。これに関して、去年度も欠損金が出ておりまして、今年度も欠損金が出ている。その中で、締めのほうの言葉に健全経営をということでうたっておりますが、町としては公社のほうに対してどのように健全経営をしていくのか、どういうふうな指導をしていくのか、町としては、どういうふうな考えで欠損金を埋めていくのかということをお聞きしたいと思います。

また、道の駅コラマガセに関しても、当初、１か月、２か月は、本当に毎日、入ることができないくらいの人が来ておりました。現在、時々道の駅にも顔を出しますと、時間帯もあると思いますが、それなりににぎわってはおりますけれども、平日なんかはそんなんでもないかなというような感じがしております。

その中で、働いている方の時間帯、シフトなどを、やはり、今後どのようなことを考えていきながら運営をしていくのか、この３点について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　決算の値としては、先ほどの説明で申し上げたとおりでございます。大きな損失を出しているという現状につきましては、町民の方々に大きな心配をおかけしているのではないかと感じているところであります。

ただ、今期の決算というふうなものについては、道の駅おおえコラマガセが昨年度10月にオープンして約半年分の本格営業したというふうな中身、そして、公社にとってはそれを含めた初めての決算の中身だというふうなことがあるというふうなことを、まずもって、そこのところはご認識いただきたいというふうに思います。

準備にかかった部分について、町で、当初のほうから予算としてというようなお話がありましたが、いわゆる公的部分と収益的な施設の部分というふうなことで、分けて指定管理の考え方を示しながら、指定管理を受けていただいているという、その状況の中で、収益的な部分の備品等の整備については、公社のほうで負担してもらうというふうなことを原則としてお話をしながら来たというふうなところです。

今、こういった数字のところを見ると、そういった部分の仕分け方についても、もう少し工夫をする余地はあったのではないかなというふうなことは感じておりますが、今、申し上げたような中身の中で整理をして、それぞれの部分から支出をしていただいているという現状であります。

あと、人がたくさん来ている割には利益がどうなのかというような意味合いのことがありました。そこの部分については、今、申し上げたように、秋のオープン、そして、冬場を迎えてというふうなことでありますので、売りにしている産直というふうな部分については、やはり、冬を越した春から秋にかけて、いかに収益を上げていくか、売上げを上げていくかというふうなところがポイントになるのではないかというふうに思っています。

令和６年度の全体の道の駅の利用者については、22万6,000人、事業計画で申し上げておりました数字は17万5,000人、約17万5,000人を上回ったことから、収益としても上振れをしているというような、計画に対してのことでありますが、そういったところになっていると。ただ、道の駅以外に関する収支についても、少し人数を下回っているというふうなところがあったというふうな全体のところであります。

令和７年度がスタートして２か月が経過した中で、道の駅の利用者は、４月が約２万3,000人、５月が約３万人程度というふうなことで推移しておりまして、冬場の低調な時期から、春になって人数が増えてきている。昨年10月のオープン以来の月別の利用者数として

は、10月、11月の次に５月の利用者が多いという状況になっているというふうなところ。そして、温泉については、５月まで利用者は昨年度と比較して７％程度、健康温泉館、柳川温泉は11％増えているという状況などもあります。

このような状況の中で、利用者数や売上げ等もこの４月以降伸びているというふうなことであります。そこのところをしっかりと見極めながら、やっていくように指導していきたいというふうに思います。

町としては、今回、公社から提出のありました今年度の事業計画に基づいて、利益目標の達成に向けて収益の確保、支出費用の見直しなど、定期的な打合せを行いながら指導してまいりたいというふうに考えているところであります。支出等の部分についても、今、申し上げましたように、人件費の部分の出る部分を節約するという意味では、必要な対策だというふうに思っておりますので、その辺は、公社のほうと話、指導をしながら、現場での対応を促していくというふうな形で進めたいと思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　８番、関野幸一君。

○８番（関野幸一君）　ありがとうございます。

道の駅だけに関してということでもないんですけれども、公社に関しては、この決算の営業の実績を見ると、温泉のほうも、来場者は少ないんですけれども、売上げのほうが、来場者も売上げも若干下がっているということですけれども、利益のほうが出てきていると。それは、やはり、中で様々な努力をしながらその利益をどういうふうに出していくかということで、やってきた結果ではないかなと思っております。

そういうことで、やはり、まだ始まったばかりだからというのではなくて、しっかりと、ここのところは、どうやって道の駅で利益を上げていくのか。やはり、町民の方には、大変なお願いをして、14億を使って、道の駅を新たにリニューアルオープンしたわけでありますから、しっかりとここで稼いでもらって、頑張っていただきたいというものもありますし、様々な工夫をして、集客に努めているわけでありますから、町としてもしっかりバックアップをしながら、我々議員としてもしっかり応援をしていきますので、来年の決算を楽しみにしておりますので、ぜひ、頑張っていただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君）　議長から申し上げます。

ここで、11時まで休憩します。

休憩　午前１０時４５分

再開　午前１１時００分

○議長（宇津江雅人君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議案の審議・上程

○議長（宇津江雅人君）　議案の審議に入る前にお諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　異議なしと認めます。

したがって、議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略いたします。

◎報第４号の上程、説明、質疑

○議長（宇津江雅人君）　日程第５、報第４号　専決処分の報告について（令和６年度百目木地区移転団地整備工事請負契約の一部変更）を議題とします。

町長の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君）　令和６年度百目木地区移転団地整備工事請負契約の一部変更に係る専決処分についてご報告申し上げます。

資料７として配付しております契約関係の表をご覧ください。

本工事に係る契約につきましては、令和６年６月６日の第２回大江町議会定例会においてご可決をいただき、高子建設株式会社と１億6,610万円で契約を締結し、その後114万9,500円を増額し、令和７年３月議会におきまして専決処分についてご報告をさせていただきまし

たが、このたび77万6,600円を増額し、１億6,802万6,100円とする変更契約を締結したところであります。

議会の議決を経て締結した工事請負契約で、令和７年２月３日専決処分した請負代金のうち、100分の３の金額を超えない変更契約でありましたので、地方自治法第180条第１項の規定により令和７年４月18日に専決処分をさせていただいたものであります。

変更の主な内容につきましては、工事が進んだ結果の精査によるほか、コンクリート構造物や既存水路撤去など構造物取壊し工が増となったため、これらに要する費用が増額となったものであります。

以上、地方自治法第180条第２項の規定により報告いたします。

○議長（宇津江雅人君）　報第４号についての質疑を行います。

５番、藤野広美君。

○５番（藤野広美君）　５番、藤野です。

今、町長の説明から、コンクリートと既存側溝撤去とありましたけれども、詳細と、あと、どのくらいのボリュームなのかもお伺いします。

○議長（宇津江雅人君）　建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君）　ただいま、変更内容の詳細というふうなことでご質問頂戴したところでしたが、工種のほうの確認のみで、ちょっとボリュームの数値について把握した資料、本日持ってきておりませんので、後ほどご報告させていただければと思います。

○議長（宇津江雅人君）　５番、藤野広美君。

○５番（藤野広美君）　大変残念ではありますが、後で報告お願いいたします。

○議長（宇津江雅人君）　建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君）　後ほど資料のほうを確認をしまして、ご報告させていただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　これで、報第４号の報告を終わります。

◎報第５号の上程、説明、質疑

○議長（宇津江雅人君）　日程第６、報第５号　下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君）　報第５号　下水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明申し上げます。

このことにつきましては、令和６年度大江町下水道事業会計予算について翌年度に繰越しをしたもので、地方公営企業法第26条第３項の規定により報告をさせていただくものであります。

事業内容につきましては、経営戦略策定事業、百目木地区住宅団地整備事業費負担金となります。

なお、金額及び財源内訳につきましては、別紙、令和６年度大江町下水道事業会計予算繰越計算書に記載のとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君）　報第５号についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　これで、報第５号の報告を終わります。

８番、関野幸一君。

○８番（関野幸一君）　現在、ちょっとタブレットのほうの接続が大変悪い状況になっていて、議案書が開けないのですが、総務課長、どういうことでしょうか。

○議長（宇津江雅人君）　時間をいただいて確認させていただきます。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩　午前１１時０６分

再開　午前１１時３０分

○議長（宇津江雅人君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

ここで、建設水道課長より発言の申出がありましたので、許可します。

建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君）　先ほど、報第４号　専決処分の報告におきまして、藤野議員のほうからご質問あった件につきまして、お答えさせていただきたいと思います。

基本的に、出来高での変更というふうなことで、若干の数量の増減はあるんですが、中でも多かったのが、コンクリートの取壊し工に係る取壊し、あと、殻運搬、あと、殻処分、こちらが58立米から81立米というふうなことで23立米の増加があります。そのほか、既存水路の撤去ということで、９立米を予定していたものを16立米ということで、７立米の増にしていると。その２つが大きな増額の要因になっているようです。

以上であります。

○議長（宇津江雅人君）　次に、先ほどの報第５号についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　これで、報第５号の報告を終わります。

◎報第６号の上程、説明、質疑

○議長（宇津江雅人君）　日程第７、報第６号　水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君）　報第６号　水道事業会計予算繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

これにつきましては、令和６年度大江町水道事業会計予算について翌年度に繰り越したもので、地方公営企業法第26条第３項の規定により報告をさせていただくものであります。

事業内容につきましては、経営戦略策定事業、左沢地内配水管布設替工事、徳沢配水池原水濁度計更新工事、柳川地内導水管布設替工事、百目木地区住宅団地整備事業費負担金となります。

なお、金額及び財源内訳につきましては、別紙、令和６年度大江町水道事業会計予算繰越計算書に記載にとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　報第６号についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　これで、報第６号の報告を終わります。

◎報第７号の上程、説明、質疑

○議長（宇津江雅人君）　日程第８、報第７号　繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君）　報第７号　繰越明許費繰越計算書についてご報告いたします。

本件は、令和７年第１回定例会でご承認並びにご可決いただいた令和６年度一般会計補正予算（第７号）、令和６年度一般会計補正予算（第９号）及び令和６年度一般会計補正予算（第10号）、令和６年度宅地造成事業特別会計補正予算（第３号）の繰越明許費に係る歳出予算のうち、翌年度に繰越しした実際の予算額につきまして、地方自治法施行令第146条第２項の規定により、報告をするものであります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　ただいま報告を申し上げました部分について、内容の説明が漏れておりましたので、引き続き説明をさせていただきます。

ただいまの内容は、一般会計の非課税世帯等価格高騰重点支援事業をはじめ、百目木移転団地に係る道路改良事業や町道貫見小清線貫見大橋等の橋梁補修事業、百目木地区かわまちづくり事業などでありますが、非課税世帯等への給付が４月以降となることや、関係機関との協議に時間を要したことなどの要因で、年度内の事業完了が困難となったものであります。

また、宅地造成事業特別会計の百目木地区移転団地造成事業につきましては、水道事業等との工程等の調整や関係機関との協議に不測の期間を要することとなり、年度内の事業完了が困難となったものであります。

なお、繰越事業名及び繰越額、財源内訳につきましては、別紙、令和６年度大江町繰越明許費繰越計算書に記載のとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上が報告となります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（宇津江雅人君）　報第７号についての質疑を行います。

９番、伊藤慎一郎君。

○９番（伊藤慎一郎君）　繰越明許、何か、だんだん多くなっているような感じがしますが、今、町長から説明ありましたけれども、これは、繰越期限というのは、例えば、何月まで終わさなければならないとか、例えば、今年度中にするとかというのは、そういう規定というのはあるんでしょうか。

○議長（宇津江雅人君）　総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君）　繰越事業につきましては、行政の事業につきましては、単年度決算主義でありますが、この繰越計算書でお認めいただくことによって、翌年度へ繰り越すことが可能となります。したがいまして、この事業につきましては、令和７年度中に完了というようなことになります。

○議長（宇津江雅人君）　９番、伊藤慎一郎君。

○９番（伊藤慎一郎君）　ありがとうございます。

７年度中に完成すればそれは大丈夫だということなんでしょうけれども、今、おっしゃったように、やっぱり、単年度決算ということで、原則的にありますので、できるだけ単年度で事業を成功させるようにお願いしたいと思います。

特に、土木なんかは早く進めてもらわないと困りますので。例えば、職員が足りなくて、事業が回らないという話は別ですけれども、とにかく、単年度中にできるように努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　これで、報第７号の報告を終わります。

ここで、午後１時まで休憩いたします。

休憩　午前１１時３９分

再開　午後　１時００分

○議長（宇津江雅人君）　休憩を閉じて、会議を再開します。

◎議第３１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君）　日程第９、議第31号　大江町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

ここで、事前に清野教育長より退席の申出がありましたので、これを許可します。

〔教育長　清野　均君　退席〕

○議長（宇津江雅人君）　書記に議案の朗読をさせます。

〔書記朗読〕

○議長（宇津江雅人君）　提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君）　議第31号　大江町教育委員会教育長の任命についてご説明を申し上げます。

現教育長であります清野均氏は、令和４年８月１日に教育長に就任し、現在１期目で、来る７月31日をもって３年間の任期満了を迎えます。

教育長に就任以後、教育に対する深い造詣と温かい人柄で本町教育行政を牽引していただいております。現在検討を進めている今後の小中学校の在り方など、教育行政の課題は山積しておりますが、引き続き教育長の重責を担っていただきたく、再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるため、提案をするものであります。

ご審議の上、ご同意くださいますよう心からお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君）　質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　以上で質疑を終わります。

討論を省略し、議第31号　大江町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

この採決は議会運営委員会での協議に基づき、無記名投票で行います。

準備のため、暫時休憩します。

休憩　午後　１時０４分

再開　午後　１時０４分

○議長（宇津江雅人君）　休憩を閉じて、会議を再開します。

議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（宇津江雅人君）　ただいまの出席議員数は11人です。

立会人を指名します。

会議規則第32条第２項の規定に基づき、立会人には９番、伊藤慎一郎君、10番、土田勵一君を指名します。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（宇津江雅人君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。

投票用紙の枠内に、本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載してください。

なお、賛否を表しない投票、賛否が明らかでない投票は無効投票とみなします。

投票箱を点検します。

立会人の方は投票箱の点検をお願いします。

（投票箱点検）

○議長（宇津江雅人君）　異状ありませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　異状なしと認めます。

それではただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので順番に投票願います。

局長、お願いします。

（事務局長、議席順に点呼。投票）

○議長（宇津江雅人君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。９番、伊藤慎一郎君、10番、土田勵一君、開票作業の立会いをお願いいたします。

（開　　票）

○議長（宇津江雅人君）　それでは、投票結果を報告します。

投票総数10票、有効投票９票、無効投票１票です。

有効投票のうち、賛成は６票、反対は３票です。

以上のとおり、賛成多数であります。

したがって、議第31号　大江町教育委員会教育長の任命については同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（宇津江雅人君）　暫時休憩します。

休憩　午後　１時２０分

再開　午後　１時２２分

○議長（宇津江雅人君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第３２号、議第３３号の一括上程

○議長（宇津江雅人君）　日程第10、議案第32号　専決処分の承認を求めることについて（大江町税条例の一部を改正する条例）及び日程第11、議第33号　専決処分の承認を求めることについて（大江町都市計画税条例の一部を改正する条例）の２件は関連していることから、

提案理由の説明を一括して行うこととし、議案の詳細説明、審議は１議案ずつ行うことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　異議なしと認めます。

◎提案理由の説明

○議長（宇津江雅人君）　それでは、議第32号及び議第33号について、提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君）　議第32号及び議第33号の専決処分の承認を求めることにつきまして、一括して説明を申し上げます。

議第32号及び議第33号の議案２件につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、関係する条例の改正が必要となったことから、大江町税条例の一部を改正する条例及び大江町都市計画税条例の一部を改正する条例について、令和７年３月31日で専決処分を行ったものであります。

詳細については担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご承認くださいますようにお願いを申し上げます。

◎議第３２号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君）　それでは、最初に議第32号　専決処分の承認を求めることについて（大江町税条例の一部を改正する条例）について、担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤税務町民課長。

○税務町民課長（伊藤　修君）　それでは、議第32号　専決処分の承認を求めることについて（大江町税条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

町長説明にもありましたように、今回の条例改正は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたこと

から、令和７年３月31日付で専決処分を行ったものでございます。

最初に、大きな改正点についてご説明申し上げますので、資料８の２をご覧いただきたいと思います。

今回の改正点は大きく３つ挙げられます。

１つ目は、個人住民税の諸控除の見直しについてでございます。

個人住民税につきましては、令和８年度課税、令和７年分の収入から適用になります。

まず、①の給与所得控除の見直しについてですが、給与所得の最低保証額を55万円から65万円に引き上げられます。例えば、125万円の給与収入があった場合は、65万円を控除して60万円の所得とみなすということになります。

次の②の扶養親族等に係る所得要件の引上げになります。

扶養対象者、いわゆる扶養に入れる方の合計所得の上限が48万円から58万円に引き上げられます。扶養につけられる所得要件が今回緩和されることになります。

なお、①②につきましては、国税である所得税の計算の例によるとされているため、大江町税条例において改正条文はございません。

次の③が今回の条例改正に直接かかわってくるもので、所得控除に新設されることになった特定親族特別控除に関するものでございます。

厳しい人手不足の中にあって、大学生アルバイトの就業調整が、いわゆる103万円の壁と言われる税制に要因があるとの指摘から、所得税において新たに特定親族特別控除が創設されることになりました。それを受けて、住民税においても特定親族特別控除に関する規定を新たに設けるものでございます。

具体的には、これまでは給与収入のある19歳から23歳までの子どもさんは、給与収入が103万円までの場合には、扶養している親が特定扶養控除を受けられましたが、改正後は、給与収入が123万円まで特定扶養控除を受けられることになりました。

さらに今回の改正内容としまして、この給与収入が130万円を超えても、188万円までは特定親族特別控除が受けられるようになります。表にありますとおり、この給与収入が160万では特定扶養控除と同額の45万の控除を受けられ、給与収入の増に合わせて控除額は低減され、188万円まで控除を受けられる制度となります。

なお、③につきましても、地方税法等の改正に準じているため、大江町税条例において控除の具体的内容を規定している条文はございません。

２つ目は、軽自動車税種別割に関する改正です。

現在の50ｃｃ原付バイクの形状では令和７年11月から実施される排ガス規制への適合が困難であることなどから、排ガス規制に適合した総排気量125ｃｃ以下で最高出力が50ｃｃ原付相当の4.0キロワット以下に制御したバイクが新基準原付バイクとして新たに車両区分に追加されることとなりました。また、税率につきましては、50ｃｃ原付と同様に2,000円とされたところでございます。

３つ目は、たばこ税に関する改正でございます。

加熱式たばこにつきましては、重量により紙巻きたばこに換算されており、税額にした場合、加熱式たばこのほうが紙巻きたばこより税額が低い状況にあります。その税額の差を解消するため、令和８年４月１日から加熱式たばこの換算基準を変更し、課税標準が引き上げられることとなりました。

なお、激変緩和措置として、令和８年９月30日までは、引上げ率を２分の１とし、４月１日からと10月１日からの２段階に分けて引き上げられることになってございます。

あくまでも一例でございますが、どのくらいの引上げになるのかを掲載しておりますので参考にご覧いただきたいと思います。

なお、表の税額は国たばこ税、地方たばこ税を含めての参考金額となるところでございます。

以上、大きな改正点を申し上げましたが、その他の改正箇所につきましては、すみませんが、資料８の１の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

ただいまご説明申し上げました以外の改正としまして、新旧対照表１ページの上段、第18条の公示送達につきましては、公示送達の方法が掲示場に掲示する方法のほかに、インターネット等により閲覧できる状態にする方法が取られることに対する条文改正となってございます。

18条の３につきましては、文言の整理になっております。

第34条の２につきましては、特定親族特別控除の創設に係るものでございます。

３ページをご覧ください。

３ページの36条の２、４ページの36条の３の２、36条の３の３につきましては、特定親族特別控除に関する改正となってございます。

５ページ下段の63条の２は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、法人番号を提示する項がずれたため、項ずれに対応するための改正になります。

６ページの第82条につきましては、さきにご説明いたしました軽自動車税種別割の税率に、また７ページの第89条につきましては、軽自動車税種別割の減免対象に、新基準原付バイクを追加する改正になってございます。

８ページの第90条の改正につきましては、身体障害者等の方が軽自動車種別割の減免を受ける際の手続に関して、今年から運用が開始されたマイナンバーカードに運転免許証の機能を持たせたいわゆるマイナ免許証の取扱いについて規定する改正となってございます。

減免を受ける際は、運転免許証の提示や交付年月日の記入など、運転免許証に記載された情報が必要になりますが、マイナ免許証では、見える部分への記載がないため、マイナ免許証の提示のほかに、記録された内容を確認できるようにしていただく必要があるものでございます。

９ページ下段、第139条の３及び10ページの第149条は、さきにご説明申し上げました第63条の２と同様に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、法人番号を定義する項がずれたため、項ずれに対応するための改正になります。

10ページ下段の附則第４条の２につきましては、法律の施行に合わせて規定を解除するものでございます。

最後に、11ページの第16条の２の２につきましては、たばこ税の課税標準の改正に係る条文改正になってございます。

説明は以上になります。

○議長（宇津江雅人君）　議第32号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　討論なしと認め、採決します。

議第32号　専決処分の承認を求めることについて（大江町税条例の一部を改正する条例）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君）　全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第３３号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君）　次に、議第33号　専決処分の承認を求めることについて（大江町都市計画条例の一部を改正する条例）について、担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤税務町民課長。

○税務町民課長（伊藤　修君）　それでは、議第33号　専決処分の承認を求めることについて（大江町都市計画条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

これにつきましても、町長説明にありましたとおり、今回の条例改正は地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、令和７年３月31日付で専決処分を行ったものでございます。

それでは、条例の改正内容につきましてご説明申し上げますので、資料９の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

附則第５項第１号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、法人番号に係る引用法令の項ずれを改めるものでございます。

附則第13項につきましても、地方税法附則第15条第34条が削られたことにより項ずれを改めるものでございます。

なお、今回の改正により、本条例の規定内容が変更になるものではございません。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君）　議第33号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　討論なしと認め、採決します。

議第33号　専決処分の承認を求めることについて（大江町都市計画税条例の一部を改正する条例）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君）　全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで１時55分まで休憩します。

休憩　午後　１時３８分

再開　午後　１時５５分

○議長（宇津江雅人君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第３４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君）　日程第12、議第34号　令和７年度町道藤田堂屋敷線道路改良工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君）　議第34号　令和７年度町道藤田堂屋敷線道路改良工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本工事については、去る５月20日に指名競争入札による入札を執行した結果、大江町大字左沢1166番地、高子建設株式会社、代表取締役、高子公雄が落札しました。消費税を含む7,810万円で請負契約の締結をしたいので、地方自治法第96条第１項第５号の規定により、議決を要することから提案するものであります。

なお、工期は本年12月19日としております。

詳細については担当課長より説明させますので、審議の上、ご可決くださいますようにお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君）　議第34号について、担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君）　議第34号の詳細についてご説明申し上げます。

町道藤田堂屋敷線は、起点を国道287号とし、終点の県道長井大江線を結ぶ路線ありま

すが、藤田工業団地への近年における交通量の増加に伴い、起点から町道諏訪堂中山線までの区間を全３工区に分けて道路改良を行っており、今年度で全工区が完成する予定であります。

このたびの契約は、町道小見原線付近から町道諏訪堂中山線との交差点付近までの約215メートル区間の道路改良となります。

ただいまの町長説明にもありましたとおり、５月20日に指名業者３名により入札を執行した結果、高子建設株式会社、代表取締役、高子公雄が消費税を含む7,810万円で落札し、５月27日に仮契約を締結しております。

工期につきましては、本年12月19日を完成期限としております。

詳細説明は以上であります。

○議長（宇津江雅人君）　議第34号の質疑を行います。

５番、藤野広美君。

○５番（藤野広美君）　５番、藤野です。

この項目について、一般会計予算上に計上されていた数字が約10億だったと思うんですけれども、今回の数字を見ると、約74％の請負というふうになるようですが、予算に入っている全項目が今回の項目に入っているのかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君）　建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君）　ただいまの藤野議員のご質問にお答えいたします。

予算書でいきますと、８款２項４目道路新設改良費になるかと思います。この中の14節工事請負費ということで、１億550万ということで予算案のほういただいておりますが、こちらの藤田堂屋敷線の工事のほかに、橋上小釿線ののり面整備工事、それから市野沢坪景線の側溝整備工事など、全部で４つの工事、この予算項目に置いてあります。そのうちの藤田堂屋敷線の予算というふうな形になりますので、全額が当該予算ではないというところをご理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君）　５番、藤野広美君。

○５番（藤野広美君）　私さっき、10億と言ってしまいましたけれども、１億の間違いです。訂正させていただきます。

○議長（宇津江雅人君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　討論なしと認め、採決します。

議第34号　令和７年度町道藤田堂屋敷線道路改良工事請負契約の締結について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君）　全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第３５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君）　日程第13、議第35号　令和６年度町道山田原市野沢線道路災害復旧工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君）　議第35号　令和６年度町道山田原市野沢線道路災害復旧工事請負契約の一部変更についてをご説明申し上げます。

本工事については、令和６年６月６日の第２回大江町議会定例会においてご可決をいただき、林建設株式会社と１億9,910万円で請負契約を締結し、工事を進めてきたところであります。

このたびの工事請負契約の変更内容は、のり枠工から鉄筋挿入工に工法を変更するものであります。

請負金額を693万9,900円増額し、２億603万9,900円とする変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第１項第５号の規定により提案するものであります。

なお、工期につきましては12月26日としております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようにお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君）　議第35号について、担当課長の詳細説明を求めます。

伊藤建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君）　議第35号の詳細についてご説明申し上げます。

町道山田原市野沢線道路災害復旧工事請負契約につきまして、お手元の資料11の１及び11の２をご覧いただきたいと存じます。

このたびの変更契約を締結しようとする工事の内容としまして、令和６年９月の大雨により施工箇所内ののり面が一部崩土したことを受けて、のり面安定のための対策工を再度検討し直した結果、資料11の１の平面図の色塗りの範囲について、当初予定していた吹付のり枠工に代えて、資料11の２の標準断面図でお示ししているとおり地山補強も含めたのり面安定対策として鉄筋挿入工を採用することとして設計変更し、工事を行うものであります。

なお、令和７年３月21日に締結した第１回変更契約で工期を令和７年12月26日までとしており、完成も同日を見込んでいるところであります。

詳細説明は以上でございます。

○議長（宇津江雅人君）　議第35号の質疑を行います。

８番、関野幸一君。

○８番（関野幸一君）　８番、関野です。

この工事に関しては、当初から大変難儀な工事だと認識しております。

まだ現在も多分、山のほうが動いているか、止まっているか、現場になかなか行けないので分かりませんけれども、今回の工事をまたする、またその後どういうふうになるか分からないと思います。工事をしている方も本当にいつ終わるか分からないような、本当に大変な工事をしていると思いますが、一応、町の建設課として、いつ頃までに終わる見通しなのか、それでその後、そこの道路が使えるのか、その辺に関してどういうふうな認識だか教えていただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君）　建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君）　ただいまの関野議員のご質問にお答えします。

町建設水道課としましては、現場につきましては令和４年の災害により崩落して、道路が通行止めというような状況になっております。かなり土量が多いというふうなことで、大変時間がかかっている工事でありますけれども、今回行います鉄筋挿入工によりまして、昨年９月の大雨で崩れた箇所というのは、地山補強も兼ねてかなり抑え込めるのかなというふうな考えで今回の変更をしているところでございます。

見通しとしましては、完成期限を12月26日というふうにしておりますけれども、できるだ

け早く、工事のほうは進めたいというふうなことで、現場とは調整をしていると。ただやはり今年も恐らくこれから梅雨のシーズン、台風のシーズンも来ますので、その辺の状況次第でどうなるかというふうなところはあろうかと思いますけれども、今の計画からいきますと、12月前には何とか通行できるようにしたいというふうなことで調整を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君）　ほかにありませんか。

９番、伊藤慎一郎君。

○９番（伊藤慎一郎君）　９番、伊藤です。

災害で追加工事みたいな、こう、何回もあるんですけれども、その場合、町では災害積立金の中から運用すると思うんですが、こういった場合追加予算というか、追加工事に対しての国から、県からの支援というのは何パーセントぐらい見られるのか、それとも例えば大江町としてどのくらい持ち出しあるのか、お願いします。

○議長（宇津江雅人君）　建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

今回増額する部分については、やはり災害認定の後に発生したというふうなこともありまして、追加部分というのはないというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君）　９番、伊藤慎一郎君。

○９番（伊藤慎一郎君）　ちょっと今の答弁分からないんだけれども。国からも何も、県からも何もないということか。まるっきり自前のお金で大江町独自で復旧工事をしなきゃならないということなんですか。

○議長（宇津江雅人君）　建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君）　今回増とする部分については、町のほうの持ち出しというふうなことで、これまで行っている部分、災害認定のほう受けている部分については国のほうの補助が入ってくるというように聞いております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君）　９番、伊藤慎一郎君。

○９番（伊藤慎一郎君）　例えば、災害が起きた、最初の当初予算でまた２次災害起きた、その２次災害で起きた部分は全て大江町独自で仕事としてやらなきゃならないのか。それから、

交付金、例えば地方交付金の中でどのくらい認められているのか、お願いします。

○議長（宇津江雅人君）　総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君）　先ほどの、繰越明許費の中で、一覧表を示してありますけれども、その中の災害復旧費１億6,648万円のうち、大部分を占めるのではないかと思っております。財源内訳ありますけれども、基本的には国庫補助金をなるだけ入れるというような考えです。それ以外については、災害復旧債を活用して、なるだけ一般の持ち出しを抑えるという考え方であります。

ちなみに、災害復旧債につきましては、現年債か過年債によりますけれども、基本、後年度の交付税措置はほぼ100％近く入ってきますので、できるだけ起債を充てるというような考え方でいっているところであります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　討論なしと認め、採決します。

議第35号　令和６年度町道山田原市野沢線道路災害復旧工事請負契約の一部変更について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君）　全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第３６号、議第３７号の一括上程

○議長（宇津江雅人君）　日程第14、議第36号　大江町ふるさと奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第15、議第37号　令和７年度大江町一般会計補正予算（第１号）の２件を一括議題とします。

◎提案理由の説明

○議長（宇津江雅人君）　提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君）　議第36号の条例改正と議第37号の補正予算を一括してご説明申し上げます。

初めに、議第36号　大江町ふるさと奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

大江町ではこれまで学生が大学などへ進学し、学びを深めることを支援するため、大江町ふるさと奨学金貸与条例、これに基づき奨学金の貸与を行ってまいりました。

本町では、英語の教育や国際理解に力を入れておりますが、近年、学びの場がますます多様化し、国際的な視野を持った人材の育成が求められる中、海外の大学へ進学する学生も少しずつ見られるようになってきています。こうした学生もまた、将来的に地域の力となる可能性を秘めていると考えております。

このような状況を踏まえ、本条例の一部を改正し、海外の大学で学位取得を目的として修学する者を新たに奨学金の貸与対象とすることで、国際的な学びを志す若者たちを支援したいと考え、提案をさせていただくものであります。

次に、議第37号　令和７年度大江町一般会計補正予算（第１号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、物価高騰の影響の大きい非課税世帯などに対して、昨年度物価高騰対応重点支援金を給付しておりますが、令和６年の所得等の確定に伴い、本来給付を受けるべき金額と当初給付額との間で差額が生じた方などに対して、その差額を支給する不足額給付金を計上しております。

また、県・国の内示を受けて有機農業に取り組む新規就農者への補助金を計上したほか、積雪の影響により損傷した大頭森山自然公園展望施設修繕等工事費や、百目木地区かわまちづくり事業に係る計画作成支援業務委託料の追加など、緊急性を考慮した上で、今後の事務事業に支障を来すことがないように予算編成を行ったものであります。

歳入予算は、事業実施に伴う国・県補助金のほか、過疎債等を計上し、不足する財源には前年度繰越金を充当しております。この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,460

万円を追加し、補正後の予算総額を60億260万円とするものであります。

４ページの第２表債務負担行為補正は、朝日連峰古寺案内センターの指定管理料になります。当該施設は令和７年度末をもって指定管理期間が満了となりますが、指定管理者を公募するに当たり早めの準備が必要なため、この時期での設定に至ったものであります。債務が当該年度以降も発生することから、その期間及び限度額を定めるものであります。

第３表地方債補正は、百目木地区かわまちづくり事業に対し、新たに過疎債を充当することから、その限度額等を設定するものであります。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご可決くださいますようにお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君）　以上で議第36号及び議第37号の計２件の提案理由の説明を終わります。

ここで２時30分まで休憩します。

休憩　午後　２時１７分

再開　午後　２時３０分

○議長（宇津江雅人君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君）　日程第16、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り５分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次質問を許可します。

◇　菊　地　邦　弘　君

○議長（宇津江雅人君）　最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

４番、菊地邦弘君。

○４番（菊地邦弘君）　４番、菊地邦弘です。よろしくお願いします。

冒頭に、令和７年４月より、副町長さんを迎え、また、新しい事務方トップ、課長さん２人を迎え、スタートしました。町政発展のために頑張っていきたいと思うところですので、よろしくお願いいたします。

それでは、６月の議会定例会の一般質問に当たって、議長の許可が出ましたので、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

質問事項は若者の定住支援策について、２番目、防災井戸の掘削について、３番目、公営塾の開設についての３点であります。

全国的な人口減少の傾向は著しく進行し、新聞報道によると昨年度の人口統計では、予想されたところでありますが、増加した県は東京都と埼玉県のみで、他の県は軒並み減少している状況となりました。我が山形県も減少傾向が顕著で、東北でも秋田県に次いで減少率が大きいとの現実に知らされ、100万人を切るのは時間の問題と言われております。

既に先月の県の発表によりますと、とうとう100万人を切ってしまいました。

本町でも、人口減少は大きな課題であり、間もなく7,000人を下回り、6,000人台に突入することは明らかであります。現在6,000人台になっております。

子どもを産み育てる環境づくりが喫緊の課題として受け止めなければならないと心から思っているところであります。

一方、高齢化社会をどのように捉え、どう施策に生かしていくかも大きな社会問題として、関係機関の英知を結集すべきであると考えます。

世はまさに政治経済の脱グローバル化が進むものと考えられ、苦難な時こそ改革を推進し、執行する姿勢が大事であります。

若者の起業支援や産業の振興策、魅力ある定住施策の実現など、地域全体の活性化に結びつける取組を大胆に実施し、持続可能な魅力ある大江町の創造を目指して、魅力に満ちた大江らしさを構築していくためにも、次の３点について町長の所見を伺います。

第１点は、若者の定住支援策についてであります。

企業の人手不足が顕著である今日ですが３世代同居は数えるほどしかないといった傾向が

当たり前の時代になっているのが現実であります。高学歴社会に突入し、大学、高等専門学校は県外に求める傾向がより一層強まっているように感じております。このような時代背景の中で、若者を定住させるのは至難の業と言わざるを得ない状況になると思っています。

そんな難しい時代でも、全国の中には人口増加につなげている市町村が数多く存在しているのが現実でもあります。

中でも多いのが若者タウンと銘打って、住宅を行政が設置し、格安な賃貸で提供している自治体、しかも25年間住むことにより無償で自分の持家になるなんてユニークな施策を実施する自治体があるようです。

本町でも小学校の統合による学校施設、保育行政施設の民間施設への移行、公共施設の老朽化を考えるとき、跡地を若者タウンに利活用する大胆な政策が欲しいと願うところでありますが、町長の所見を伺います。

また、産業振興、特に農林業分野の耕作放棄地の利活用のための農地造成を実施しておりますが、さらなる拡大の必要性があると考えていますが、今後の計画についてもどのように考えているのかお伺いします。

また、新規就農者の使用要件の配慮なども併せてお伺いします。

以上、壇上からは以上とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君）　町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君）　菊地議員の若者の定住支援策に関するご質問、これにお答えをしていきたいと思います。

菊地議員からご指摘のありましたとおり、町内で生まれ育った子どもたちが大学等の進学、これを機に県外に転出してしまう状況下において、町内に若者を定住をさせることは大変難しい課題でもありますし、我が町の課題だけではないというふうに思います。このような課題は、大江町のみならず、全国の地方にある市町村共通の悩みではないかとも思います。

そのような中で、再びふるさと大江町に戻り、定住してもらうための支援策を推進していくことは極めて重要な課題であると認識をしている、ここについては議員のご質問にあったとおりと同感でございます。

大江町では、学校教育の中ではふるさと教育に力を入れ、二十歳を祝う会、そして三十歳の集いなどを通し、また、ＳＮＳでの若者層への情報発信、こういったことに力を入れてきているというところであります。

さて、大江町では昭和49年に分譲を行った下モ原団地を皮切りにあおぞら団地まで11の住宅団地の整備により、町外への転出の抑止に加え、町外からの移住者を確保するための施策として移住定住の促進による人口減少対策にも一定程度の効果があったものと思っています。一定というよりは相当程度の効果があったというふうに思っています。

実家などから独立する際や、町内にある民間アパートや公営住宅などにお住まいの方々が、自分の家を求める際などに、町の住宅団地を購入していただくことで、定住に結びつくという、こういったサイクルをこれまでも推進をしてきておりますし、近年においてもそのような方々の受皿として住宅団地は重要な役割を果たしていると認識をしております。

このようなことから、これまでの成果や必要性なども踏まえ、平成27年度に整備した藤田地区住宅団地、こちらの地域の南側への拡張となりますが、令和６年度より藤田地区への新しい住宅団地の整備に着手しており、令和８年度には造成が完了するよう、現在進めているところであります。

町では、少子化対策として子育て支援と転入者、移住者増加に向けて子育て世代に魅力的な移住者支援策を講じてきています。現在の支援策に加えて、新たな住宅団地を分譲するに当たっても、これまで工夫を凝らし、若い方々に魅力的な特典などを考えてきました。ぜひ藤田の新たな団地についてもこういった施策を展開していきたいと思っております。

まずは、新たに造成する住宅団地の需要等も踏まえつつ、社会の変化を見極めながら、より有効性の高い定住施策を検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の農林業分野に関しまして、農家の高齢化や後継者不足により耕作放棄地が年々増加傾向になってきています。耕作放棄地の利活用の一環として、生産量が今順調に伸びているスモモのさらなる生産拡大に向けた取組として、令和５年から６年度までに約４ヘクタールのスモモ団地の整備を行い、新規就農者の農地として、苗木を植栽して管理していただいているところであります。さらなる拡大の必要性については、今後の新規就農者やスモモの生産者となるべき方々の動向を見ながら、応援していきたいと考えております。

また、新規就農者の農地の取得要件等についてのお話もありましたが、研修中に農地を準備できるように、農地の出し手と受け手とのマッチングも進められていることや、ＯＳＩＮの会さんのほうでは、受入れ農家の方々からの紹介や後押しなどもあり、現時点でも独立の際には十分な農地の確保はできている状況になっていると考えているところであります。なおさらにその部分については支援すべきところがあれば、しっかりと行っていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　菊地邦弘君。

○４番（菊地邦弘君）　ありがとうございます。

まず、耕作放棄地の件なんですけれども、今説明いただいたとおり、私も存じ上げていますけれども、去年、おととしと４ヘクタール造成してという中で、いろいろ聞いてみますと、その分野については新規就農者の方とかあとＯＳＩＮの会とか、いろいろ連携して、潤沢にあるのかなと。あとはどのように新規就農者を獲得していくというか、そういうのが必要だと思うんですけれども、引き続きこの件についてはやっていただきたいと思います。

この住宅団地の件についてなんですけれども、49年から下モ原団地から私、何回もいろんなこと質問させていただいていまして、11の団地、この、本町にとって住宅団地は非常に完売率が多いというか、もう98％ぐらい完売率で誇ってきたと思います。その中でも、今町長おっしゃるように、藤田団地に来年造成が始まるということでありますけれども、まず、この、先ほど質問の中で申し上げたとおり、賃貸で町で住宅をつくって、それを貸して、25年ぐらい住んだら、三、四万、五万ぐらい支払っていただいて、それを二十数年住んだら差し上げるといったような安価な賃貸でつくってみてはいかがということの件について、なぜこんなこと私思ったのかなと思いますと、今まで住宅団地を造成すると、大体ハウスメーカーがもう、ほとんどじゃないですか。その住宅団地におうちを建てる件に関して、いろんな補助を行っている中で、西山杉を使ったら何十万ということがあると思うんですけれども、それどれぐらい使っていらっしゃるのかなということも不思議に思うところもあるんですけれども、この際、西山杉を、この本町の杉だということでうたうのであれば、西山杉を使って本町で建てたらいいんじゃないですか。で、貸したらいいんじゃないですか。だと西山杉使うじゃないですか。それを、団地造成して、皆、造成する方々に任せれば、ハウスメーカーに行っちゃうというのがほとんどじゃないですか。だからその反対として、西山杉を本町でつくって、大変いろんなことでそんなことなれば忙しいかもしれないんですけれども、そのような考えがあるんですけれども、そのあたりはどういうふうに、町長、思いますか。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　これまでの住宅団地の中でも、町内業者さんをお願いをして住宅を建築した際への補助、もしくは西山杉を利用した大江町型住宅の建設する際の補助というふうなことで、その部分を特化したようなことで誘導してきたというふうなことはありました。ただ、様々な取組、ＰＲをしてきている中では、やはり特に若い世代の方については、自分

の住宅を建てる際のニーズというふうなものでは、なかなかそことマッチしないというふうな現実から、なかなか進まなかったという事実があると思っております。

今、議員のほうからお話のあった、じゃ、町で建てて、それを貸すなり、分割払いのような形で何年住んだらというふうなことの対応も一つの方法かというふうには思いますけれども、ただ、新規就農者用大江町型住宅というふうなことで進めてきている中で、なかなかそこの部分は単価的にも、大変厳しいようなところも出てきているというふうにも感じています。その住宅建築の坪単価当たりの部分についても、相当程度やっぱり以前とは違うような単価になってきているというふうに感じておりますので、そこの部分を町が全てつぎ込んだ中で、次の方々に引き継いでいくというふうなことまで、今すべきなのかどうかというふうなことを、ちょっと悩んでいるといいますか、課題と思っているところです。

先ほど、若者タウンというお話がありました。比較的最近分譲いたしましたあおぞら団地、そして藤田団地では、特典というふうなことでも、子育て世代の呼び込みを図るためのものをかなり準備をしながらＰＲをしてきたというふうになっています。分譲申込時の２つの団地の世帯主の年齢層からすると、若者タウンと呼べるような住宅団地になっているのではないか、つまり若い世代の方が結構来ていらっしゃるのではないかというふうに団地が、思います。

ちょっと調べてみました。

平成27年に誕生した藤田団地、20区画ありますが、世帯主の年代は20代、30代、40代で85.7％。今数年たっていますから、その分上がっていると思いますけれども。あおぞら団地19区画、これも20代、30代、40代で78.9％、約８割というふうなことになっておりますので、このことから見れば、２つの住宅団地、ともに若い世帯主の方から入居していただいている住宅団地だというふうに言ってもいいのではないかと思っています。今後も、こうした若い方々が大江町に住宅を建設し、住んでもらえるような、選んでもらえるようなそんな住宅団地の開発というふうなものを引き続きやっていくのが正しいのではないかというふうに現時点では考えているということでございます。

○議長（宇津江雅人君）　菊地邦弘君。

○４番（菊地邦弘君）　いろいろ今まで住宅団地、いろいろ来ていた歴史もあるという中で、結構若い人が住んでいるということで、おっしゃるとおりだと思うんですけれども、藤田の団地の新しいところに関しては、１軒、２軒ぐらい挑戦してみたらいかがかと思いますよ、町長。挑戦してみて、こういうものを建てて、内装から何からは、借りる人に委ねるという

ふうな感じて、ずっと同じような補助体制とか、ずっとこれも継続していていいと思うんですけれども、目玉商品として、こういうユニークな考えを発信したらこの町どうなんだべというふうに町外から思われるんじゃないかなと思うので、やるべきだと思います。よろしくお願いします。

もう一つの若者タウンと銘打っているところは、今後西小、東小が今度、将来の計画として統合なるわけで、あそこを今度どういうふうにしたらいいかなといった場合に、公共物の解体費用も国のほうで今度、今年度から出てきていますよね。公共物解体を補助するというようなことも今年度からあるようですので、そういうものを使いながらも、ああいうところ一帯を考えていくというのもありなんじゃないかなと思ったりもするんですけれども、これから先、どのように、小中一貫校とか義務教育学校とかも出てくる中で、いろんな土地利活用が出てくると思うんですけれども、ずうっとこう、住宅団地造成を流れてきた中で、たまにはこういうちょっとユニークな施策なんかもちょっと必要なんじゃないかなと思いますので、よろしく検討していただきたいと思います。

これで一つ目終わりたいと思います。

○議長（宇津江雅人君）　町長の答弁。

松田町長。

○町長（松田清隆君）　挑戦することも大切なのではないかというか、そういうふうな新しいこともぜひ取り入れるべきではないかというふうなお話がありました。それは物すごく大切なことだというふうに思いますし、挑戦する気持ちを持って進めていきたいというふうに思いますが、ただ、先ほど菊地議員が言われているようなものについては、二番煎じ的なところになり、話題的にも薄いのではないかと、ひょっとしたら、というようにも思います。挑戦するというふうなことでは、別な何か、方法がないものかというふうなことを十分に考えていきたいなというふうに思っているのが今の気持ちでございます。

そして、公共施設の跡地利用、例えば本郷東小学校というようなお話がありました。住宅地といいますか、そういうものとして考えるときに、やはり生活環境だったり利便性というふうなものも大きな要素に、選ばれる要素になってくるんではないかなあというふうに思います。

例えば学校敷地が住宅団地になっていくという形、これは、今、言われたように、話題にもなるし、ユニークな考え方の一つではないかというふうには思いますが、そこに居住する、土地を求める、生活環境、利便性、その辺との整合性というふうなものはどうなのかという

ふうなことも、利用者といいますか、お客様目線で考えるべきところもあるのかなと思います。

柏陵団地の跡地、公共施設の跡地というふうなことでは、柏陵団地、柏陵荘跡地については、ぷくぷくパークというふうなことで生まれ変わり、活用できておるというふうに思います。子育て世代には必要なものであり、温泉、道の駅、観光やな、こういったものと一体的な活用が今はできているものではないかというふうに思います。どの辺のどんな施設、どの周辺の、こんなことを含めて、若い世代の方が魅力を感じるような開発というふうなものを考えていきたいと思っているところであります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　菊地邦弘君。

○４番（菊地邦弘君）　いろいろとありがとうございます。でもチャレンジしていくというのは、絶対必要だと思います。いろんな新しいことをやるということはかなり疲れると思います。だもんで、ちょっとトライしてみて、後に検証するなんていうことも大事ではないのかなと思ったりしておりますので、いろいろとご検討いただきたいと思います。

それでは２つ目の質問にまいります。

防災用井戸の掘削についてであります。

今年に入って、岩手県大船渡や愛媛県今治市、岡山県岡山市の大規模な山火事は人々に大きなショックと不安を抱かせています。本町でも総面積の80％を超える林野面積が存在しております。対岸の火事とは捉えないで有事の対策を論議する必要があると思います。

消防行政、消防団など、あらゆる組織体制を確立する必要があると考えますが、どのように理解をしているのでしょうか。

地球全体の温暖化の進行、乾燥する日々の増大、山林の荒廃など、林野火災に偏ることなく、高齢化の問題、朽ち果てる空き家の問題、老朽化する公共施設など、災害はいつ襲ってくるか予測が不可能に近いものです。避難所の確立についても万全なのでしょうか。

一番不安なのが断水により水道水が使えなくなったらどうするのか。

そこで断水を想定し、大きな避難所に井戸水を提供できる防災用井戸の掘削を設置すべきではないのでしょうか。危機管理対策としての考え方を伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　２つ目の質問、防災用井戸の掘削などについてというご質問でありま

すが、防災用井戸の必要性につきましては、記憶に新しい令和６年元旦に発生した能登半島地震では、住宅や道路だけでなく、水道管も甚大な被害を受け、長期間の断水生活を強いられている、このような住民の姿がニュースや新聞で何度となく繰り返し報道をされていました。

また、水道に関して言えば、大江町においても、平成25年７月の豪雨により、寒河江川からの取水を濁度超過により村山広域水道が停止したことにより、町内において大規模な断水が発生し、数日間、給水車などにより対応した経験もありました。

一部報道では、近い将来に南海トラフ地震が発生する可能性も指摘されている中で、危険エリアに属する自治体や都市部の自治体では、防災用井戸を整備する動きが進んでいるというふうなことのようであります。

昨年度の国の調査結果によりますと、全国の約３割の自治体さんで災害用の井戸が整備されているというような調査の結果もあるようであります。

一般的に山形県は大規模な地震が比較的少ない地域と考えられているようでありますが、災害はいつどこでどのような規模で発生するか、予測できない時代になってきていると感じております。有事に備えていくため、このような新たな施策の展開についても行政の使命として現在注視していく必要があり、ご質問にあったとおり、災害用井戸の必要性などについては賛同するところでもあります。

なお、実際に飲料水の確保はできたとしても、洗濯やトイレの排水などに使用する生活用水の確保は量的にも難しいと言われています。こうした点からも、長期間の避難生活を送ることにもなりかねない規模も大きい避難所には、防災用井戸を整備する意義は十分にあるのではないかというふうに思います。

現在のところは、被災した後の応急的な施設整備に関し、公営企業債の借入れと後年度の元利償還金に対して普通交付税措置がありますが、国でも調査が始まるなど、動きが出てきています。国庫補助事業の創設も期待をしながら、前向きに検討していかなければならない課題だというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君）　菊地邦弘君。

○４番（菊地邦弘君）　そのとおりだと思います。町長さん、副町長さん及び事務方の皆さんはご存じだと思うんですけれども、地方創生が去年より倍なりましたよね。その中で、いろいろひも解いてみますと、防災面について非常に潤沢に応援しますよというのが載っかって

いるみたいです。その中で、井戸水というのは、飲めることはちょっとまずいかと思うんですけれども、生活用水で、後に、本当にいろんな、大きな災害が来たら、給水車とか来ると思うんですけれども、そのつなぎ役として、あるだけですごく安心感があると思いますよ。大規模な避難所が町にも２つぐらいあると思いますけれども、それと併せて、そのようなことで水の大事さはすごくあると思いますので、おっしゃるとおり、掘削していただいて、そこに鍵でもかけておいて、すればいいかなと思います。

左沢小学校の避難所については、シャワーもあそこ、完備はなっているわけですけれども、体を洗ったりとか、やっぱり生活用、もしかして、火災等が起きた場合に、それを使えるなんてことももしかしてあるかもしれない。ただ、本当に大きな災害が来たら、井戸水だってどうなるか分からない。ただ、一番懸念されるのが、水道管が破裂するだろうというのが一番だと、全国的にもあると思いますので、防災、備えあれば憂いなしではないでしょうけれども、そのところを大事に考えていっていきたいと思いますので、ぜひ、進めていただきたいと思います。

それでは、３点目にまいります。

公営塾の開設についてであります。

近年、多くの市町村で地方創生をきっかけに、教育事業を用いた地域の魅力化事業に力を入れているのが見受けられます。

公設による学習塾の設置を実施している自治体があります。公設塾は1993年に沖縄県北大東村で開設したなかよし塾に始まると聞き及んでおります。

運営方式については次の方式があると考えております。自治体が直接運営する方式、地域おこし協力隊として派遣し、公営塾を管理、運営する方式、地域おこし協力隊を利用する。また、受託企業が指定管理者となり運営する方式などがあるようです。そのほかにもいろいろあると思います。

学校以外の場所でさらに学ぶ機会を設け、将来地域を担う人材を育成するための学習支援として捉えてみてはいかがでしょうか。

このことは、公営塾設置を民業圧迫と捉えるのではなく、教育産業の活性化として捉え、子育て環境の充実を目指すためにも大胆な学習支援事業に本町として取り組んでいくところはないでしょうか。

以上、こちらについては教育長、よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君）　教育長。

○教育長（清野　均君）　菊地議員の質問にお答えいたします。

ご質問の趣旨としましては、子育て環境の充実のため、公設による学習塾の設置に取り組んではどうか、それからこれまでの質問の流れ等を踏まえますと、学校教育とかそういうものを超えて、まちづくりの一つとして、こういった投資にチャレンジしてはどうかというご提案として受け止めさせていただいたところであります。

まず、公営塾についてですけれども、公営塾が求められるようになった要因としては、家庭の経済的な理由による学校以外での学びの機会が享受できないケースや、農山村等で学習塾などの学校外の教育サービスが自宅から遠くて通うことが困難なケースなどに対応するためということが背景としてあるようです。

文部科学省が発表している全国的な学習費調査によれば、令和５年度に保護者が支出した１年間における子ども１人当たりの学習塾費を含む学校外活動費の合計は、平成24年度より１世帯当たり年額７万円の増となっており、学校外活動に係る家計の支出が増加していることが読み取れます。

子どもたちの学力や学習の状況は、一人一人違っています。子どもたちが学習塾に対して求める学習内容や学習スタイル、例えば先生と１対１で学びたいのか、一定数の生徒と一緒のスタイルで学びたいのか、また、どのような難易度の学習を望んでいるのかなど、それぞれ求めるものが違っており、子どもたちは自分に合った学習塾を含めた学習ツールを選んで取り組んでいます。

また、保護者もある程度高い料金を払っても子どもが望む環境で学ばせたいとの思いもあり、民間の塾に通わせる方が多いと推測しているところであります。

公営塾の取組につきましては、現在、山形県において小中学校の児童生徒を対象に子どもの無料学習支援事業が行われています。この事業については、県がＮＰＯ法人等に対して事業を委託して実施しており、町の中央公民館において講師として頼んでいる教師経験者や大学生の方から指導してもらう学習支援事業で、利用料金は無料となっています。

大江中学校においては、総体終了後、３年生を対象に教室を解放し、希望する生徒が自主的に学べるように対応しており、分からない時などは、先生に対して質問できる体制を取っているところです。中央公民館においても、夏休み期間中、町内の小中高生に対し、学習ルームを解放し、子どもたちの学びを支援しているところであります。

また、現在生徒が使用しているタブレットにおいても、好きな時間に基本問題から応用問題の取組や自分が分からなかった問題に絞った学び、過去の学年に遡っての学び直しなど、

個人の理解度に合った学びが行える環境が整ってきています。

議員からありました公営塾も含めた学校の授業以外での学ぶ機会の取組につきましては、今申し上げましたとおり、県の事業を含め、取組を行っているところであります。

子どもたちの学力や学習の状況は多様であり、現在の取り組んでいるハッピースマイル英会話教室や書道教室、英語検定の講習会など、様々な体験事業について大江町は充実しているなと保護者の方々やお母様方から好評を得ているところであります。

今後、さらに新たに学習塾として取り組む場合には、県の事業の状況なども考慮しながら、どのような内容で取り組むのか、例えば学習基準を絞って行うのか、自主学習形式で行うのか、また指導内容に合わせた指導者の確保などの課題を整理して取り組むことが必要であると考えています。

また、コロナ以降、ここ二、三年で、場所や時間を選ばず、経済的な負担も少ないオンラインの個別指導、オンラインの学習塾の利用も増えている状況のようであります。学習機会の確保や保護者の負担軽減などについては、これまでも様々な施策を実施してまいりましたが、公営の、町営の公営塾開設について、今後引き続き検討してまいりたいと思っています。

全ての子どもが安心して学べる環境づくりは非常に大切であり、重要な使命であると考えています。これからも学習活動を通して、子どもたちの生きる力を育み、将来にわたって心豊かな生活が送れるよう配慮しながら、教育行政を進めてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君）　菊地邦弘君。

○４番（菊地邦弘君）　ありがとうございます。

まず、後で町長にも伺いたいと思いますけれども、この公設塾が全国の1,778か所を調査したところ、83か所でやっているみたいですね。うちの町でやっているぷくらす、塾で英語を教えているようなことを指すのかなというのが63施設があるみたいです。これ２年ぐらい前の統計なんですけれども。一番冠、上にあるのは、今も昔も子どもに対して親が学力向上願うのは当たり前のことであって、そこからひも解いていかなきゃならないかなと思います。いろいろ教育環境も、放課後子ども教室、国で策定している、そういうのも出てきたりとか、いろいろと時代は変わってきている中で、現在は、さっき教育長おっしゃったように、中学校ではいろいろやっているというのは存じ上げています、いろいろ。学校の教育を学校内に閉じ込めないというのがこれからの時代じゃないのかなと。そういう観点から、いろいろ申し上げたいと思うんですけれども。

まず、ＰＴＡさんと語る会を行ったときに、英語教育に関して町のほうで取り組んでいらっしゃるということに対しても、いいか悪いかということじゃなくて、クエスチョンを持つような方々も結構いらっしゃる。英語だけじゃなく、こういうふうな公設塾を解放して国数英、その３つを柱として支援していくのがいいかなと思っているところですけれども。その教育長、ぷくらすでお茶を飲みながらアメリカの様々な文化に親しむ、もう一つ、英会話教室、お友だちと楽しくしながら、英会話上達を目指そう、この２つ、開設しているみたいですけれども、そのようなところを見て、どのように感じておられますか。それをどのように感じているかなと。そういう今やっていることに対して、教育長はどういうふうに、これで十分だとか、どういうふうに思っているのかなというのをちょっと伺いたいと思います。

○議長（宇津江雅人君）　教育長。

○教育長（清野　均君）　お茶を飲みながらの英会話ということで、ちょっと今何を答えようか悩んだところでありましたけれども。一言で言うと、教育委員会として今現在頑張らなきゃいけないと思うのは、まず学習については学校教育の中でできるように、受験に対しても全部支援できるようにするというのが第一義であるということをまず考えています。

それから、これは当然のことなんですけれども、それから、議員から大変こう、言われて、そうだなと思っているのが、教育百年の計だと。これからずっと人間が学んで、大人になっていくときに、学習、確かに受験のための学習というのは必要な部分ではあると信じて、私も受験指導やってまいりました。ですが、最終的に、本当に生きていく上で大事な学びって何だろうなと考えてきたときに、やっぱり子どものうちに身につけさせておきたい、昔で言えば読み書きそろばんというんでしょうか、技術というんでしょうか。学びというのはやっぱり大事にしたいものだなと。そういった意味で、町が行っている今、書道であるとか、それから様々な自然体験であるとか、こういったものはなかなか学校でできない部分ありますので、そこはとても大事にしたい。そして英語なども、町としてこれまでトータルでブリティッシュを含め、オンラインを含め、様々な形でやってきていますので、やはり、今まだ３年目ですけれども、英会話など身につけて、海外等でも夢を持って頑張れるような人材を育成したい。何らかの形でそういった形のものは子どもたちに伝わっていくのではないか、身につけていけるものではないかと、新たに身につけていくものをまずは学校外で大事にしていきたいと思って見ておりました。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　菊地邦弘君。

○４番（菊地邦弘君）　ありがとうございます。

私、非常に思っているのが、この時代になりまして、教育の格差が出ているんじゃないかなというところを鑑みなきゃならないのかなと思っています。ある程度収入あるご家庭なんかは、いいんですよ、いろいろ、行っていただいて、好きなところに。でも、学びたくても、いろいろと家庭事情がある、ひとり親世帯、そういう方々の子どもに、行政のサービスとしてこういう事業を行ったらいいのかなというふうに思うところであるんです。英語は英語で今までこうやっていまして、もうこの際、地域おこし協力隊なんかを利用しながらとか、あとは、手段はいろいろあると思いますけれども、構想としてこの町は英語に特化した町をうたってはいるんでしょうけれども、ちょっと薄いかなと思ったりもする昨今ですよ。そういうことを見ながらも、この少子化を逆手に取って、この町は学校教育を行政サービスとして物すごいんだなということをこれから発信していく時代なのかなと思うんです。学校の中で教育を閉じ込めない。いろんな公設塾の考えがあれば、これは地域も連動していくと思いますよ、いろいろと。これがメリットだと思います。デメリットは財政状況のお金がどういうふうにかかるかというところでありますし、忙しくなる、職員が。そういうことだと思いますけれども。子ども支援にはいろんなものがいろんな自治体でやっていると思いますけれども、何いただいたり、何をもらったりとか、そういうのはどうでもいいことであって、学力を、この町に来たらしっかりと補ってあげますよと。これをこの町の行政サービスとして、授業料なんか無償でいいんじゃないですか。そうやって町を挙げてこれからの大江町としての進む方向として、冠を一つつけて、進んでみてはいかがかなというふうな思いもありまして。町長、どういうふうに思いますか。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　事前通告がないので手を挙げていいのかどうか迷いましたけれども、勢いで手を挙げてしまいました。お許しください。

よく言われるような言葉なのではないかというふうに思いますが教育によるまちづくりというような言葉があると思います。これは何を意味しているか。教育というのは非常に幅広い言葉だと私は思います。学校教育だけではない。社会教育も含めて、地域教育も含めて、いろんなことが教育によるまちづくりなのではないかというふうに思います。その一部に学校教育、いわゆるお勉強というふうなものも含まれるというふうに思います。

菊地議員がおっしゃっている公設塾というふうなものをどこに焦点を絞って言われているのかというふうなところがいま一つ分からないところなので、そこは今後いろいろと議論さ

せていただきたいというふうに思いますが、一つの勉強の指標としてテスト勉強というふうなことで、いわゆる受験のための勉強というふうなことが、この部分については恐らく塾を商売としてやられている方が最も得意な部分なのではないかというふうに思います。そこの部分のことを進めるとすれば、それなりの対応が必要だというふうに思いますし、先ほどから教育長が申し上げている地域の力、将来人間として生きていくための力、そこの部分の教育を充実していくというふうなことでは社会教育という部分が非常に重要になってくるのではないかというふうに思います。

私は、両方とも備えているべきではないかなというふうに思います。片方だけが飛び抜けている、それも一つの生き方だというふうにも思いますし、できればバランスよく両方のことをうまく考えられるような人間になってほしいなというふうなことを思いながら、今後のまちづくりとしての教育という部分を考えていけたらいいのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　教育長。

○教育長（清野　均君）　菊地議員から先ほど、学校に閉じ込めるのでなくということで、私もそのとおりであろうと思いますし、今子どもたちは、本当にいろいろな学び方というんでしょうか、多様な学びを求めているということを感じています。これから将来の学びというのを考えたときに、ＡＩがこれだけ発達してくると、教え方から何から、本当に学校の先生って必要なんだろうかなどということを、やっぱり考えなくてはならない時代が今度来るんだろうというふうに思っています。じゃ、学校の機能として、最後に残るのは何だろうということをちょうどこの間も議論したところなんですけれども、今言われているのは、先ほど教育格差とありましたが、教育格差の根本にあるのは体験格差だと言われています。いろいろな体験を子どもたちが小さい頃にできていない、そこがだんだんと教育格差とつながっていくと。この体験とそれから対話、この２つがキーワードになっていくのでないかなというふうに私も考えています。

やっぱり学校でできる基本的な様々なもの、社会体験であったり自然体験であったり、社会教育を含めて、総合的に町で準備していくことがこれに対応する一番の要因、大切な部分ではないかなと。ぜひこれから目指すべき新しい学校の際には、タブレットをはじめいろいろな通信環境を整えることと同時に、やはり、ふるさと教育というんでしょうかね、町でした体験できませんから、を、体験をうまく土台にした教育をつくり上げていかなくちゃいけないなというふうに考えております。

ただ、議員のおっしゃるように、いろいろな大胆な見直しというものもこれから必要になってくると思いますので、それは十分捉えながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　菊地邦弘君。

○４番（菊地邦弘君）　では、最後の一言申し上げて終わりたいと思います。

ＯＳＩＮの会さんとか、町外から来られる方々なんかは、この町のどういうものが何があるんだ、何だか、いろいろ調べてくると思います。その中で、この町は学習支援に特化している町だなということを一番言いたいんです。それを目標にやっていったらどうなんだかな。そうすると、誰でもね、親なんかは子どもに対して学力をつけてもらいたいと願うことは当然でありますし、そういうことを、とにかく主力的に行っている町だ、何かをいただいたり何かをするなんて自分たちで勝手に買えばいいことでありまして、抜本的に教育、格差ともさっき申し上げましたけれども、それも一理あるんですけれども、行政サービスとしてこの取組を、国数英、受ける受けないは本人の勝手であります、こういうものちゃんと用意していますよ、この町はということを、最大限に特化して、まちづくりを進めていけば、おのずと子どもも生まれてくるんではないかなということを期待申し上げて、ぜひこういうことを取り組んでいただきたい、声を大にして一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君）　これで、菊地邦弘君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君）　これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会　午後　３時２５分

令和７年第２回大江町議会定例会

議　事　日　程（第２号）

令和７年６月６日（金）午前１０時開議

日程第　１　一般質問（４名）

１０番　土田勵一

○　８２歳以上の高齢者世帯の入口や車庫前の除雪について

３番　大沼清人

○　民間の活力を引き出す指定管理の考え方を問う

５番　藤野広美

○　百目木治水対策に係る最上川河畔の桜保存を

○　住宅支援制度の新築工事に対する補助金上限１００万円から５０万円とした根拠は

２番　廣野秀樹

○　大江町の公共施設再整備について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊地英幸君	２番	廣野秀樹君
３番	大沼清人君	４番	菊地邦弘君
５番	藤野広美君	６番	櫻井和彦君
７番	安食幸治君	８番	関野幸一君
９番	伊藤慎一郎君	１０番	土田勵一君
１１番	宇津江雅人君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	菅野光昭君
教育長	清野　均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	櫻井洋志君
税務町民課長	伊藤　修君	健康福祉課長	岡田照彦君
農林課長	阿部美代子君	建設水道課長	伊藤和幸君
教育文化課長	金子冬樹君	会計管理者兼出納室長	伊藤　修君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西田正広君	議会事務局庶務主査兼庶務係長	庄司由利君

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、暑い方は上着を脱ぐこと、また議場内での写真撮影を許可します。

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君）　日程第１、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り５分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可します。

◇　土　田　勵　一　君

○議長（宇津江雅人君）　最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

10番、土田勵一君。

○１０番（土田勵一君）　10番、土田勵一です。改めて、おはようございます。

今日早朝、日本一公園に行ってまいりました。それで、雑木をきれいに切っていただいて、眺めが最高によくなっておりました。これは恐らく、大会の配慮かなと実は理解しておりまして、我々も頑張って唄わなくちゃいけないと思っております。

26日の日本一公園での唄う会では、皆様当然出席していただけると思いますが、皆さんも大きな声で一生懸命唄っていただいて、大江町のＰＲとともに、最上川舟唄の大きなＰＲになるように皆さんと一緒に頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、１件目に入ります。

82歳以上の高齢者世帯の入口や車庫に接する道路の間口除雪について提言し、町長に伺います。

令和５年度の左沢の積雪は、ほとんどないような状況でした。しかし、左沢の最高積雪は、令和７年２月９日で99センチメートル、柳川の最高積雪は令和７年２月８日で２メートル36センチメートルでした。したがいまして、豪雪対策本部を設ける事態となってしまいました。

誰もが住み続けたいと思い、安心な暮らしと豊かな社会地域の実現を目指し、丁寧な除雪を心がけ、ＧＰＳや観測システムを導入するなど、デジタル技術を駆使して作業効率を向上させ、より効果的な除排雪体系の確立に努め、冬期間の安全な道路交通を確保するとともに、計画的な除雪機械の更新を図っていくことが町の基本目標としております。したがいまして、近いうちに、ＧＰＳや観測システムを導入する方針に変わりはないものと私は理解しております。

２年後には、戦後生まれの団塊の世代と言われる方は80歳を迎えることになります。何年に一度の降雪であっても核家族化は進み、高齢者世帯は増えていくものとも思われます。80歳にもなりますと、除雪機を操作し動かすのは危険を伴います。また、82歳ともなりますと、精神的にも体力的にも衰えを感じる節目の年齢でもあります。また、82歳以上の高齢者世帯の入り口や車庫に接する道路の間口除雪時に、ドーザーにより押された大きな雪の塊を片づけるのは容易でありません。時間がたちますと雪は硬くなり、さらに大変になります。特に、単身女性の方は大変厳しいものと思っております。したがって、82歳以上の高齢者世帯全ての入り口や車庫に接する道路の間口除雪に対応するには、難しいかもしれませんけれども、提言するものです。

提言の内容は、82歳以上の高齢者世帯の方は町に申請していただいて、町がＧＰＳや観測システムに組み入れて除雪時に各世帯を確認しながら、ドーザーの排土板の角度を微調整し、入り口や車庫に接する道路の間口にはなるべく雪を置かないようにする。そうしますと、間

口の雪は確実に少なくなります。そうなりますと、間口の両脇に簡単に片づけることができるようになります。その雪は、各世帯が責任を持って車の往来の妨げにならないようU字溝の幅の範囲内に片づけていただきます。そして、次回の除雪時に持っていくようにドーザーで運ぶシステムであります。ただし、雪は、各世帯が責任を持ってU字溝の幅の範囲内に片づけておくことが前提であります。これが実現されますと、82歳以上の高齢者世帯にとって優しい施策であり、大変助かるものと思っております。

町として、ＧＰＳや観測システムは必要不可欠であり、近いうちに導入されるものと思っておりますし、除雪隊員には精神的な負担となりますけれども、今回の提言策には、新たな経費はかからないものと思っております。提言内容から若干それますけれども、関連しますので、ご了承はいただきたいと思います。我が町民の方々は、町外への通勤者が多いことから、通勤前の車庫前の雪片づけは若い核家族にとっても大きな課題であり、町外への転出の要因の一つと思えてなりませんし、永遠の課題でもあると思っております。この提言策が実現されますと、82歳以上の高齢者世帯にとって優しい施策であり、大変助かるものと思っております。

したがいまして、町長が進める優しい政策と合致しているのではないでしょうか。また、今回の提言策は、若者の転出抑制策の一つとして近未来の除雪対策のモデルとなれば幸いであります。

最後となります。

町として、ＧＰＳや観測システムやデジタル技術は、いずれは必要になりますので、なるべく早く導入していただいて、まずは82歳以上の高齢者世帯の入り口や車庫に接する道路の間口除雪に関わるシステムの導入を強く望むところであります。いかがでしょうか、伺います。

壇上からは以上であります。

○議長（宇津江雅人君）　町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君）　皆さん、おはようございます。

ただいま土田議員のほうから日本一公園の話があり、舟唄についてのお話がありましたが、昨日、舟唄議会とでも言いましょうか、議会の開会に先立ってのセレモニーがありました。昨日のテレビニュース、そして今日の新聞の記事というふうなことで、舟唄の町、大江というふうなことをＰＲできたのではないかというふうに感じているところであります。

６月22日、10時から日本一公園で舟唄の集い、みんなで声をそろえて大きく唄おうというイベントでありますので、ぜひ、ここにいる議員の皆様、町民の皆様、そして町外からの皆様、誰でも参加できますので、ぜひご来場いただいて、一緒に舟唄を唄ってみてほしいというふうなことをお願い申し上げたいというふうに思います。

さて、今、土田議員のほうから、82歳以上の高齢者世帯の入口や車庫前の除雪についてというご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

令和７年は、段階の世代が75歳以上の後期高齢者となる超高齢化社会の入り口だと言われております。これは2025年問題とも呼ばれており、団塊の世代の方が後期高齢者となられることから、医療や介護、福祉、こういった社会保障分野において大きな影響を及ぼすのではないかというふうに言われております。

そのような中で、２年後には戦後生まれの団塊の世代の方も80歳を迎えられる。体力的にも大変厳しい年代に入ってくるというふうなことは理解をしているところであります。一方で、年齢を重ねてもお元気でお過ごしの方もたくさんいらっしゃいますし、あくまで個々人の状況によるところが大きいこともあるというふうに思います。

さて、町が行う道路除雪というふうなことでは、通勤・通学時間前までの限られた時間の中で、町民生活に不可欠な生活道路を迅速かつ広範囲に除雪することを第一と考えながら、作業を進めているところであります。

そのため、できる限り人家の入り口や車庫の前については丁寧な作業を心がけてはいるものの、町民の皆様方にご協力をお願いしなければならない、ご理解をいただかなければならないというふうなところが多々あるというのが実情だというふうに認識をしております。

こういった状況において、年々道路除雪を行うオペレーターの確保が難しくなってきており、限られた人員と機械で効率的に道路除雪作業を行う必要が高まってきているというような現状の課題があります。

こうした課題に対し、道路除雪をより効果的に実施するため、令和６年２月に策定しました大江町ＤＸ推進計画、これにおいて、ＧＰＳ除雪管理システムの導入、これを推進することとしており、昨年度試験的にシステムを導入したところであります。あくまでも試行という形であります。

今後、継続的にこういったことを実施することで効果の検証を進めてまいりますが、あくまでこのシステムは、除雪車の位置情報をリアルタイムに確認していくほか、作業状況を記録して日報や月報、そして請求書、そういった事務作業の作成に資することを目的としてい

るものであり、現段階においては、議員さんからご質問のありましたＧＰＳシステムを活用した高齢者世帯に配慮した除雪システムというようなものではないというふうなことで、今、取り組んでいるものでありますので、ご理解いただきたいと思います。ただ、今後、そういったシステムの拡大というふうなものも考えていくというふうなことは、ただいま議員さんのほうからご指摘のあったところなのかなと考えています。

早朝や深夜に及ぶ除雪については、個人個人それぞれに配慮した個別の対応を行うことは、それ相応の時間と労力が必要となり、通勤や通学前の道路除雪に大きな支障が生じるおそれがあるものだというふうに考えております。また、除雪した雪を道路敷である側溝の蓋の上に置いてというようなお話がありましたが、ただ、そうなると、道路の幅員が狭まったりというふうな支障もあり、車両の通行が妨げられ狭い道路幅がより狭くなる、そういうような問題もありますし、車両のすれ違いや歩行者の安全確保に影響が出るものだというふうにも推測をされます。このために、現在は道路への雪出しについては、通行の支障となることから、町民の方々にはご遠慮をいただいているというような現状もあります。

ただ、高齢者の方や障がいをお持ちの方の負担軽減は、こういった社会の中においては重要であるというふうにも思いますし、玄関前除雪等について支援を実施させていただいていることは、議員もご存じのことかというふうに思います。高齢者宅の間口除雪については、大江町雪下ろし・玄関除雪等支援事業という事業を実施しておりまして、対象者等の要件は一定程度ありますが、１シーズン対象経費２万4,000円の９割を上限に助成をさせていただいております。引き続き、こちらの支援制度の周知などに努めさせていただきますので、お困りのことがあるというような場合には、担当課のほうまでご相談をいただければというふうに思っています。

冬期間の早朝除排雪作業が町外への転出の要因というようなご指摘のお話もありましたが、雪のある市町村の、言ってみれば、永遠の課題だというふうにも思います。これからも町民目線のきめ細やかな除雪作業とＧＰＳシステム等のＤＸを活用したより効果的な除雪体制を進めていくとともに、町民の皆さんが大江町に住み続けたいと思っていただける町の魅力づくりや様々な支援策についても、引き続き様々な検討を進めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いし、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君）　土田勵一君。

○１０番（土田勵一君）　町長、答弁どうもありがとうございました。

文書的には、ちょっと舌足らずなところがあって、この私の提言は、忙しいときにやれという意味ではなくて、早朝は通勤者の、あと通学のための除雪でありまして、これは、この忙しいときにやれというわけではないんですね。

それから、U字溝の蓋の上という今、表現がすごく難しくて、そういうふうになっているんですが、必ずしもこの側溝の上に雪を置かなくてもいい場合には、一体どうなるかといいますと、うまく除雪をしていただければ、そういうふうなことは別にしなくてもいいということなんですね。雪は条件によって違うわけですが、必ずしも同じところに同じ雪が置かれるわけでもないし、様々なところに置かれる場合もあります。自分のところに雪がうまく置かれない場合は、隣のうちの玄関の前にいってしまうというものもあるんですが、これはオペレーターの、言ってみればさじ加減と言っては失礼なんですが、やっぱりそういうようなことも考えながらやっていると思うんですね。

そういうこともあることで、今回のも提言させていただいているんですが、物事はすごく簡単なんですよ、町長。私、何か長々朗読していますけれども、結構簡単なんですよ。町長が今、おっしゃいましたシステムを今後、いろいろな面で使っていくと思うんですが、それはそれで結構ですから、私はあと団塊の世代というか、もう２年後にはそういうふうになると思っていますので、別に今年中にやれとか、明日からやれというわけじゃないので、これはゆっくり考えてもらって、むしろ保護主義というか、やり方を勉強して、そして時期が来ましたら導入して、勉強しながらまたうまく除雪するように考えていくとこういうふうな私のものの言い方なんですが、町長、どうでしょうか。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　言われていることは、非常に単純なんだというふうなお話がありましたけれども、車庫や玄関前などになるべく雪を置かないようにする、間口に置かれる雪は確実に少なくなるのではないか、そしてU字溝の幅の範囲内に雪を片づけておく、それを次回の除雪ドーザーで持っていくシステムだというようなことを文書ではそうなるわけですけれども、言葉としては。しかし、これを現場でオペレーターさんが限られた時間の中で行うというふうなことは、ハードルが高いというふうなことで、それを改めて別な日中の時間帯にでもやれるのではないかというふうなこともあるかというふうに思いますが、雪はやはり朝１回で終わりというふうな事態ばかりではなくて、降り続きます。場合によっては、日に２回、３回の除雪を行うというふうな部分もあります。そういうときに限って、やっぱり家の前の雪が非常に大きく置かれてしまうというふうな事態が発生してしまうというふうなこと

で、なかなかそこのタイムラグといいますか、現場の技術的というよりも現場のタイミング的には非常に、言葉で言うほど簡単でないというふうなことも理解していただいているとは思いますが、そんな中で、ＧＰＳの利用については、先ほどお話をさせていただきましたとおり今、試行中というふうなことで、全ての除雪機械ではないですけれども、テスト的に配備をしてやっているという状況。ただ、今のところの目的としては、除雪車が今、どこで作業をしているのかという把握、そして日報、稼働状況の確認をして、請求書まで行うという事務作業の効率化を図るということを第１段階としてやっていこうというふうなところで進めているものです。

この質問を受けるに当たって担当課のほうとも意見交換している中では、ＧＰＳを活用して実際、支援が必要な方の自宅前の部分に達したらアラームが鳴るとか、表示されるとか、何かそういったシステムもあるというふうなことで、実際取り組んでいる町もあるようです。そんな中で、今回の今、大江町が試しているシステムの延長線上にそういったことも拡張機能としてできるのではないかという気も私はしますので、今の時代のこの技術からすれば、そういったことも検討していくところは必要なのかなというふうに思います。ただ、今、議員さんからありましたように今すぐどうこうというふうなことでなくても、やっぱり将来を見通したとき、そういったものが必要になるというふうな認識で、今後もそこの部分の検討はしていきたいというふうに思います。

除雪した雪というのは、排雪しない限りそこに残ります。なので、どこかに置かなければならない。そのどこかというのは、人のうちの前であってはならないんですけれども、ただ、連担している住宅の状況の中では、それぞれ、言ってみれば平等に両側に同じような量をというふうなことを心がけながらやっていますし、ただ、オペレーターさん、業者さんの中にも地域の事情をずっとオペレーターしている中でよくご存じの方もおりますので、そういった部分、地域の方との連携の中で配慮したような形で除雪している内容も現時点ではあります。その辺の部分、先ほど言った平等的なものも必要ですし、ただ個別の対応といいますか、配慮も必要だというふうなバランスを取りながら、今、一生懸命現場のほうではそういったことができるだけ起こらないような、町民の方に迷惑をかけないような、そんな除雪体制を今、取っているというふうなところでありますので、今後の将来の展望としては、議員さんが言われるようなものも必要になってくるという認識の中で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君）　土田勵一君。

○１０番（土田勵一君）　町長、ありがとうございました。

町長、私の思い、何かほとんど今、述べたような気がするんですが、本当に町長、答弁うまい、何回も言いますけれども。私、そのぐらいうまくしゃべれない、文書もできないし。ほとんど今、聞いていた議員の方も恐らく、ああというような気もしたと思うんですね。

私は、今77歳です。９月で満78歳になるんですけれども、結構私も雪片づけは好きではないんで、なかなかつらいんですけれども、やっぱり自分のところは自分でなるべく脇に置いてやっているんですけれども、今町長が言うように、私も脇に置いているんですよ。ただ、前の玄関なり間口なんかは、50センチメートルぐらいに雪だけ片づけてそのままにしておきます。あと、カーポートの車庫に入るときには、大体１メートル50センチメートルぐらいぎっしり雪を脇に片づけてそのままにして、雪はいずれ解けるんで、そんなにいじくらなくてもいいかなと思う人なんで、そのような今、ずっと生活してきております。

今回、むしろ地域に施政方針というのを町で出しているもので、私はどのように進んでいるかは全く分かっておりません。ただ、ＧＰＳも導入をしてやるもので恐らく、近々というか、１年、２年ぐらいにはもうある程度のシステムができてくるんじゃないかなと、こういうふうに思って、私は質問したんです。ところが、今、町長語られるように、結構思ったよりちょっと若干進んでいるような気もしますんで、それはそれなりにやっぱり今後、もう２年後、３年後じゃ分かりませんが、勉強して、先進地のところもあるんで、そういうところにもちょっと聞いてみるとかやってもらえばすごくもっと前に進んでいくのかなと、こういうふうに思っていますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　高齢者などの間口除雪というふうな部分については、これまで幾度となく町民の方、そして議員の皆さんからもこの場でもそうですが、日常の除雪の議論といいますか、意見交換の中で出てきている課題だというのは重々承知をしているところです。

ただ、これを充実していくというふうなことは相応の財政的な負担や人の協力体制がないとできないというふうなことも、これまでいろいろ議論してきている中ではありますし、なので今、やっている玄関前の除雪への支援というふうな形も一つの方法なのではないかというようなことで取り組んでいるものです。これを進めていくためには、今、大江町では直営と業者委託で除雪作業を進めておりますので、町のオペレーターもそうですが、業者さんのほうの様々な事情もあるというふうに思いますので、人的なこと、予算的なこと、機械的なこと、いろいろあると思いますので、その辺をきちっと整理をした中で、十分皆さんが納得

した上で進んでいくべきだというふうに考えています。

これから恐らく、オペレーターの方の確保というのはますます難しくなってくるというふうに思いますし、一方で、地域でそういったことに理解をいただきながら、助け合いの心の中で近所の方の支援をしていくというようなことの希薄化も地域の中で進んでいくのかなというふうなことを思うときに、行政としてどこまでどんな形でやれるのかというのは非常に、この先のことを考えると不安なところもあるというふうに思います。その不安な部分をできるだけ解消していくために、今から様々議論をしながら進めていきたいと考えておりますので、幅広く意見をいただければというふうにお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　土田勵一君。

○１０番（土田勵一君）　ありがとうございます。

話はもうほとんど分かりました、町長。それで、みんな同じく年を取るわけですから、これは確実に年は取っていきます。自分は自分でいいように思っていましたが、自分がそうなったときにはどうなるかと考えますと、やっぱりお互いにみんな不安になるわけであります。

今、町長が申したとおり、いきなり来年からしろとか何年にやれと言うわけでもないので、恐らく町も結構勉強しているんじゃないかなと私は思っていたんですよ。だから、今、この提言をしたんですね。私も予算はどのぐらいかかるかはちょっと、私は全然予算面では分かりませんけれども、若干町も恐らく少しは勉強しているんじゃないかなと、こういうように思います。

このシステム自体は、恐らく今後どうなるか分かりませんが、毎年雪降るわけでもないので、恐らく話が途絶えてしまうというのは、もう今まで結構どこの自治体にもあったんじゃないかなと、こういうように私は思っているんですよ。２年前はたしか、ほとんど雪が降らなくて、これはうちのところに１回だけしか来なかったんですね。そういうときもあるんで、ただ、今年はどうなるか分かりませんけれども、または降らないかもしれない。でも、一応準備だけはしておかなくちゃならないのがやっぱり、ここ町なので、これも残念ながら降らなくても用意するしかないので、そういうところもやっぱり時間はまだありますので、まだ町長も余裕あると思いますので、ゆっくりじゃなくてもいいですから、普通に考えてもらって、前向きに高齢者のための間口除雪を導入していただいて、なるべく助かるようにしていただければ、本当はありがたいと思っています。町長、締めていただきたい。

○議長（宇津江雅人君）　最後に、答弁必要ですか。

○１０番（土田勵一君）　なくてもいいから、恐らくあると思うの、町長。

○議長（宇津江雅人君）　じゃ、まずは町長。

○町長（松田清隆君）　雪が降ったり降らなかったりという、多かったり少なかったりというよりもそれが極端なんですね、最近の雪の降り方を見ると。ほぼ全く降らないような状況があったり、昨年度のように大雪だったりというその波が非常に大きい、予測も立てにくいというふうなことですが、ただ町としては、それ相応の準備をしながら進めていかなければならないのが除雪だというふうに思いますし、また除雪というのは、一定程度機械の整備だったり、人的な配置だったり、そういったものを降らないとしても準備をしておかなければならない、予算は必要となってくるということが１つ。

もう一つは、雪は春になれば必ず消えるというふうな意味合いで、消えるものにお金をかけるという予算執行をやらなければならないんです。何というか、気持ち的にはむなしさといいますか、そういったところもある中で、やっぱり除雪作業をいかにスムーズに進めていくかというふうなことが重要なのだというふうに思っています。

ぜひ、この除雪の問題、特に間口除雪の問題というのは、町が全てを請け負ってその部分をフォローしていくということは、かなり無理な話だというふうに思います。その中で、町はここまでできるので、ここから先のこと、もしくはこれを行うに当たっては地域の方からのご協力をいただきたいというふうなことのご理解がないと、いい方向には進んでいかないのかなと。自分のところだけ置かないでほしいというふうなことにはならないというふうなところを皆さんと共有をしながら、進めていかなければならない課題だというふうに思います。

ただ、毎年、必ず雪のシーズンに向けて様々な準備を進めていかなければなりませんので、今年度、できれば雪が少ないことを望むばかりであります。そんなことを申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君）　土田勵一君。

○１０番（土田勵一君）　町長、どうもありがとうございました。

これで私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君）　これで土田勵一君の一般質問を終わります。

ここで、10時55分まで休憩します。

休憩　午前１０時３８分

再開　午前１０時５５分

○議長（宇津江雅人君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◇　大　沼　清　人　君

○議長（宇津江雅人君）　次の一般質問は、一問一答方式で行います。

３番、大沼清人君。

○３番（大沼清人君）　３番、大沼清人でございます。

早速ですが、私は、民間の活力を引き出す指定管理の考え方、これについて執行部の皆様にお伺いしたいと思っております。

現在、本町では、産業公社はじめ指定管理者制度の観点に基づき、相当数の事業を行っております。福祉・観光・町の活性化など、多岐にわたっております。それは自治体では取り組むことが難しい領域を民間の力を適切に借りることで、サービスの質の向上を図り、問題解決するためにあります。本制度のメリットとしては、民間の創意工夫、営業努力による委託目的の達成、次は全体的なコスト削減、さらに行政の効率化・適切化と言われております。

行政として指定管理団体への評価ポイント、３つというふうに言われております。

１つは、計画にのっとって施設の管理運営が適切に行われていたかどうか、２つ目、施設を最大限活用して、設置目的に沿った成果を得られているかどうか、３つ目、利用者増、利便性向上の取組がなされ、効果があったかどうかであります。

自主的な営業努力が可能となる分野では、当該事業の公共性とともに、事業の収益性も当然追求すべきと思慮いたします。具体的には、営業努力により採算の向上につなげることで、最終的に受益団体が指定管理費用なしの自立化、これを達成することが最高の理想であると私は思っております。例えば、ミルクの補給から離乳食、そして理想的には自分で固形食の摂取ができるという、こういうゴールを目指すべく活動してもらう必要があるのではないかと考えております。

そのために、受益団体の運営開始から最大限の営業努力、創意工夫を引き出し、将来の自立に向けて行政も様々な支援が欠かせません。経済性になじまないケースもありますけれど

も、基本的には指定管理受益団体に段階的に収益性のアップを認識させるべきではないかと思っております。

一例を挙げれば、ＡＴＥＲＡは町の活性化、にぎわいづくりなどを目的に７年ほど前に設立されました。では、来訪客数は開始７年を経て想定範囲なのかどうか、売上拡大に向け提供するメニューは十分なのかどうか、行政としてもっと支援するべきことは何なのか、隣接する旧高取家とどのように連携していくかなど、独り立ちのため、知恵を寄せ合うべきと考えております。

同様なことは、山里交流館やまさぁーべ、大江地鶏、新道の駅、温泉館全てと考えております。そのため、発注者である行政、時には彼らに厳しい指摘、アドバイスを与える必要があるんではないかと思います。ただ、受益団体の自主性、これは尊重しなければなりません。当然ながら、本件は町の財政に直結する事柄と認識しております。

当初の契約による指定管理費が立ち上がりからいつまでも同様の金額が続くと誤解されると、上記の自立への努力、あるいは緊張感が薄れる懸念を覚えます。ついては、上記諸団体への１つ、指定管理の執行部の考え方、時間に伴ってどういうふうにリードしていくべきなのか、行政は。次、指定管理開始時に、上記のゴール設定、これを共有しているかどうか、これは最終目標の共有ということです。３番目、指定管理委託先が収益性の自助努力を果たすため、執行部の関与の度合いをどう考えるのか、これは行政の支援、関与、これについて執行部の皆様のお考えをお聞きしたいと思っております。

壇上からは以上で失礼します。

○議長（宇津江雅人君）　町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君）　それでは、大沼議員のご質問にお答えをしていきたいと思います。

指定管理の在り方についてというふうなことで、主に３つの視点で考えを求められていますので、順を追って説明をさせていただきたいと思います。

十分、指定管理の制度についてはご存じかというふうには思いますが、改めて申し上げれば、指定管理者制度というものについては、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設である公共施設の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的として、平成15年の地方自治法の改正で導入された新しい制度でありました。

大江町では、地方自治法改正の３年間の移行期間の終了を見据え、公の施設に係る指定管

理者の指定手続等に関する条例、これを制定するとともに、施設の設置及び管理に関する条例を改正した上で、平成18年度に初めて公の施設への指定管理者制度を導入してきた経過があります。これに伴いまして、従来、大江町産業振興公社に管理委託をしておりました健康温泉館、大山自然公園など、こういった各施設は、温泉施設や宿泊施設としての共通性に鑑み、一括して大江町産業振興公社を指定管理者とする施設の運営に移行を行ってきたところであります。

また、都市と農村・山村の交流などによる地域の活性化を目的として設置をいたしました小倉交流館のほか、貫見こぶし館と麻積水林館については、その設置目的を最大限に発揮できますよう、各地域の協議会や自治会組織、これを指定管理者とする運営に移行してきています。

さらに、この10年間の地方創生という大きな流れの中では、新たに設置をした施設、山里交流館やまちなか交流館、やまがた地鶏食鳥処理施設、そして、昨年10月にリニューアルオープンいたしました道の駅おおえ、コラマガセなどにつきましても、指定管理者制度により運営しているところであります。

指定管理者の募集に当たりましては、公募をする場合と、公共施設の性格、規模、機能などを考慮し、公募によらない場合の２つの手法で取り組んでおります。

町といたしましては、指定管理者の候補者を選定する際には、１つ目として、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られていくかどうか、２つ目として、施設の効用を最大限に発揮できているか、３つ目として、施設の適切な維持管理及び管理に係る経費の縮減等が図られるか、４つ目として、施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているのかどうかなどの基準に照らして、総合的に審査をした上で選定をさせていただいているところです。

また、議会の議決を経て、指定管理者に指定した団体との間では、指定期間、事業計画、利用料金、事業報告及び業務の報告、管理費用などを定めた施設の管理に関する協定を締結しております。

加えて、町と指定管理者との間では、施設の管理業務や経理の状況に関して報告を求めるなど、サービスの向上や適切な管理運営を図るため、定期的な意見交換、そして情報交換、時には指導・指摘というようなことを行っているところであります。

行政の支援・関与の部分に関しましては、指定管理者が管理を行うために必要な経費につきましては、全て利用料金で賄うこと、２つ目として、全て設置者である町からの指定管理

料で賄うなど、３つ目として、一部を利用料金で賄い残りを町からの指定管理料で賄う、こうした３つの方法が考えられます。

指定管理者が利用料金を定める際には、町からの承認を得ることが必要であり、指定管理者が自由に定められることにはなっておりません。また、必要に応じて、町は指定管理者に対して指示を行うこともできることから、指定管理者による利潤追求や過剰サービスが原因で利用料金が高くなってくるというようなことはありません。

そのため、指定管理者は、あくまで施設の設置者である町からの承認を得た利用料金の枠組みの中で施設の運営や維持管理を行うとともに、本来の指定管理業務の実態を妨げない範囲内において自らの責任と費用により施設の利用促進、活性化につながる自主事業を実施するなど、効果的・効率的なサービスの提供を行うこととなっています。

町といたしましても、引き続き利用者に対するサービス提供の在り方を勘案し、適正な料金設定がなされるよう留意するとともに、管理経費の過度な削減によりサービス提供の質が低下することのないよう、各施設を運営するように指定管理者と進めてまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（宇津江雅人君）　大沼清人君。

○３番（大沼清人君）　町長、ありがとうございました。

きっと今、町長のおっしゃったことを要約すると、公共性、いわゆるその施設、あるいは業務に対してこういうことをやってほしいと、こういうサービスを町民に行ってほしいという公共性、プラス経済性、これは両立するものだと私は思っています。特に、公共性だから、これは追求はあまりしないで、もちろんこれを犠牲にしてまではしないでくれと、そういう趣旨はよく分かりました。

ただ、民間の活力を持ってくる、あるいは公共サービスの質をもっと上げるため、これには利用者の増大、あるいは目的をきっちり達成しているかどうか、低いところで満足していないのかどうか、これは検証する必要があると思っています。でないと、中だるみになっているんですね、ご存じのように。人間というのは、そんなに強い動物ではございません。与えられた今度、ここでいいよ、じゃ、来年もここでいいよ、再来年も別にいいんだよと言うと、努力も創意工夫もどうしても怠ります。それは避けなくてはいけないの、我々は。あくまで民間から最大限のノウハウ、スキル、情熱を持って当たっていただいて、住民サービスに資する、それが当たり前だと思っております。その意味で、どういうふうに持っていくの

かと、現状に甘んずることなくという指針は絶対出すべきだと私は考えております。

これ、ちょっと大きい話になってしまうんですけれども、その前段が違うと私、今からいろいろ具体的に質問するあれとちょっと違ってきますので、それについては町長、いかがでしょうか、私の今の認識については。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、施設の種類によってそこは違うのだというふうに私は思います。なので、指定管理をしてもらっている中には、こぶし館のようなものだったりという本当に公共の部分だけの施設もありますので、そういった施設は公共のため100％使っていただく、利潤というふうなものにはほぼ関係がない。維持管理の中で赤字にならないような指定管理料の中で管理をしていただくというようなことが、１つのパターンとしてあるのではないかな。さっき３つのパターンを申し上げましたが、あとは全くの逆のパターンで、もう自主的な収益の中で全て管理をやっていただくというようなことの部分もあると思います。

ただ、なかなかそういった施設というのは、民間で立ち上がらない部分を町は町の活性化のためにそういった施設を造り、町が直接運営するよりは指定管理者としてお願いをしたほうが営業的な、専門的な部分の知識の豊富な民間事業者のノウハウを生かしていただくというふうな意味合いでは、そういったところが生きてくるという判断の中でやっていると。

なので、恐らくもともと利益の上がる施設であれば、民間が自力でそういったものを立ち上げられるものだというふうに私は理解をしますし、そういったものがない中で町がどうにぎわいをつくっていくか、活性化していくかという手段の中で、そういったものを町が建設し、運営をやっていくというふうな公共施設のものだというふうなところです。あとは、その中間の両方の持ち寄りというふうなところがありますので、必ずしも利益を上げてもらわなければならないというふうなものだけではないというふうなことの認識でおります。

○議長（宇津江雅人君）　大沼清人君。

○３番（大沼清人君）　分かりました。

今、言った３つのパターンの私は最後のエリアについてお聞きしたいと思っています。

１つは、まちなか交流館ＡＴＥＲＡの現状、あとやまさぁーべですね、山里交流館、あともう一つは新道の駅、これについてちょっとある程度具体的に教えていただければと思っています。

まず最初に、まちなか交流館ＡＴＥＲＡ、これはもう造られて７年たちまして、町なかに

やっぱり活性化、にぎわい、人の流れ、これをつくるんだということで銀行の跡地、建物を利用してやったわけなんですけれども、この７年間の、いわゆる受益者数、あと町のレンタルスペースも、あと施設の利用者数、目標に対してどうだったのかと、これのあらましをちょっと教えていただけますか。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　まちなか交流館については、議員のほうからもありましたように、町のにぎわいをつくるというふうなことでありますので、ＡＴＥＲＡ自体の利用者数がイコールかというふうな部分では、それに付随するものがあるということもご理解いただきたいというふうに思いますが、主にカフェ、そしてレンタルスペースというふうなことで利用者の数をカウントしております。数字的には、初年度は9,554人というふうな全体の利用者の数のカウント、平成30年ですね、そこからやっぱりコロナの時代を経て、四、五千人ぐらいの人数の利用者になっていると。直近の６年度では、5,766人というような利用の状況になっているという報告を受けております。

○議長（宇津江雅人君）　大沼清人君。

○３番（大沼清人君）　ありがとうございます。

まず最初、なぜ私がＡＴＥＲＡをお聞きしたかというと、非常にあそこは私自身好きで非常によく利用するんですよ。この間も、野山の食堂ですとか、食生活改善推進協議会でふかしご飯ですとか、スポット的に非常にいいことをやっていらっしゃる。私、非常にコーヒー飲むんですけれども、ただ、施設利用者の目標数というのはたしか、お聞きしたら今年度7,000人というふうにお聞きしたんですが、現状が5,000人強、この7,000人というのも当初年間9,000人というふうに昨年度まで、それから見ると目標を下げてある程度現実性を持たせてきたのかなというふうに思うんですけれども、私はやりようによってはもっと伸び代が非常に大きい施設、あるいは営業費目ではないのかと思っているんですけれども、それについては今現状は、町長はどんなふうに評価していらっしゃるのか、何がネックなのかというふうにお考えなんでしょうか、それをお聞きいたしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　ＡＴＥＲＡの部分については、開始時においても、現在においてもイベント等をやるというようなところでは、比較的町外の若い方の利用が多いというふうに全体的には私は見えています。というのは、ＡＴＥＲＡで何かがあるというふうなことだとすると、あまり見たことのないような若いご夫婦だったり、子どもさん連れだったりというふ

うなことで役場に車を置いて町の中を歩きながら、ＡＴＥＲＡに行ってというふうな形でいる姿をよく見かけますので、そういった方々の利用というのは非常に大江町の施設としては珍しい施設、珍しいと言ってはあれですけれども、あまりない利用の形態になっているのかなというふうに思いますので、そこの部分は、さらにやはりこの元銀行だとか、おしゃれな空間だとかというふうなところをもっともっとＰＲをしながら、広げていかなければならないものではないかというふうにも思います。

あと、もう一つは、そういった中で、大沼議員はどう思っていらっしゃるかですけれども、町民の姿というのがいま一つ見えない感じが、逆に、私はしているというふうなことを思いますので、ぜひ、そこの部分をどう取り組んでいくか、先日行われた食生活改善推進協議会のランチ会などの部分、あとは野山のお弁当というふうなことでやったこの２つの流れを見ておりますと、テイクアウトでありますけれども、町内の方に非常に来ていただいているというふうなことが見えますので、そういった町の人にとっても魅力的なものになるものをどう仕掛けていくか、どうつくっていくかというのが課題の一つではないかというふうに思っています。

○議長（宇津江雅人君）　大沼清人君。

○３番（大沼清人君）　私も実は、町長おっしゃるとおり、非常に独自ブランド、ＡＴＥＲＡと英語で書いて、コーヒーも月布ですとか、左沢とか、非常に凝っている。その意味では、若い人向けなんですよね、20代、30代、40代。地元の人とは、本当にやっぱり敷居が高いんでしょうかね。私は、例えば行ってコーヒー、年配の方がコーヒーというのは少なくて、お茶とか、昆布茶とかですね、それはともかくにして、もうちょっと周りが入りやすい雰囲気というのが必要なのかなと、あとコンセプトから外れるのかななんてちょっと考えているんですけれども、その意味では、非常にセンスは私は評価します。

ただ、やっぱりコーヒーだけで売上げを上げようというのは、客単価、これはなかなか至難の業。前に一度、食堂というのが造られたんです、ちょっとなかなかお客さん、入らなかったということがあるんですけれども、私思うのは、やっぱり昼休みに1,000円ぐらいでコーヒーついて軽食、こういうものがないと、なかなか行かないんではないかと思っています。その意味で、例えば冷凍のピザとかスパゲッティでも手間がかからないやつでもうちょっと行きたいやつ、そういうものの提供が必要なのか、これが１つ。

もう一つは、やっぱり町民がＡＴＥＲＡをもっと盛り上げようというサポーター制度、そういうものが必要ではないか。例えば、その制度になったらもっと安く食べられるとか、交

流会があるとか、もうちょっと関係人口というか、そういうものが必要ではないのかと。

もう一つは、隣の高取家とのコラボ的なことは、もしあったらば、ぜひそれはこのＡＴＥＲＡの収益に直結するものだと思いますんで、それも含めてちょっと決まったことがあるんだったらば、高取家の用途とかも含めてもしあれだったら教えてください。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　先ほどの私の答弁と大沼議員さんの見方が同じなんだなということで、安心をしたといいますか、皆さんの見方もそうなのかなというふうに感じたところであります。地域の方が全くいないというふうなわけではありませんので、そこのところをもう少し足を運んでいただけるようなものとして、コーヒーでなくてお茶、日本茶というようなものもどうかとか、ランチのサービスとか、いろいろありました。

先ほど言いましたように、あまり大江町にはないスタイルの場所だというふうなことを考えると、オープンした当初、こんなことの話をされた記憶があります。結構年配の方ですが、私ら行っても食うものないのよと、ラーメンとかそばを置いてくれると行けるんだけれどもなというような会話も聞かれました。

ただ、やっぱりスタート時のコンセプトというふうなことでは、今のスタイルでやってきているので、それはちょっとやっぱりイメージとしては違うのかなというような、町民の声ではあるのですが、ちょっとそこはというようなことがありましたので、ぜひ、先ほど大沼議員が言われたランチ等の提供というふうなものでお客様の魅力につながると言うんであれば、それも検討ではありますけれども、なかなか人手の部分も考えたりというふうなことでは、Ｐｏｒｔさんの事業の中でも厳しいものがあるような気がします。

先般、Ｐｏｒｔさんの今年度の総会があり、参加をさせてお話をいろいろと聞かせていただきました。経営という部分では、もっともっとイベント等の出店なども心がけながら、今の駅前のものだったり、町外のイベントだったりというようなことで、左沢、月布ブランドのコーヒーの提供などをイベントに出店をしてやっておりますけれども、そういった方法で利益をもう少し稼いではどうかというような意見と、逆に、そういうところに力を入れていくというのは、ＡＴＥＲＡの目的そのものが町なかのにぎわいをつくっていくというふうなことからすると、そこはどうなんだろうかねというようなＰｏｒｔの会員さんの中からの意見でいろいろなことが交わされておりました。

私は両方バランスよくやっていただいて進めていただきたいなというふうに思いながら、その話を聞いておりましたが、今のＰｏｒｔさんのほうとも昨年度の運営の反省を踏まえ、

今年度こういったこと、ああいったことというふうなことの話合いを町としても一緒に入りながら、いろいろ相談をさせていただいておりますので、ぜひぜひ今後とも、先ほどから言われている町なかでにぎわいをつくっていくという一番の目的達成のために、様々なことを仕掛けていっていただけるようにお話をしていきたいというふうに思います。

○議長（宇津江雅人君）　大沼清人君。

○３番（大沼清人君）　今、町長おっしゃったように、やはり町としても本当に頑張ってあそこに造ったわけですし、やっぱり景観にも関与してきますし、気軽にあそこに行ってお茶飲みながら、小腹を満たしながら友達としゃべりたいという、なかなかそういう施設が町内には少なくございます。ですので、Ｐｏｒｔの運営の側の意見というのは十分尊重しながらも、できることはやっていただきたい。

あと、やっぱり数字的に非常に、これ厳しいというんですか、最初のときこそ9,000人近かったのが、今もう相当5,000人強ぐらいという、なかなかちょっと階段の踊り場になるのかなと。このままでは私はいかんと思います。やっぱり数値目標はある程度決めたならば、それに向かって邁進するような体制、サポート、それをぜひ続けていただけると思っております。

次に、やまさぁーべ山里交流館について、もう山里交流館、私のすぐ近くでございまして、もう10年で、私自身、山里交流館というのは一時、評議員になったこともありますし、よく存じております。大江町８割は山林でございます。その山林の自然を子どもたちにやっぱり体験してもらう、そこに住む動物、植物ですとか、なりわいですとか、川、山、これを今の子どもたちに体験学習していただくというのは非常に重要なことだと思っています。これは進める、もちろん重要な委託の目的としては崇高なものだと思っています。この利用者の推移、これも非常によく頑張っている。例えば、令和５年度で2,700人ぐらい、昨年度が2,400人利用者、当初が1,000人強ぐらいだったんですけれども、着実にこれは伸ばしてきている。大江の幼稚園生も年に４回行っているとか、小学生も川遊びに行っているとかという非常にいい流れになってきていると思います。

ただ、ちょっと１つだけ気になるのが指定管理料についてちょっとお伺いしたいと思っています。

令和２年までに600万という指定管理料、それが令和３年度の850万に増額されました。これは、もちろんコロナということがあって利用者数が激減したという、これは不可抗力、仕方がないと思っているんですけれども、その金額がずっと続いてきている、コロナが収束し

た後も。これは、私から見ると、やはり元に戻せとは言わないにしても環境がこうなってこうなったんだからということでは、次の契約更新時にある程度加味すべきなのではないのかなと思っているんですけれども、町長のご意見をお伺いしたいと思っています。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　やまさぁーべの利用人数については、先ほど大沼議員さんのほうからあったとおりでありますけれども、ただ、数字的に私自身が注目しているのは、宿泊者人数もそうなんですが、この独自のプログラム参加者の人数であります。５年度、６年度、1,570人程度というふうなことで、以前は何百人のレベルの数字だったものがここまで伸びているというふうなことは、先ほど言われた自然体験学習というふうなものを望まれてきている方の傾向が強くなっている、そういったお客さんが多い証拠でもあるのかなというふうに思いますので、先ほどのお話にあった、ぜひ体験してほしい、ぜひ利用してほしい、ここの施設の魅力というふうなものは一定程度伝えられるような形で、今運営がされているのではないかというふうに思っています。

指定管理料のお話がありました。600万からスタートをしてきて、コロナのこともあり、現在850万というふうなことでありますが、600万の時代の運営については大変苦慮していたというふうなことがあり、こちらで計画を想定した中での指定管理料の金額と実際運営をしてきた実績に基づく金額というふうな部分では、かなり実情と違っていた部分もあり、そしてコロナというふうなこともありというようなことで指定管理料を値上げさせていただいたということがあったというふうに記憶をしております。

この部分で、大きな収益が現在上がっていると、自主事業をさらに上澄みをしというふうなことで、全体の会計的に十分、公共の部分でやっていっていけるというんであれば、そういった部分も議論していかなければならない部分だというふうに思いますが、ただ、やっぱり運営をしていくというふうな中では、頑張ったら頑張った分だけのご褒美といいますか、収益があり、経営的にもやりたいことをいろいろと幅を広げられるというふうなこともありますので、そこのところは慎重に、次回の指定管理料の更新の部分については実情を調査していきたいというふうに思っています。

○議長（宇津江雅人君）　大沼清人君。

○３番（大沼清人君）　町長、ありがとうございます。

今、ある程度インセンティブ、あめも必要だと。私はむちも必要だというふうに思っているんです。ある指定管理の町外、ほかのどことは言いませんけれども、この間ちょっと話し

してみたんですよ、どうですかと。その人も同じような経営体の指定管理を受けていらっしゃる。大沼さん、聞いてくださいよ。私のほう、頑張って頑張って売上げ伸ばしてね、本当に汗水垂らしてやってきた。ところがね、指定管理料下げられちゃったんですよと。これ、ひどいと思いません。ところが、それ当たり前。これは頑張ったら頑張ったで、自分のもちろんそれは民間だったらそれはそうです。

ところが、施設から人から何もお膳立てをずっとやっていただいて、それで上がったから、もうこれは既得権益だと、ずっと続くんだと、そういうのは甘えです。それを見極めるのが管理者です。それは町側です。行政側です。いかにそこからもっと高い目標を持っていってあげられるのか、そういうスタンスがないと駄目、滞留します。楽だ、安定している、このままでいいんだと。創意工夫がなくなってくるんですよ。私は館長に言っています、こんな低い目標で満足するなよと。もっと海外のところとか、県外のところとか、もっと伸び代、たくさんあるんではないのと私は言っています。でも、それは応えてくれると思うんですよ、彼のスキルからいうと、館長とかスタッフの熱意をもってすれば。それを引き出すような委託をしていただきたいと、私は。

さっきは、私はどうも、大江町に８年ほどになるんですけれども、思うのは、他の町村と比べて、非常に言ったら語弊があるんですけれども、ゆとりがあるんですね。ほかの町はもう非常に厳しいです。鵜の目鷹の目、それだけ財政的に、この町が少しいいところにあるというふうに私は思うんですよ。それは共有するべきではないのかなと。ちょっと言葉にするのはあれなんですけれども、非常にいろんな議論はあると思うんですけれどもと、私は民間の立場から見ると、そういうふうに感じますということで。

次、最後なんですけれども、道の駅、本来ならば、昨日公社さんの会計がありまして、質問すべきだったのかもしれませんけれども、今日があると思って何も言わなかったんですけれども、会計を見る限り、はっきり言うと資産より負債のほうが大きいという状況になっています。今、5,000万ほどのマイナス部分を引き継いで、今期も来期も非常に厳しい状況。これは売上げもそうなんですけれども、財政的にも何らかをきちんと考えておかないと、いわゆる公社の財政基盤、これはこのままで本当にいいのかどうか、耐えられるのか、そういうところまでちょっと差しかかっているんではないのかなと、老婆心ながら非常に考えております。

１つは、営業的な努力ですけれども、今、非常に館長さんはじめ、いろいろな営業努力をされていますけれども、もうちょっと違うスタンスのアピール必要なのかなと考えているん

ですけれども、例えばですけれども、コラマガセで週末に何かのミニコンサートとか、必ずボランティアの人に集まってもらってやるとか、そうすると友達も増えますし、やっぱりにぎわい楽しいということで、財布のひもも緩んでくるとか、例えば、私もボランティアでヒメサユリのあれを３回ほどやったんですけれども、異口同音に、球根はないのかと、ほとんどの方がおっしゃる。これをビジネスチャンス、強気な設定で球根で公社のほうで収益上げたらどうだと。ノウハウは、栽培のほうは相当持っているわけですから。ほとんどコストといっても大したコストはかからない。あれだけの資産があるんだから、それは公社の収益として活用すべきじゃないのかと、これが１つ。

あと、さっき財務と言ったんですけれども、この財務、2,000万の資本金で非常に厳しい情勢、普通の民間でしたらば、増資考えます。あるいは、クレジット内で銀行からの与信の枠を広げる、お金が途切れないようにすると。もう一つは、社債か何かを発行すると、そういう手だては必要ではないんでしょうかという。というのは、まだ軌道に乗るまではやっぱり３年近くかかると思うんですよ、コラマガセは。それだけの耐えられる体力になって、執行受託の公社が、ちょっとこの２つについて、いわゆる営業面のプラスの発想というのと財政面でどう考えていらっしゃるのかと、これについてお伺いします。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　コラマガセの状況については、多分ここにいらっしゃる皆さんも、ネットで見ている皆さんも何度となく足を運んでいただいて、オープン当初の状況、冬の状況、現在の状況、一定程度様子的にはご理解いただいている部分かなというふうに思います。

私は、この間の行政報告の際にも申し上げましたけれども、秋のオープンで、そしてすぐ冬場に入り、今、春の状況になってきている。ＡＴＥＲＡの売りは何か。産直施設がメインの施設だというふうなところがありますので、やっぱりここから、この春から秋にかけての農産物なりの産直施設の動きというのがやっぱり、この収益の中では大きいものを占めてくるというふうなことを考えると、やはり昨年度の決算の中では、本当にそこの部分がやり切ったのは２か月程度しかなかったというふうなオープンのタイミングだったというふうに思っています。

現場の状況もいろいろ聞いておりますと、やっぱり今年度のこの春からの秋にかけての特に果物、そういったものの物販というふうなものを重点的にやっていくというふうなことで、町のほうからの呼びかけもありながら、山形県が進めているフルーツ150周年記念のイベントとタイアップするようなことで大江町の取組も考えていくというふうなことで、来客者を

増やしていこうというふうなことを考えております。

現場のほうでも、様々オープンから工夫をしてきたというふうに思います。まだまだ足りない部分はあるのかというふうに思いますが、例えば、先ほどボランティアさんによるライブイベントなどはというふうな部分では、途中からストリートピアノを配置させていただいて、いろんなイベントを月１回程度のペースではありますけれども、やってきているというふうなことで、そこにはお客さんがそれを目当てに来ている方もおりますし、特に子どもさんのイベントなどの場合には、保護者の方を含めて様々な形で来ていただいている、そしてついでにというふうなことにつなげていくというふうなところかと思います。

あとは、イートインスペースの部分についても、なかなかスムーズに回り切れなかったスタートがありましたけれども、以後、何とか今はきちっと回せるような形になってきており、ポイント回数券のようなものをランチの部分つくらせていただいて、リピート客を増やすというような努力もしているというふうに聞いておりますので、あと、私的に思うのは、もう少し入り口の下屋の部分の利活用というふうな部分では何かできるのではないかなというようなことを公社のほうにはアドバイスといいますか、そういった意見もさせていただいているところでありますので、ぜひ、今年度の業績の回復といいますか、売上げの増に向けて様々な工夫をしていくように町も指導していきたいというふうに思っておりますので、ぜひぜひご協力いただければと思います。

それから、増資云々というふうな部分ですが、いろんな選択肢があるのかというふうに思いますが、今のところは現在の状況で資金的には回していける状況であるというふうなことの判断をしているというふうに公社のほうから聞いておりますので、そこの部分は今すぐどうこうというふうな部分では全くないというふうに考えております。ただ、様々なことを専門家の方から様々意見を聞きながら、いろんな万が一に備えての準備はしていかなければならないのかなというふうに考えています。

あと、大山自然公園の球根の話がありましたが、先日、私、山のほうに行ったときに話がありましたが、今年から種をまいて球根を育て花にして花の販売をしていくような、以前やっていた取組ですけれどもそれをまた再開していこうというふうなことで、勝手な捕らぬタヌキの皮算用でありますけれどもいろんな計算をしておったようでありますので、そこのところは楽しみにしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　大沼清人君。

○３番（大沼清人君）　町長、ありがとうございます。

やはり生むまでは簡単なんですよね、人間も、人を産むまで。それから、育てていくという、根気も要りますし、努力も要りますし、こらえて、こらえて、ようやく５歳、小学校、中学校、成人という。こらえるところはこらえなくちゃいけないんですけれども、ただ、しかし、やはりそこには民間の新しい発想と、あと皆さんのやる気だと思うんです。何か新しいこと提案すると、こう言っては失礼なんですけれども、これができない、あれが嫌だ、これがネックですねというのがずっと出る。話しているとだんだん嫌になってくるんですね、これは失礼ですけれども。

ただ、それはやはり一度試してほしいの、何でも、失敗を恐れずに。せっかくお金を出して造ったものですから、町民を巻き込みながら、これを何とか軌道に乗せていく。もちろんＡＴＥＲＡもそうですし、やまさぁーべもそうですし、コラマガセもそうですし、この３つが非常に大きいポジションではないかと私、考えています。

以上で私の討論を終わりたいと思います。もし、町長、何か最後に一言あればおっしゃってください。

○議長（宇津江雅人君）　何かありますか。

松田町長。

○町長（松田清隆君）　特に、今のお話に対しての答弁というふうなことはありませんが、この質問を通していろいろと話をやり取りさせていただいたところの部分については、十分にその意見を無駄にしないようなことを様々検討しながら進めていきたいと思いますので、ぜひ、はたまたいろんな場面で意見をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君）　これで大沼清人君の質問を終わります。

午後１時まで休憩します。

休憩　午前１１時４４分

再開　午後　１時００分

○議長（宇津江雅人君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◇　藤　野　広　美　君

○議長（宇津江雅人君）　次の一般質問は、一問一答方式で行います。

５番、藤野広美君。

○５番（藤野広美君）　５番、藤野広美です。

新緑と共に鳥のさえずりが聞こえてくる、さわやかな季節となりました。田植えが終わり、毎晩、カエルの合唱がにぎやかに聞こえております。目と耳で楽しみながら毎日を過ごせるのは、何よりも心が豊かになり、季節の移り変わりを感じ、幸せな気持ちになるのではないでしょうか。

それでは、通告に従いまして「百目木治水対策に係る最上川河畔の桜保存を」という質問をさせていただきます。

百目木治水対策による堤防建設に向けて、昨年度から住宅団地造成工事や移転対象になっている方の住宅解体など、目に見えて進んでおります。

さて、今回の移転対象になっている方の敷地内に、樹齢何十年にもなる、今年もきれいに咲いた桜の木が計３本あるとお聞きしております。桜の所有者自身は、この桜の木の伐採も含めての契約となっていることは理解しているが、桜を大切にしたいという意思を表明したとお聞きしております。

大江町の玄関口といえる百目木の桜は、町の財産です。この桜の１本は、旧最上橋のたもとに堂々と根を張り、町と共に生きてきた桜だと思います。これまで何回も水害に遭いながらも、それでもなお毎年見事に咲く桜は、これからも人の心を和ませてくれるでしょう。

重要文化的景観は、大江町の大切なものを守っていくという考えの下にあると思います。この桜を守ることも重要なかわまちづくりではないかと私は考えます。

所有者はもちろん、堤防推進委員会の方からも、桜を残してほしいという声を町長に申し上げているとお聞きしております。私は、堤防推進委員会の方の思いと一緒で、この桜をぜひ残していただきたいと思います。私と同じ思いの町民の声もあります。

桜保存のための補償費用を町で負担して保存を行い、堤防建設で伐採計画であった桜を町の思いで残してくれたと、この町に住んでいる方で言い伝えていければ、桜も行政の足跡も後世に残るものと思います。

堤防推進委員会の方からは、検討しますという町側の返事があるとお聞きしておりますが、

町長はどのようにお考えなのかをお伺いします。

これで壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（宇津江雅人君）　町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君）　それでは、藤野議員さんのご質問にお答えをしていきたいと思いますが、藤野議員さんがこの一般質問を議会のほうに提出された時期から少し時間がたっておりますので、その間に、町のほうでもいろんな作業を進めてきている中で、方向性が一定程度固まってきているというふうなところがあります。なので、質問の中身と私の答弁の中では、そのタイムラグが少しあるというふうなことをご理解いただきたいと思います。

百目木地区の最上川河畔は、対岸の中郷地区も含めて毎年見事な桜が咲いており、町内でも桜の名所の一つとして、町の観光パンフレットや広報誌などで数多く取り上げられてきているというふうに思っています。

また、この地区には桜町という地名があることから、古くから桜と関係が深い土地柄であり、この地区にお住まいの方々にとって、桜の存在が非常に大事なものであるのではと認識をしているところであります。

ご承知のとおり、百目木地区の治水対策につきましては、令和２年７月豪雨を機に、令和３年３月に策定された「最上川水系流域治水プロジェクト」において、国による堤防整備が計画され、その後、国と町、地元住民との協議の中で、現在の山側、いわゆる道路側、県道側に寄せた当初の案よりもコンパクトな堤防設計となってきたところであります。

これにより、堤防の川側については、ハイウォーターレベル以下となる土地を全て国が買い上げて河川敷とする計画となっています。

また、用地に係る地権者説明会では、原則として、工作物や庭木等は全て移設または解体・撤去いただくことと説明されていたとのことで、国による個別の用地交渉の中で、当該桜についても伐採・撤去する契約を、国と所有者の方で締結しているとお聞きをしております。

これらのことを踏まえて、当該桜に対する住民の思いにどう応えていくのか、町でも様々な検討を重ねてきたところであります。しかしながら、当該桜は既に伐採・撤去に係る補償契約を締結し、桜の所有者において撤去業者も手配済みであるとのことから、現地にそのまま残すということは、所有者に多大な迷惑をおかけすることにもなるため、現実的ではないのではないかと考えております。

また、当該桜を別の場所に移設することも方法として検討しましたが、当該桜の樹齢や太さなどから移植には耐えられないのではないかとの専門家の意見も踏まえ、これも現実的ではないというふうに考えています。

それでも何とか、この桜の歴史や住民の思いをつなげられないのかどうか、そういったことを模索した結果、専門家からも助言をいただき、当該桜の脇に自生をしております若い桜２本を移植することが、この桜の命を引き継ぐというような意味合いでは、一番現実的な方法であるとの考え方に至ったところであります。元の桜は残せないけれども、遺伝的に同一となる桜の若木を残すことで、住民の思いをつなげることができるのではないかというふうな考えに至ったところであります。

この方針について、百目木地区堤防整備推進委員会を通じて地元住民の方々にも伝えていただいたところ、非常に残念ではあるがとの意見は頂戴したものの、了承を得られたところであります。今後は、移植に向けた準備を進めていく予定であり、一時的に別の場所に移植する必要が生じるかもしれませんが、できるだけ百目木地区に移植できるよう、調整を進めていきたいと考えております。ただいま申し上げました移植というのは、若い桜の木を移植するということであります。

昨年に引き続きまして、堤防整備に伴い、広がる河川敷の利用については、百目木地区かわまちづくり協議会及び検討会で議論を進めていただくこととしておりますので、この計画の中でもいにしえの桜の百目木地区の実現を盛り込んでいくような構想として考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君）　藤野広美君。

○５番（藤野広美君）　答弁ありがとうございます。

何とか残してほしいという、契約のことはあるにしても残してほしいという思いがあって、お話を進めてきているんだと思いますけれども、撤去する方向で進んでいる、そして委員会の方からも了承を得たというふうな答弁だったと思います。

このことを受けてなんで、ちょっと今の町長の説明で、若い桜２本、３本のうちの２本なんですけれども、私も写真撮ってきておりますので分かるんですけれども、太い木２本の脇から出ている枝のことを言っているんだろうなというふうに思います。それを移植して、桜の歴史や住民の思いをつなげていきたいって、また、百目木地区かわまちづくり計画にも、先ほど桜町といわれてきている地名もあるので、いにしえの桜を百目木地区の実現に盛り込

んでいきたいという答弁だったと思います。

それでは、残りの一本、旧最上橋の近くにある桜ですけれども、堤防工事の範囲に入っているのではないかなと、そういう桜だと思うんですけれども、そのまま残せるということなのかということ、また、残せるんだとしたら、どんな理由でそれは残せるのかなというふうなこともお伺いしたいと思います。

３月に発行されています、この第４次大江町都市計画マスタープランの47ページですけれども、都市環境景観形成等の方針の（２）景観形成では、「左沢百目木地区は重要文化的景観、最上川の流通往来と左沢町場の景観の選定範囲内であることから、堤防整備及びかわまちづくりの際は、歴史文化を踏まえた景観に配慮し対応することとします。」と明記されております。

町長は、この推進委員会の方からの要望があったとき、この明記されている内容は頭にあったとは思いますけれども、すぐ浮かんだかなと、この明記内容は頭に浮かんだかなというふうな思いがあります。

また、山形河川国道事務所担当課との話合いとして、この景観の思いとかをどのように話をしたのかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　最初のほうでありましたもう一本の桜というのは、どの桜のことをおっしゃっているのか、ちょっと私、理解というか、何本か桜がありますので、どの桜のことを言っているのかちょっと分からないんですけれども、今回議論されている桜２本は、先ほど申し上げたような内容で対応していくというふうなのが、全体のものとして共有されたと。方向性について共有されたというふうなことであります。もしあれでしたら、どの桜のことなのか教えていただければというふうに思います。

それから、都市計画等々というふうなことのお話がありましたが、やはり、大江町は重要文化的景観に選定されている町として、堤防整備の部分についても様々な配慮をした中で、この堤防整備を進めるというふうなことをしております。なので、文化的景観の委員の先生方なり、委員の皆様方と様々意見交換をし、調整をしながら、計画を進めているというのが実態であります。もちろん、先ほどの都市計画に記載されている内容のことも踏まえての部分でありますので、方向性としては同様なことで、一体的に進めていくべきものだというふうに理解をしているところであります。

○議長（宇津江雅人君）　藤野広美君。

○５番（藤野広美君）　もう一本の桜と、あえて今までの敷地を言うことはちょっと駄目なのかなというふうな思いがあるのですけれども、旧最上橋の下に、地蔵さんとその隣にある大きな桜があると思います。これをもう一本の桜というふうに、私は申し上げました。

２本はやはり脇から出ているというふうなことで受け入れてもらえなかったということだとは思います。山形河川国道事務所担当課にこの話をするに当たって、町長自ら足を運んで思いを伝えたのかなと。そして、そういうことも大事なことではないかというふうに私は考えますが、町長はどのように、足を運ぶということに対して思っているかをお伺いします。

桜保存のための補償費用を町で負担しても残したいが、それは叶わなかったということなのか、あえて、再度ここはお伺いしたいと思います。移植をする方法しかなかったと、現在の場所にある桜を移植しかないということは、桜を残すことしかできないということなんではあると思いますけれども、今のところになくなるということに対しては、やはりとても残念なことだというふうに思います。桜の移植というのは、脇枝であったとしても育たないという話も聞いております。移植をして育ってくれるかという心配もあります。たとえ、移植して育ったとしても、現在のような大きな桜の木、現在ここ８メートル、６メートルで、何十年にもなっている桜だと思いますので、また同じ時間がこれからかかっていく、要していくんだろうなというふうに思います。

堤防建設に伴い、移植した桜をということをお知らせをするためにも、堤防の近くで見られれば、今後見られればいいなというふうに思うんですけれども、どの場所に、この桜の脇枝を取ったものを移植するというふうに考えているのかも併せてお伺いをしたいと思います。

また、先ほどの答弁の中に、かわまちづくり計画にも、いにしえの桜の百目木地区の実現を盛り込んでいきたいという答弁がありましたが、現在のところ、具体的にどうしていきたいかとかいうことがお考えにあるのであればお伺いしたいと思います。

また、旧最上橋近くの、今度空き地になるところだとは思いますけれども、資料館のようなものを建てて造っていただきたいなという要望もあるというふうにお聞きしているんですけれども、その点については、町長はどのように考えているのか……。

○議長（宇津江雅人君）　ちょっと藤野議員に申し上げます。

○５番（藤野広美君）　ここだけですか。

○議長（宇津江雅人君）　資料館と木の関係です、一つ一つやっていただければと思います。

○５番（藤野広美君）　じゃ、ちょっとここはなかったので、ここで終わります。

○議長（宇津江雅人君）　ここで。

じゃ、町長、よろしいですか。

松田町長。

○町長（松田清隆君）　今議長さんからありましたように、ちょっと質問なのか意見なのか分からない部分で、かなりの数というか何点かのお話がありましたので、全てお答えできているのかどうかというふうなことなんですが、一つは、国交省との調整の部分についてというふうなことでは、町としての重要文化的景観の位置づけの中で調整をしていかなければならないということは、この堤防整備を進めていく中では重要な観点だというふうなことで、そこのところは一致した中で進んできているというふうなことで、私から特に、この部分で桜の部分をというふうなことは、この問題といいますか、問題提起になってくるまでは、そこのところは特には申し上げる機会がありませんでした。

ただ、共通した認識としては、そういったことの共通の認識で進んできたというふうなことです。そして、こういった問題が出てきた中で、じゃ、国さんのほうで何とかできる方法はないだろうか、そして、町として何かできる方法はないかというふうなことで、先ほどいろいろ説明をさせていただいた部分で協議をしてきたというふうなところです。

結果的には、先ほど申し上げたような形になったわけですけれども、桜自体をどこに移すのかというふうな質問もありましたけれども、堤防整備の形が今確定しておりません。そして、かわまちづくりでも、どういった形で確定していくかというふうなことがまだ決まっていません。

ただ、構想の中の一つ……構想というか、今話ししている中の一つとしては、桜並木をこの堤防整備、かわまちづくりの一つの魅力にしていってはどうなのかというふうな話がありますので、その部分の中の一つのパーツとして、この桜の遺伝子をつないでいければというふうに思ってはいます。

ただ、今場所が決まっていない中で植えることはできませんので、そこは仮移植、よく移植する際は使われる手法だと思いますが、仮移植をしておいて、決まり次第、適当な時期に、そこの部分に本移植をするというふうなことになるというふうに思います。

全体としては、百目木地区のかわまちづくりの桜並木をつくっていきたいというふうな形であります。

そんなところではないかというふうに思います。

○議長（宇津江雅人君）　藤野広美君。

○５番（藤野広美君）　桜に関してはまた、堤防のほうが確立していないのでという答弁を頂

きましたので、そのように理解します。

先ほど、途中で終わってしまいましたけれども、旧最上橋近くのところに資料館のような建物を造っていただきたいという要望も出ているというふうにお聞きしているんですけれども、町長はどのようにこれを考えるのかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君）　藤野議員に申し上げます。

ただいまの資料館の件、これは通告に入っていない内容でございますので、本題に戻っていただきたいと思います。

○５番（藤野広美君）　了解です。

○議長（宇津江雅人君）　藤野広美君。

○５番（藤野広美君）　大変失礼いたしました。

樹齢何十年にもなる、今年もきれいに咲いた桜、２本の桜が今の場所で見ることができなくなるのは、とても残念なことではありますけれども、移植した桜がしっかりと根をつけて育ってくれるといいなというふうに思います。

そして、町民並びに関係者の方々に対しては、この桜の今後、どういうふうになるのかというのも含めて、丁寧な経過説明はしていただきたいなというふうに思います。町の思いで、堤防建設で伐採計画であった桜は別の場所に移植して残してくれたと。かわまちづくり計画でいにしえの桜回廊が実現できたというふうになるようになれば、桜も行政の足跡も後世に継がれていくのではないかなというふうに思います。

以上で、１つ目の質問を終わります。

続けてよろしいですか。

○議長（宇津江雅人君）　じゃ、次お願いします。

○５番（藤野広美君）　それでは、次に、「住宅支援制度の新築工事に対する補助金、上限100万円から50万円とした根拠は」という質問をさせていただきます。

町内に住宅を新築する場合の補助金が、昨年度までは最大上限100万円となっていたと思いますが、本年度は、対象工事総額の10%、最大上限50万円と変更になっております。

令和７年度に住宅を新築するために準備を行い、今年度に入って補助金の申請をしたら、最大上限が100万円から50万円となっていることを知り、驚きと残念に思ったという町民の方がおりました。前年と同額の補助金をいただけるだろうという思いで資金繰りを考えている方が、このように残念に思うのは当然なことだと思います。

３月の定例議会に向けて、令和７年度の予算説明が各課からありました。私の所属する産

業厚生常任委員会の中の担当課からは、町内に住宅を新築する場合の補助金については、詳細な説明はなかったと記憶しております。

今回のように、町民の方に直接関係する補助金に変更がある場合は、詳細な説明を行い、行政として丁寧な仕事をするべきではないでしょうか。

昨年から、建築業界の資材単価が全般的に高騰し、坪単価もこれまでとは全く違ったものとなってきております。新築住宅の一般的な住宅で、これまで60万円台の坪単価が現在幾らぐらいになっているか、町長はご存じでしょうか。

住宅建築の手順として、自己資金、該当する補助金を総合して住宅ローンの手続に入ります。新築を考えている方の多くは、町からの補助金は前年度と同額の補助金を組み入れ、準備に入ると思います。しかし、今年度は、補助金の額が50万円と、以前の金額に戻っております。元に戻したという根拠を町長にお伺いします。

また、今年度の新築の方への補助金は何件分を計上しているのかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　それでは、２問目のご質問にお答えをしていきたいと思います。

大江町住宅建築奨励事業補助金、これにつきましては、大江町内における住宅の建築促進による住環境の整備や、地元建築業等関連業会の振興、消費需要の拡大による景気浮揚などを目的に、補助金を交付をさせていただいているものであります。

藤野議員からのご質問の、新築工事における補助金については、町内に住宅を建築する場合で、かつ町内建築業者と工事請負契約を締結するものが対象となります。工事対象経費の10％を補助するもので、令和７年度においては、その限度額は50万円とさせていただいております。

この住宅新築工事に対する補助金でありますが、町単独の補助事業となり、令和３年度までは上限を50万円としておりました。新型コロナウイルス感染症の減少傾向による建築需要の回復や、木材価格が高騰する、いわゆるウッドショックといわれるものを理由といたしまして、令和４年度は上限額を25万円引き上げて75万円に、また、令和５年度には、これらの傾向が継続したため、さらに25万円を引き上げて100万円とさせていただいたところであります。

当時は、このような状況であったことから、一時的な措置として、３年間を目安に補助額の拡大をさせていただきましたが、住宅新築に対する補助金の交付件数は、令和４年度には１件、令和５年度は３件あったものの、令和６年度につきましては申請実績がありませんで

した。令和２年度の１件、令和３年度のゼロ件を加え、令和６年度までの過去５年間の平均は、年間1.0件となっていたことから、交付要綱を改正し、従前の補助額に変更をさせていただいたところであります。

次に、３月定例議会において、予算に関する説明がなかったのではというご指摘でありますが、私自らは各事業の詳細な内容まではご説明しておりませんが、各常任委員会の議案調査等の場所において調査がなされるものと認識をしております。時間的な制約もあり、全ての事項について漏れなくご説明することは困難であるものとも理解をしますし、議員の皆様からもご質問をいただいた中で、引き続き、丁寧に回答をさせていただきますので、ご理解をいただければと思います。

なお、この制度については、４月１日には町のホームページにおいて改正した要綱等を掲載したほか、４月24日には、町の商工会が発行する「令和７年度大江町の住宅支援制度ご案内」のチラシを全戸配布させていただき、町民の皆さんに周知をさせていただいたところです。

現在の資材単価の高騰による坪単価の上昇という部分については、今ほど、これまでは一般的な住宅で60万円台とのお話をいただきましたが、その価格がどういった統計に基づく数値なのかというふうなことは分かりませんが、相場感については難しいところがあると思います。ただ、資材や人件費の高騰により、建築経費が増加したならば、一般論として、予算を考え、建築面積を縮小することや華美な装飾や意匠などは控えるなどの工夫をして、建築に係る予算と照らし合わせながら住宅を建築していくものではないかというふうに思います。

また、来年度以降の補助金が幾らになるかも不透明な中で、建築予算に組み入れてしまうことについては、少し違和感を覚えます。この資金繰りのあたりは、毎年度、時代の情勢に伴い、目まぐるしい様々な制度改正が、町もそうですが、国などについても同様に生じるものでありますので、そのリスクは当然のことながら、いろんな覚悟の上でご判断されるものではないかというふうに認識をしております。

参考までに、近年の大江町内の新築件数の内訳を見ますと、各年度でばらつきはありますが、過去５年間で、全55件のうち町内業者の方が手掛けたものが６件、町外業者が49件、約９割が町外の建築業者が建築を行っているようです。特に、ハウスメーカーさんでの施工が多いようであります。とりわけ、子育て世代の若い施主さんのニーズをいかにつかんでいくのかがポイントになっているのではないかと分析をしております。

このようなことから、住宅建築の補助金を50万円に変更させていただいたのは、当面の措

置として、３年間、町単独で引き上げてきた部分を従前に戻したことによるものであり、令和７年度の予算につきましても、過去の実績と現在の状況を総合的に鑑み、１件分として、現在は予算を確保させていただいておりますので、ご理解賜りたいと思います。

しかしながら、住宅施策の推進や地元建築業の振興等のため、１件以上の申請が見込まれた場合は、既決の予算内で補助することや、補正予算での対応も検討はしてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君）　藤野広美君。

○５番（藤野広美君）　答弁ありがとうございます。

先ほど、現在の坪単価、先ほど申し上げた、今まではどれくらいかという、60万と言うのは、主人が建築関係の仕事をしているということもありますので、その数字は私は聞いているということで申し上げたんですけれども、昨年あたりから、建築業界の資材単価が全般的に急騰し、現在は新築住宅の一般的な坪単価は90万円前後というふうにいわれているようです。このような折に、先ほどの大江町住宅支援制度の新築工事に対する補助金は、令和４年度から３年間拡大をしてきたということですけれども、また、ウッドショック等も終わって材料も入ってくるだろうということだと思いますけれども、100万円から50万円で元に戻したということだと思います。

資材単価が急騰しているときに、逆行して補助金を元に戻したというふうに捉えられるんですね。だと、この新築方への補助金は、これまで、実績を踏まえ１件分だということなんですけれども、地元の業者さんが、先ほどのデータから、地元の町内業者６者、そこはあとハウスメーカー49者、これは明らかな数字ではあると思うんですけれども、やはりハウスメーカーが今後も新築していくだろうなという思いから１件分というふうに計上したのではないかというふうに捉えられてしまいます。

地元業者、頑張らなくてはならないのは、それは当然なんですけれども、なかなか、営業面とか苦手なところもあってというのは、ここは私は理解しますけれども、頑張る必要はやはりあるというふうに思っております。

令和７年度の町政運営に関する所信ということで、費用対策について11ページ中段あたりに「道の駅再整備に係る費用もあり、令和５年度から６年度にかけて７億1,900万円の財政調整基金の取崩し、また、今年度、令和７年度も２億8,300万円の取崩しが必要になる見込み」だというふうに明記されております。「３年間で合計すると10億200万円の見込みとな

る」というふうに明記されております。

「このような傾向が今後も続けば、保育料や給食費の無償化、住宅ローン支援補助金、高校生応援給付金など、年々拡充している町独自の給付型の行政サービスにも影響を及ぼしかねないために、生気のない事業の見直し、物件費の節減など、目に見える形で実行していかなければなりません」というふうに明記されております。この内容からして、この制度の、先ほどの100万円から50万円に下げた、戻したということですけれども、これが目に見える形で実行したというふうに捉えられるんですけれども、どのようにお考えかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　今おっしゃられたことは、私としては先ほどの説明に尽きるのかなというふうなことなんだと思いますが、どこを一番問題として捉え、このことについて何を意見としていただいているのかというのが、ちょっと図りかねる部分があるのですが、60万円が現在は90万円になっているという事実、この部分についてはもう、建築業界の方からお聞きすると、100万円と言われても当然というか、相場がそれぐらいになっているんだというふうなことはよく最近聞くお話でありますので、相当高騰しているというふうな事実はあるというふうに思います。

そして、こういう高騰をしている時期に、あえて元に戻すというふうなことは逆なのではないかというふうな意見がありましたが、私は、一部逆ではないかという意見も分かります。しかし、先ほど言った実績というふうな部分から見て、この制度自体が本当に求められている、建築をしようとしている若い人から求められている制度なのかどうかというふうな面から見た場合、年間１件だったり、年間ゼロだったりというふうな波の中で、そこはやはり検討しなければならない部分だろうというふうに思います。

今回戻した、一番の大きな理由は、暫定的な措置として３年間やってきた、その中の実績がこうだった、なので元に戻しましょうというふうなことで、そういうふうにしてきたというふうなことです。

ぜひ、このことばかりに縛られることなく、様々な形で、昨日も移住・定住なり、若い人たちの定住をどう進めるかというやり取りをさせていただきましたが、その辺の需要を支えていく、支援していくというふうな意味合いでは、このことばかりじゃなくて、もっと、どういうふうなところを支援をしていけば、そういう若い人たちなり、町民の方がこの町に住宅を建てて住んでみたいというふうに思っていただけるかというふうなところを、さらに考えなければならないものであるのではないかと、今思ったところであります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　藤野広美君。

○５番（藤野広美君）　若い人が、補助金が本当にいるのか、求めているのか、ちょっと疑問があるということだったと思いますけれども、補助金をいただきたいと思う若者がいないということはないと思います。やはり元に戻したというのはいかがなものかなというふうに私は思いますけれども……若い方や高齢者の方への補助金を元に戻す、下げるという表現はあまりしたくないんですけれども、これは行政サービスの低下になるんではないかなというふうに、私は思うんですけれども。

予算に計上したことの中で、各種イベントとか運営を職員の工夫でやってみるとか、例えばスタッフが足りないからボランティアを募るとかということで、先ほど、大沼議員の質問にもありましたけれども、職員の方、一生懸命やっているんだとは思うんだけれども、もう少し頑張らなければならないんでないかというようなことがあったと思います。

昨年の駅前での味覚まつりですけれども、イベント会社の方を頼んで大成功には終わったというふうには思うんですけれども、やはり本職に頼めば大成功に終わる、これは当然だと思いますけれども、町の職員が手作りをするとか、うまくいかなくても一生懸命頑張っている姿を見せるとか、こういうことは大事なんではないかなというふうに思います。

また、民間の方が行政と組んで、何か新しい仕事をしたいんだ、事業をしたいんだというふうになったときは、やはり一生懸命補助金獲得とかも含めてやっていただきたいなというふうな思いもあります。あえてこの話を申し上げたのは、昨年だと思いますけれども、民間の方が行政と組んで、ある事業をしたいんだということを町長のほうに持っていったのですけれども、先には進めなかったということをお聞きしておりますので、あえて話をさせていただきました。

今年度は、藤田地区に新しい住宅団地分譲に向けて農転申請を行い、来年度は敷地造成と分譲開始というふうに予定がなるというふうに考えます。目前の住宅団地分譲、この事業を抱えながら、控えながら、今年度補助金の額が50万と、以前の額に、私は戻ったというふうに表現しますけれども、ということは、これから分譲地を購入して新築を考えている方からすれば、補助金を戻したとはいうふうに捉えなくて、下がったというふうに考えるんではないかなというふうに思います。補助金が100万から50万になったことで、分譲地購入に影響が出たら、今後出たら、とても残念なことになるなというふうに思います。

そこで、私は、補助金50万円を、昨年同様100万円に戻すということを提案させていただ

きたいというふうに思いますが、再度、町長にお伺いします。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　先ほどの答弁と同じで、その部分については、最初に答弁させていただいた部分と同じ答弁だというふうなことでございます。

ちょっと、今の質問の中で、若い人が補助金、この補助金がなければ……補助金というふうなことは、この補助金のことを言われているのかどうかですけれども、私は、この補助金ばかりがそういった支援になっているというふうなことではないというふうなことを申し上げたかったんです。様々な補助金があるんです。その中で、この補助金も移住・定住施策の中の一つとしてあるというふうなことであります。

なので、ぜひ、先ほど申し上げたように、実績と比較して、その補助金がこれからも継続して必要なのかどうか、どういったものに変化をするなり、新しいものに変えていけばより効果的なものにつながっていくかというふうなものを検証していかなければならないのではないかというふうに思います。

なかなか、行政の中で、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドといわれるような事務事業の見直しの言葉がありますけれども、なかなかそこは難しいところであるんですけれども、やはり実績を見ながら変化していかなければならない、改正していかなければならないというふうなことは、議員の皆様方もそうですが、町民の方からもご理解いただきたい部分だなというふうに思います。

それから、もっと職員頑張れというご意見がありました。先ほども、そういった意味合いの質問をされたようでありましたが……。

〔発言する人あり〕

○町長（松田清隆君）　私は、ものすごく職員は頑張っていると感じています。なぜ頑張っていないというふうに見えるのかどうか、少し理解に苦しむところがあります。

それは120％、150％の力を出すように頑張れというのか、今は50％だから100％しっかりやりなさいよという意味合いなのか、そこは評価の分かれるところだというふうに思いますが、先ほどの委託業者、イベント会社への委託の話がありましたけれども、なかなか今、ボランティアといいますか職員も含めて、職員以外の方の協力を得るというのが難しい時代になっています。

夏祭りなんかを見ても、警備会社さんの手を借りないと人手の配置ができなくなっているという状況などもありますし、イベント会社さんはイベント会社さんのいいところがありま

すし、職員と協力して一緒にやれる、そして新たな発想の中でやれるというふうなところもあります。職員だけではやることが困難な部分については、そこは活用しなければ、こういったイベントは仕組めないのではないかというふうに思います。議員さん方もぜひ、その中の一員として参加をしていただくようなことのシステムができればなというふうなことも、今思ったところです。

これから団地を造成していくに当たってというふうなお話がありました。そこの部分は、確かにそういう考えもあるかもしれませんけれども、これまでの団地の分譲の形態を見ていくと、その団地ならではの支援策というふうなものを立ち上げてやってきています。先ほど言いましたように、この補助金だけではないんです。いろんな補助金の組合せの中で活用できるものはある。そして住宅団地に関しては、その住宅団地にふさわしいような支援策、特典を設けながら分譲の促進、住宅の建設というふうなものにつなげてもらっているというふうなことでありますので、またその辺のアイデア出しをしながら、しっかりとやっていきたいというふうに考えています。

○議長（宇津江雅人君）　藤野広美君。

○５番（藤野広美君）　ありがとうございます。いろんな補助金があってという、そこはちょっと私は理解できなかったところではあります。でもこの中の一つとして、この住宅団地の補助金は、やはり今後、住宅分譲のことも考えれば、元に戻して、50万円から100万円に、ぜひ戻した事業としてお願いしたいと。

ボランティアは難しいと町長おっしゃいましたけれども、もっと一生懸命ボランティアをお願いをするということも必要、議員もって、私も声がかけられればボランティアは参加したいというふうに思いますし、ほかの議員さんもそういうふうに思っている方がいらっしゃるのではないかなというふうに思いますので、いろんなことを考えた上で、やはり補助金を下げた、戻したではなく、この町に残っていただきたいということを考えて、ぜひ考えていただければというふうに思います。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君）　これで藤野広美君の一般質問を終わります。

午後２時５分まで休憩します。

休憩　午後　１時４９分

再開　午後　２時０５分

○議長（宇津江雅人君）　休憩を閉じ会議を再開します。

◇　廣　野　秀　樹　君

○議長（宇津江雅人君）　次の一般質問は、一問一答方式で行います。

２番、廣野秀樹君。

○２番（廣野秀樹君）　２番、廣野秀樹です。

本日、最終質問者ということで、皆さんお疲れのところだと思いますけれども、与えられた時間、頑張りますんで、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、大江町の公共施設の再整備について質問をさせていただきます。

近年、地方自治体は、生産年齢の人口の減少や扶助費などの義務的経費の増加により、自治体の財政状況は厳しさを増し、必要性の高い公共施設まで良好な状態を保てなくなるおそれがあります。

我が町も、人口減少、少子化、高齢化が進み、住民のライフスタイルの変化と共に、公共施設などの在り方が問われていると思います。新しい公共施設を考えるのではなく、施設の統廃合を考え、これからの時代に合った必要性の高い、町民が望む公共施設として、用途変更やサービスなど、検討し、再整備を進めるべきと考えます。

１番の質問です。町のふれあい公園の老朽化が顕著に進んでいると思います。以前より、ほかの議員の方も警鐘を鳴らしているように、ふれあい会館使用時における駐車場などの問題点も指摘されており、利用しやすい駐車スペースの確保、必要性が急がれていると思っております。

公園利用者が、安全で安心して使用できる公共施設として、また、地域住民が望む地域拠点として、さらに、町民が誇れるような魅力ある大江町の顔の拠点の一つとして、再整備を進めるべきと考えます。

ふれあい公園のこれからの再整備に対する考えについて、町長にお伺いしたいと思います。

壇上から以上です。

○議長（宇津江雅人君）　続けて……。

○２番（廣野秀樹君）　次に、２、開業した新道の駅おおえコラマガセを核として、ぷくぷくパーク、テルメ柏陵健康温泉館を合わせた大江町の観光拠点として、地域交流施設として、県内外より大勢の方々から来町していただいております。農産物や町の魅力などを発信し、購入や感動を感じていただいていると思っております。

また、町の公共施設として、大勢の町民の方より、健康温泉館や道の駅などを利活用していただいているとも思います。それらの一角を占める施設内の、老朽化しているテニスコートの利用頻度や公共施設としての必要性を検証して、町民が望む公共施設や観光施設などの用途変更や再整備を進めるべきと考えます。

再整備に関する考えについて、町長に伺います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君）　廣野議員の、大江町の公共施設再整備についてというご質問にお答えをしていきたいと思います。

ご質問の１つ目であります町民ふれあい公園の部分についてでありますけれども、ふれあい会館が開館した翌年の平成４年６月に、ふれあい公園は整備をされています。屋外ステージや噴水、時計、トイレなどの施設がありますが、建設から30年以上経過していることもあり、老朽化が進んでいる現状は、先ほど議員から質問のあったところであります。

また、先ほどの質問の中で、各種イベント開催時の駐車場の不足などもあるのではないかというご指摘をいただいておりますが、この部分についても、以前からそういった意見をいただいているという現状であります。

より使いやすく町民に愛される場所としてリニューアルをしていきたいという目的を持って、令和元年度に、役場の庁舎内の職員で構成する「ふれあい公園リニューアル検討委員会」というふうなものを設けて話合いをしております。その議論した際には「ふれあい会館の収容人数に見合う駐車スペースの確保が必要ではないか」とか「利用率の低い野外ステージや支障木、竹を撤去し、最上川方面へのロケーションのよい公園にしてはどうか」などの意見が出されてきました。

こうした意見等を参考にしリニューアルを進めていきたいというふうに考えておりましたが、度重なる豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大、そして緊急的、優先的に行わなければならない事業が続いてきたため、なかなかリニューアルについては先送りしなけ

ればならない、そんな状況が続いていました。

また、ふれあい会館本体のほうでも雨漏りが生じており、屋根の改修を進めなければならないことや、照明電球の製造停止によるホール電球のＬＥＤ化なども考えなければならない、そして、建物本体の改修を進めることも必要となってきているという現状であります。そんな中であることを踏まえて、町全体の施設の利用頻度や緊急性を要する部分から、順次、年次計画を立てながら、ふれあい公園やふれあい会館の改修については考えていかなければならないというふうに、今、認識をしているところであります。

特に、噴水などについては、水が出ないまま、長期間そのままになっているというふうなことではもったいないという意味合いもありますし、そのままで何かまずいのではないかという意見もいただいております。噴水の件も、一度リニューアルを考え、いろいろと業者さんの見積りなどをもらった経過がありますが、数千万円単位の改修工事がかかるというようなものでありましたので、噴水という機能と先ほどあった駐車場、野外ステージ、そういった機能とどういうふうにすみ分けをしていくのかというふうなことも、さらに議論をしていかなければならない問題だと思っております。

ふれあい公園の環境整備ということでは、地域の方々や、芸文協の方々、そして左沢高校生など、多くの方々からご協力をいただいて、草刈り、草取りなどをしていただいております。今後もそうしたボランティアさんのお力をお借りしながら、町民の憩いの場として利用していただけるよう、環境整備に努めていきたいと思っております。

２つ目にありました柏陵地区につきましては、一昨年、やすらぎの湯のほうをリニューアルしたテルメ柏陵健康温泉館を含め、昨年整備されました新道の駅おおえコラマガセ、ぷくぷくパークなど、県内外から大勢の方にご利用いただいていて、うれしい限りであります。

一方で、その一角にあるテルメ柏陵健康温泉館のテニスコートについては、健康温泉館と同時期に整備した施設でありますので、約30年の経過により劣化が激しく、利用者もあまりいない状況にあります。

今年の10月には、道の駅おおえがオープンして１年目を迎えるというふうなことになりますので、年間を通した柏陵地区全体の人の流れを、これから把握できるのではないかと思っています。

柏陵エリアの再整備については、令和３年度に役場内で、これも検討プロジェクトチームを組織をして、柏陵エリア再整備構想の提言をしていただきました。その構想の中には、柏陵荘を噴水や遊具のある広場として整備、テルメ柏陵の東側にバーベキュー広場やキャンプ

場、おしんをＰＲする施設、ウオータースライダーなどの水上アクティビティなど、若い職員ならではのいろんなアイデアが示されておりました。この構想を基に、柏陵荘跡地にぷくぷくパークを整備することに至った経過もあります。

まだ、構想のほんの一部が始まったところであり、柏陵地区の再整備を今後とも進めていくことを念頭に置いておりますが、月日がたつと求められる施設も変化してまいります。つまり、そのときのはやり廃りも含めながら、いろんなブームに左右されないような、そんな施設整備が必要ではないかというふうに思っており、その都度、構想をブラッシュアップしながら対応していきたいと考えております。

健康温泉館のテニスコートだけではなく、利用されなくなった施設、利用が低調な施設については、これからの時代に合った公共施設の在り方をいろいろな観点から見つめ直し、統廃合や用途の変更も含めて研究し、判断してまいりたいと考えております。

こういったことで今後進めてまいりたいというふうに考えておりますので、議員各位のご協力、ご理解を賜りますようお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君）　廣野秀樹君。

○２番（廣野秀樹君）　答弁をいただきました。まず、ふれあい公園のほうからいろいろとお聞きしたいと思いますけれども、実は、ふれあい公園の目と鼻の先に住んでおりまして、60年以上一緒に、ふれあい公園と時間を過ごしています。やはり、こういう立場ですので、ふれあい公園のことを質問するのは自分が適任かなと思っていて、精いっぱい、今からいろいろとお聞きしたいと思っているわけですけれども、役場内で、今後ふれあい会館をどうするかという委員会を設置されたということを、今、承知してお聞きしました。

収容人数は452席ぐらいあると思うんですけれども、ただ、可動式が108、電動のが240、固定する……前のほうだと思いますけれども、一番、３階かな、104ということで452席あるわけですけれども、今現在、駐車場として枠があるのは60台しかありません。野外ステージというのがありまして、そこの前に、観客がいる丸い場所、通常駐車スペースでない場所をいろいろ利用しますと100台ぐらい。あと下のほうの整地なっていないところもあるかもしれませんけれども、100台ぐらい置けるかなと思うんですけれども、ただ、大型バスは１台も停める場所がありません。

今年もいろいろ、コンサートなり、いろいろ使うと思いますけれども、今までもオペラの公演とか映画鑑賞、それから山形フィルのコンサートとか、町民以外にお客さんを呼んで、この町に来ていただいて、コンサートなり、いろいろイベントが開催されている現状であり

ます。

私がまず感じた一つに、山形フィルのバスが道路に停まって、その楽団員の人、出入りをしておりました。そういう現状からして、早急に、駐車場の確保といいますか、それを考えて再整備の設計図を基に、これから、噴水はどうするかとか、野外ステージはどうするかとか、公園の機能をどう持っていくかというのをもう早急に決めてですね。幸いに、会館とか、閉館して建て替えるわけじゃなくて、実際駐車場等、使ったままで少しずつ改修していくというふうな方法取れますので。ただ、最後の出来上がる設計図がなければ、どういうふうに改修するかもスタートができない状態だと思っているわけです。

それで、今、噴水の話がありましたけれども、直すのに数千万というふうな話、そういう感じでありましたけれども、果たして、地域住民がその噴水が再開するのを喜んでいるかという点もありますし、それより、駐車場が一台でも、そこのところに停めやすくなれば、そっちのほうがいいのではないかというふうなところも、地域住民のアンケートといいますか考え、それを尊重していけば、答えが少し早めに出てくるのかな。悩んでいる必要はないと思っておりますけれども、その辺の将来の設計図といいますか、公園のそういうふうな考えとか、町長さんのそういう、何かお持ちなことがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　ありがとうございます。

駐車場の問題については、以前から話しされていることであります。先ほど申し上げました職員の検討会の中でも、駐車場を広げる、特に野外ステージがある広場のほうに広げていくというふうなことでの青写真などの図面なども添付されていた報告書でありました。

今の廣野議員のお話を聞いた中で、私が感じたのは、もう、ふれあい公園の中央のサークルの広場についてはいらないのではないか、駐車スペースにしてもいいのではないかというような話にも聞こえるというふうに思います。そういったことも一つの選択肢かなというふうに思いますが、ふれあい会館を建設した、ふれあい公園を整備した経過の中の話として、なぜあのサークルがあるかというのは、60年あそこに住んでいらっしゃるので、いろいろと見ていると思いますが、もともとの発想の中の大きな一つとして、盆踊り会場というふうなものを想定したものになっていた整備だったというふうに思います。

特に、私が記憶しているのは、あの広場を芝生広場にするのか舗装をしてしまうのか、どうすればいいのかというような議論も、話をしてきた経過があります。盆踊りについては、そういった役割はあそこには求められないのではないかということが一つありますし、あと

もう一つは、あそこの全体の構想を練っていく際のコンセプトとして、原町通りのほうからふれあい会館に向かってくる通り、特に元奥山医院さんのところの道路から入ってきてふれあい会館につながる部分については、最上川舟運の歴史を感じる原町通りからふれあい会館のふれあい公園のほうに入ってくるという、そしてその噴水、水につながってくるという最上川にかけたような、当時のプランニングの中で進められてきたというふうな経過があったと思います。

そういったコンセプトも含めて、これからどういうふうに機能的な部分を重点的に考えていくのか。もしくは、そういった今までの経過の中のものも、少し大切にしながら考えていくのかというのは、まさに町の職員の構想図もそうですが、地域の方々、特に付近にお住まいの方々で毎日様子を見ている、利用している、そんな方々の意見も大切ではないかというふうに思っています。

ただ、先ほど申し上げた、職員の構想づくりをやった後のことなんですが、先ほど申し上げた屋根の改修工事やホールのＬＥＤ化だったり、天井の耐震化だったりというふうなことで、様々な施設改修がふれあい会館の維持補修関連の工事として予定されております。それも億単位のお金が必要だというふうなことが予定されている中で、どれを優先していくかというふうな順序づけをしながら、整備は進めていかなければならないものだなというふうなところもありますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。

先ほど言いましたワークショップ的な、地域の方々といろんな話合いをしながら、今後のことについて、夢のある話をしていくというふうなことは、予算とは関係ない部分で、いろいろとやれる作業もあるのかなと感じていますので、その辺は進めていくことも可能なのかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　廣野秀樹君。

○２番（廣野秀樹君）　例えば、ふれあい会館の、今おっしゃったように、雨漏りをすれば屋根を直す、音響施設が駄目になったら音響施設を直す、エアコンが、空調が駄目になったら直す、それはやはり、当然必要、幾らお金がかかろうかですけれども、必要だと思います。というのは、公共施設として、そこは東地区公民館として地域の公共施設ということもありますので、そういうのは必要だと思います。

じゃ、それに付随している駐車場を、お金がないから、今のところ、どうしたらいいかというふうな、スタートしていない状態というのは、ちょっと遅すぎるといいますか、例えば、

いろんな公園が新しくできて、そこにも駐車場とか設備していると思うんですね。例えば、ぷくぷくパークも駐車場をつくりましたし。例えばもう、古寺鉱泉のする駐車場と、１億円でしたっけか、そのぐらいかけて建物を建てたり、その前には登山客用の駐車場は整備していると思います。

その順番的からして、私は今、危ない、駐車場として全然機能していない、ふれあい会館の駐車場を、その前に何とかする、その順番がちょっと遅すぎるのではないかというふうに思っているわけです。もう実際、講演会とか、これからも誘致すると思うんですけれども、会館としては立派な会館ですけれども、駐車スペースがない、さらに丸いところに何も線も引いていないのに、どうやって車を停めるかというのも問題ありますし、出入りするのに、人が出入りするところの前を車が通っていくわけです。

ですから、例えば今、噴水が壊れている。それを直すじゃなくて、やはりそれはもういらない、撤去するという……もうつくるとかという問題ではないと思うんですね。これから先、町の負担が増えないようなことも考えていかなきゃならないと思っています。

例えば、花壇を１つつくれば、そこに花を植えたり、その整備することがずっと続いてしまうわけですね。公園に１つ木を植えても、その木を伐採したり剪定したり、落ち葉を拾ったりとかの、その先に経費とか負担がかかるというふうな、今現在、そういうところがあって……街路樹ですね。街路樹も今撤去している時代なので。

それはやはり、交通の便で歩行者が見えないとか、落ち葉が落ちて制動距離に問題があるとか、もういらないねということで、県道とか町道とか、国道も切っているところが多くなってきていると思いますので。もう、将来に負担をかけない施策を、痛みも多少あるかもしれませんけれども、そうしていかなきゃならないと思っているんですけれども、当然、外にあるステージも、もし耐震化なっていなくて、地震来たら壊れるような、将来そういうふうな、年月たって老朽化したときに、それを耐震化をして残すかというところも関係してくると思いますけれども……。

○議長（宇津江雅人君）　廣野議員、もう少し簡潔に明瞭にお願いしたいと思います。

○２番（廣野秀樹君）　ですから、やはり修理して残すよりも、将来にわたって、壊すところは壊していける。今壊せるんなら壊すという方向で、将来に負担を軽減させるような施策が必要だと思いますけれども、その辺は、町長、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　言葉の端々の中で、もう少しスピード感を持って整備について考えて

いかないと駄目なのではないかというふうなことがあったのかなというふうに思います。今議論されている駐車場のことだったり、リニューアルのことだったりというふうなものについて、私は否定しているものでもありませんし、必要性については十分に認識をしている立場であります。

ただ、例えばホールの雨漏りがしている中で、そちらを後回しにして駐車場をつくる、順番がどちら何だろうかね。ふれあい会館の最も重要なものになる音響だったり、照明についてＬＥＤ化をしなければならないという、そうでないと替えの電球すらなくなってしまうというふうなときに、駐車場を使ってふれあい会館が使えないといいますか、老朽化しているという状況と、どちらが先かというふうなものを考えてやらなければならないという、町のトップとしての判断があるというふうに感じています。どちらとも必要なんだというふうなことは同じなんですが、ただ、やはりやる順番なり優先順位、そして一番大切なのが財政的な問題をどういうふうに積み上げていくかというふうなところがあります。

できるだけ早く、今、廣野議員から質問があったような部分について手がつけられるように進めていきたいというふうに思いますし、簡単に、じゃ来年度工事するからこういうふうにしますよというふうなことでは、やはり地域の方、町民の方が考える整備の方針とずれていてはまずいわけですので、今からできることをしっかりとやりながら、そこのところは詰めていくというような予定を、スケジュールは考えていきたいなというふうに感じたところであります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　廣野秀樹君。

○２番（廣野秀樹君）　ちょっと言い方がまずかったかもしれませんけれども、施設の修繕よりも駐車場を早くしろということじゃなくて、それは、しなきゃならないことは必要ですし、公共施設ですし、実際音響とかそういうのは必要だと思っているんですけれども、公園の維持管理のことに対して、大江町として、公園の数とか、それの維持管理費とか、幾らかかっているかというところもありますけれども、やはり、その辺も必要なものか、それとも整備していくかというところもあると思いますので、その辺の順番的なものもぜひ考えていただいて、ふれあい会館の駐車場の問題と言うんですかね、そういうところをできるだけ早く進めていっていただきたいなというふうに思っております。

じゃ、２番目の温泉館にあるテニスコートでありますけれども、今現在、１面だけネット張ってありますけれども、その１面も今使用できない状態になっておりまして、さらに照明

のほうもつかないということで、夕方も使えないということで、今全然……あと、下のコートも大分老朽化しているということもあって使えない状態になっているんですけれども、その辺の再利用といいますか、そういうふうなことは、どのように町長は考えていらっしゃいますか。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　今、柏陵地区全体の構想といいますか整備の内容等について、今の現状については、先ほど、冒頭に１回目の答弁でお話しさせていただいたとおりであります。

そして、テニスコートの部分について、もう少し局所的なお話をいたしますと、テニスコートの部分については、やはり同じように30年以上経過しているというふうな現状の中で、以前のようなテニスブームといわれる利用者の数というふうなものは、もうめっきり少なくなっているという状況。そして、今言われたように、床面といいますかコート自体も損傷が来ている、照明のほうも、今故障中で修理せずにそのままになっているという状況であります。

私としては、利用の状況、そして今の現状から考えると、今後ともテニスコートで利用していくことがベストだというふうには思いません。なので、どういった活用をしていくかというふうなことになってくるわけでございますけれども、先ほど申し上げた、構想づくりの中の話では、宿泊施設などを造れないかなんていうふうなお話だとか、いろんなアイデアが、あとはグランピング施設にしたらどうなのかとか、いろんなお話がありました。

しかし、現時点では、その部分についてこういうふうにしていこうというふうなところまでは詰まっていきませんが、まるっきり、今ある網のフェンス、ネットフェンス、囲っている部分ですね、あれを撤去して更地にして駐車場にしてしまえばいいのではないかというふうなことも意見としてはあります。

ただ、私は駐車場としては一定程度充足しているのではないかというふうに思いますので、何かしらの柏陵地区の温泉と一体的なにぎわいをつくるような、そんなものにならないか、もしくは道の駅、ぷくぷくパークというふうなことと連携した中で、何か若い人が楽しめるような、魅力的なものがつくれないかとか、いろいろとお話を、頭の中で空想している段階であります。何か、こういったものはいかがなものかというふうなアイデアがあれば、ぜひいろんなところで、いろんなことを検討させていただきたいなというふうに思っています。

現状ではそんなところの考え方で進んでいるという認識でいます。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君）　廣野秀樹君。

○２番（廣野秀樹君）　やはり、ほかの議員さんもグランピングとか、車で泊まれるようなスペースとか、過去に質問なさった方もいらっしゃいますけれども。

実は、宿泊ってなると、管理人がそこに泊まってということになりますと、今の温泉の施設内にそういう宿泊、その管理人が泊まれるようなスペースがありませんし、人数的にも今の状況では絶対無理だなというふうに思っております。

やはり、何かいい意見がないかというふうにおっしゃいましたけれども、自分もいろんなことを考えましたけれども、やはり一番いいのは駐車場……というのは、何もつくらなければ、時代に合わせた、これがいいと言ったときにつくれるという広場にしておけば一番いいと思いますけれども。

例えば、公共施設としてそこを利用するんであれば、トレーニングジムとかもあるんですけれども、それも今、全国的に市町村、全部ありますし。さらに、温泉の効能といいますか、硫黄気がありまして、すぐ電気製品とかそういうの壊れる、今、テルメ温泉の場合は。例えば、蛇口が１つ壊れても10万ぐらいの経費かかりますし、エアコン等も３年から５年ぐらいで交換しなきゃならないという状態でありますけれども。さらに、テニスコートの後ろにある温泉の元かな、源泉があって、そこのところに建物を建てたら、当然すぐ修理等、電気製品とか交換しなきゃならないという、場所的なのもあるので。やはり、そういう建物を建てるというのは、ちょっと難しいかなというふうに思っております。

コンテナハウスなんていうのも考えましたけれども、やはり泊まれるお客さんが１人いれば、管理人が泊まんなきゃならないということで、これから先、そういうふうな従業員の関係も考えますと無理だなというふうに思っておりまして、強いて言いましたらドッグランなどはどうでしょうかね、ドッグラン。あとは、実は駐車場の川側に果樹園があるんですけれども、今整地してあって、もうやめている方がいらっしゃるわけですね。だから、遠い将来、その辺の土地なんかも利用できればという、そういうところもありますので。

まずは空き地にするか駐車場にするか。まずテニスコートはいらないと思っております。いかがでしょうか。

○議長（宇津江雅人君）　町長、よろしいですか。

松田町長。

○町長（松田清隆君）　テニスコートの継続というふうなところの判断は、私も、ちょっと今からの時代、違うのかなというふうに思いますので、再整備するというふうな中では、そこを修理してテニスコートとして利用するということは、今の段階で結論づけることはできま

せんが、あまり私の頭の中には正直ありません。なので、別な方法としてというふうなことで、ドッグランはいかがかとかというふうなことがありましたけれども、うなずいている方もいらっしゃいますけれども、それも含めて、じゃ犬の温泉と含めてドッグランはいかがとか、いろんな夢はふくらむかなというふうに思います。

あとは、やはり課題になっている、若い人たちが楽しめる場所というふうなものにならないかというふうなところも一つのキーワードになってくるのではないかというふうに思います。隣のまちで、市でやられているスケボーの施設だったり、バスケットの３ｏｎ３のコートだったり、そういったものはどうなのかとか、いろいろ、夢といいますか考えられることはあるかというふうに思いますが、そこはまだノープランの中で一から組み立て……ノープランというか構想の基本の枠組みは持っていますけれども、さらにそこは磨きをかけていかなければならないものだというふうに思いますので、これから詰めていければというふうに考えているところです。

○議長（宇津江雅人君）　廣野秀樹君。

○２番（廣野秀樹君）　時間も迫っております。まとめではありませんけれども、やはり、本町を財政的に健全化率とかっていいますと、支出なんかおおむね良好なわけでありますけれども……。

〔発言する人あり〕

○２番（廣野秀樹君）　今後ろで声が上がりましたけれども、道の駅に対しての過疎債といいますか、それが３年後に支払いがぐっと来たり、そういうことを考えますと、やはり施設をつくるとかというよりも、いらないところは統合する、廃止して、どこか、例えば公園の整備だって、多分人手不足とか経費不足もあって、まずできないところがたくさん……ふれあい会館もそうですけれども、あると思います。

今回も、非常に草ぼうぼうだったわけですけれども、私の一般質問に合わせてか、教育課のほうで２人、２日前に草刈りをしていました。私もお伺いして、何だ、廣野さんも手伝い来てけだがなんて言われながら話をしてきましたけれども、やはり、もうここできたら、将来にわたって経費かからないような、で、今でこそ壊せるけれども、それが駆逐して壊せる予算もなくなったら、やはり町民のサービスの提供も悪くなるという、最悪な状態になる前に、しっかりとスピード感を持って、要らないものは壊す、必要でないものは減らすというふうな、痛みのある施策をしていかなきゃならないと思っております。

それは、今の町長と我々議員であればできるのではないかなというふうに思っております

ので、ぜひ二人三脚といいますか、いろいろ知恵を出しながら、将来にわたってツケを残さない公共施設の統廃合などを考えていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ご意見ありますか。なければここで終わりますけれども。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　やはり時代は変わってきているのかなというふうに、流れを感じています。というのは、今までですと、やはりせっかくある施設だから、ものだからというふうなことで、もちろん、大切に長く使っていくというふうなことは、これはやらなければならないものでありますが、それ以上に経過をしたものについては、やはり壊して、なくして再利用するような形をやっていかないと、将来的な長いスパンで見た場合には、そのほうがこの町にとって有利になるという判断になることも、今からの時代は出てくるのかなというふうに感じています。

ただ、やはりなくすにも、取り壊すにもお金、予算が必要になります。そこの部分、やはりよく行政で使う言葉ではありますが、優先順位をつけながら考えていかなければならないというふうなところであります。今進めているプロジェクトを止めないようにしながらも、そういった部分をしっかりと片づけていくというのも、今の私たちに与えられた仕事なのかなというふうに感じながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君）　これで廣野秀樹君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君）　これをもちまして本日の議事日程は全て終了しました。

週明け９日、午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会　午後　２時５０分

令和７年第２回大江町議会定例会

議　事　日　程（第３号）

令和７年６月９日（月）午前１０時開議

日程第　１　一般質問（２名）

８番　関野幸一

○　町内の側溝・公園・道路の管理について

１番　菊地英幸

○　集落と農業・農地の維持について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊地英幸君	２番	廣野秀樹君
３番	大沼清人君	４番	菊地邦弘君
５番	藤野広美君	６番	櫻井和彦君
７番	安食幸治君	８番	関野幸一君
９番	伊藤慎一郎君	１０番	土田勵一君
１１番	宇津江雅人君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	菅野光昭君
教育長	清野　均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	櫻井洋志君
税務町民課長	伊藤　修君	健康福祉課長	岡田照彦君
農林課長	阿部美代子君	建設水道課長	伊藤和幸君
教育文化課長	金子冬樹君	会計管理者兼出納室長	伊藤　修君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西田正広君	議会事務局庶務主査兼庶務係長	庄司由利君

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、暑い方は上着を脱ぐこと、また、議場内での写真撮影を許可します。

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君）　日程第１、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り５分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可します。

◇　関　野　幸　一　君

○議長（宇津江雅人君）　最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

８番、関野幸一君。

○８番（関野幸一君）　おはようございます。

久々の、朝一番の質問です。朝一番の質問は意外と緊張しているものですが、しっかりと質問をさせていただきます。

ここ数日、６月とは思われないような暑い日が続いております。今年もまた、去年、おととしのように異常気象になるのかなと心配しております。皆様もお体に気をつけながら、しっかりとお過ごししていただきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

町内の側溝と公園及び町道の管理ということでお聞きします。

まずは、町内の側溝の管理ということでお聞きします。

町内の側溝は、本来、町で管理するものと認識しております。管理については、側溝の点検、修繕は当然ですが、水がきちんと流れるよう、清掃も管理だと思っております。

これまで側溝の清掃ということで、各地区で３年に１度くらいの予定で、地区の方々や地域の消防団の皆様からの協力をいただき行ってきたと認識しております。

しかし、新型コロナ感染症の影響で、様々な事業や行事が中止になり、当然のように各地区で行われてきたボランティアによる側溝の清掃、地区内の美化運動なども行われなくなりました。

今現在、コロナも５類に移行し落ち着いてきたこともあり、地域の方々から、地域の美化運動や側溝の清掃はしてはどうかと話が出ています。

しかし、いざ側溝など清掃をやろうとしても、四、五年前とは大きく状況が変わってきております。

以前は、地区民の方が総出で作業しておりましたが、各地区でも人が減っていることは周知の事実であり、さらには若い人たちも少なくなってきています。それに、地域の消防団の人員も減ってきており、地区民、消防団の協力をいただいたとしても、以前のように側溝清掃していくことは困難になることが考えられます。

本来、町で管理している側溝は、当然、町で管理するものです。これまでのように、各地区からのボランティアの協力が難しくなってきているのであれば、当然、町でしっかりと管理をやっていくべきと思うが、どのように考えていくのか伺います。

また、町内の様々な公園についても、以前から管理については質問をしています。以前の質問で、公園の管理課または管理係を町内に配置してはどうかと尋ねましたが、町長の答弁では、職員数の問題や様々なことを整理していかなければならなく、今現在では設置は考えられないとの回答をいただいたと記憶しております。

公園に関しても、規模の大小にかかわらず、これまでは地域の方々から同じようにボランティアで協力をしていただきながら、草刈りや清掃が行われてきたと認識しております。

しかし、町内の公園に関しても、コロナ禍で状況が変わってきました。

地域の方々の協力も必要ですが、まずは、しっかりと町で管理していくべきと思います。町の考えを伺います。

町道の管理についても伺います。

町道に関しては、少ない予算の中で、一生懸命、維持管理をしていただいていることに感謝しておりますが、なかなか全てにおいては予算もあることなので、手がつかない箇所もあることも承知しています。

町道に関しては、町民からの様々な要望があることも承知しており、町としても全ての要望に応えることは、なかなか大変だと思います。

内容を精査し、優先順位を考慮し、適正に管理していただきたいと思います。

町道の今後の管理についても伺います。

壇上からの質問は以上とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君）　町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君）　皆さん、おはようございます。

それでは、朝一の質問、関野議員のご質問にお答えをしてまいりたいというふうに思います。

町内の側溝・公園・道路の管理状況についてというご質問でありますので、現在の施設管理の状況などについて、まずはご説明させていただきたいと思います。

町道や道路敷の側溝及び都市公園、現在11か所ありますが、こちらのほうの所管課である建設水道課では、業務員１名と会計年度任用職員２名の合計３名体制で現場のほうの対応に、除雪期間以外のシーズンにおいては日常的な維持管理業務、これを行っています。

このような直営での対応は20年ほど前から続けておりますが、業者委託よりも予算的に抑えられること、住民からの要望などにもきめ細やかでスピーディーな対応が可能であることなどから、効果的に一定程度機能していると考えております。

また、職員での対応が難しいところ、緊急性のあるときなどは、土木業者やシルバー人材センターに委託するなど、並行して対応をしているところであります。

また、蛍水ふるさと広場、そして左沢駅西側の親水公園、若原区のせせらぎ水路、野口沢

公園、これらはいずれも平成の時代に農水省の補助事業で整備された公園であるため、農林課が所管課となっています。農水省の事業採択に当たっては、当時は整備後の公園の適切な利用に際し、住民との協働の精神、これを計画に盛り込まれているため、年数回の草刈りや花植栽など地域の美化運動の一環として、その地域の住民の方からご協力をいただいてきたところであります。

しかしながら、今、関野議員のほうからご指摘があったとおり、急激に進む人口減少と高齢化、これにより、こうした作業に従事していただける方が地域ごとに少なくなってきており、公園によっては、住民によるボランティア作業ができなくなるケースも生まれてきている状況であります。

町のほうでは、業者委託分の予算を増やすなどして対処はしていますが、町道の管理も含めて町全域で広範囲に及ぶため、住民の方々のご協力なくして全てを網羅することは、現実的に不可能であることもご理解いただきたいと思います。

なお、市街地の側溝の泥上げのような作業というふうなお話もありましたが、これはとても重労働な部分で、道具を使い慣れていない人にとっては危険も伴ってきます。こうした部分は、これまでも一部業者委託をしてまいりましたが、さらに業者委託が望ましい部分もあるのかと考えられますが、担当課としても、利用頻度の低い施設を閉鎖することや、草刈り作業の困難な場所には防草シートを貼るなどして、維持管理に工夫をしていく必要があると考えています。

人口減少とともに住民同士の関係も希薄化している、そして地域コミュニティー活動の維持が難しくなっているのは事実でありますが、町としても職員を増やしたり、予算を相当数拡充することは、町全体の予算配分としては困難な状況にあることも理解いただきたいと思います。

この中で善処できるとすれば、予算の拡充というふうなことになりますけれども、経常的な経費となります町の厳しい財政事情を考慮すれば、その分はいずれかの行政サービス水準と比較の上、そういった部分の財源を生み出していかなければならないということもあります。

引き続き、住民の方々の負担を軽減できるよう努めてまいりますが、住民と行政の協働の関係は欠くことができないものであり、これからの時代はさらに必要になってくるものと考えられます。住民サービスの向上と財源の捻出という、一見相反するような課題でありますので、そのところをしっかりと対応していきますので、ご理解とご協力をお願いしたいとい

うふうに思います。

答弁は以上でございます。

○議長（宇津江雅人君）　関野幸一君。

○８番（関野幸一君）　ありがとうございます。

質問、これをちょっと１回１つの質問で側溝・公園・道路としてしまうと、町長もそのとおり答弁しているけれども、なかなかどこで突っ込んでいいのか、ちょっと難しいなと思って、ちょっと質問の仕方が失敗したかなと思っております。

その中で、側溝のほうでまずお話をさせていただきたいと思いますけれども、町長も今、答弁の中で言ったように、なかなかその地域の方と地域の住民との協働ということと、予算ということで、ちょっと相反するところがあるという話がありましたけれども、やはりその側溝の清掃、特に左沢地区内では３年に１度か、場合によっては４年に１度という形でやっております。

毎回毎回、私ども、ずっと若い頃から消防だったり、地区で側溝の清掃なんかやってきましたけれども、毎回毎回その地区の方の高齢化が進み、また、人も減ってくる中で、本当に大変な作業になってきているのは、多分町長も知っているのかなと思っております。そういう中で、やっぱりもう地域の方では危ない、それは町でやるということはしっかりと町のほうでその側溝の清掃などはやっていただきたいと。

もし、地区の方の協力が欲しいんであれば、また別のところでその地区の方の協力を得る、そういうふうな何か事業とか考える、例えば道路の美化とか花いっぱいになっているのは、やはり地域の方が年に何回か早朝よりやっている場合もあります。そういうふうな、あまり比重のかからないボランティアと側溝清掃のように比重の大変重くかかるようなボランティア、そして地区によっては丸一日かかるわけです。そういうものを考えたときに、その辺は何年かに１回で結構ですので、専門の業者なりに頼んでいただきながら、毎年毎年予算を組んでいただきながら進めていただければ、この辺は解決するのかなとは思っております。

あと、公園に関しても、以前から公園のほうがちょっと草ぼうぼうだとか、垣根のほうが伸びているとかといういろんな話をしております。こちらのほうも予算ということで、なかなか手が回らないということはこれも周知の事実であります。

以前は、農林課所管のほうのいわゆる公園のほうでは地域の方々と作業をやっていた。ある場所では春１回、秋１回、地区の方から協力をいただいてやっているというのは、それも知っております。

ただ、やはりコロナというのがそういうものを、住民との協働という部分がちょっとなくなってきた、その原因になっているかと思います。コロナが終わった現在でも、なかなかそういうものをしようとすると人が集まってこない、何ができないということで、なかなかその公園なんかもうまくいっていない。

ただ、聞くところによりますと、公園のほうなんかも町内の業者を使ったり、また、職員の方が一生懸命手を出したり、また、シルバーのほうにもお願いをしながら、１年間で予算を取りながら整備をしてもらっているということも聞いております。

ですけれども、やはり、毎年きれいにするというわけではないんですけれども、やはり少しずつ回数を増やしながら、その都度その都度、手のかかるところを減らすような、そういうふうな予算取りと回数なんかもしてもらえるようにしてもらえれば、町内の公園なんかも、特に人の動くところ、見えるところ、そういうところはもう少しきれいに見える、またここの公園で遊びたいというような形になるんではないかと思います。

以前、ぷくぷくパークを造るときに、公園を造るのはいいんだけれども、その後の管理はどうするんだということで質問させていただきました。そのときには、当時の課長がしっかりやりますということで、今現在、ぷくぷくパークは一生懸命草刈りをしたり、確認のあれをしたりとかしてやっていると思うんですけれども、多分、でもあと何年かすると、今ある公園と同じようなことになるのかなと危惧はしております。

そういうところもしっかりと予算を取っていただきながら、以前に言ったように、係とか課を設けることができないんであれば、各所管の課で予算を取りながらやるわけではありますけれども、そこのところも少し考えながら、しっかりと造ったものですから管理をしていただきたい。

先週の質問にも、ふれあい会館のいろんな質問がありました。その中でも、答弁の多分、木を切ったりとか何かしたりという部分もあったと思いますけれども、ふれあい会館なんかもやっぱり誰が見ても川が見えないとか、ちょっとこの木は要らないとかという、そういうものもありますので、そういうところもしっかりと考えながら公園のほうを、いろんな課にまたがってくると思いますので、そういうところもしっかりとお願いしたいと思います。

あと、道路に関してですけれども、町道ということで、相当数の長い距離、それをやはり町でしっかりと管理していかなければならない、町長も先ほど話にありました。そういう中で、町道というのは、すごいくくりというのが面倒くさいというのかな、道路の部分は町なんですけれども、そののり面に対する部分とか、あとは、上に生えてくる木の部分とか、そ

ういうものは土地の地権者が管理する、何をするということにはなっておりますけれども、やはり、山間部のほうに行きますと、もうそこの所有者がここの場所にいないと、または高齢者になってできないという、そういうふうになってくると、枝とかが道路に来ますよね。道路の上とかに。そういうところも実際、その地権者が切らなきゃならないのか、そういうふうになると、なかなかそういうものはできない。車の交通の妨げになる。

それは当然、今度、町の建設課なり、そういうところに連絡が行くわけです。区長さんに行って、区長さんから総務に行ったりとか、そういうところに連絡が行くということがあると思います。そういうものに対しても、迅速に対応ができているのか、そういうこともやはり今後はしっかりと対応していただきたい。

のり面の草刈りにしても、ほかの人の土地だからここは手をつけられない、そういうんじゃなくて、道路を管理する上で、必要であれば当然、個人の所有地であっても、やはり町としてはきちんとしなければいけないのではないかと、この今の質問に対して、町長はそれは違うと言われるのは分かっておりますけれども、それを平気で、分かっていてお願いをしているわけであります。

また、道路の白線、うちの町ではやっぱり雪が降りますので、冬期間、除雪の終わった後、春先になると白線が消えているとか、そういう問題もあります。そういう白線についても、建設課でのほうでは、毎年その白線引きをするのか、それとも状況を見て何年に１回するのか、そういう問題もいろいろ出てきていると思います。

当然、子どもたちの通学路においても、除雪の後、様々なもので線が消えている、何がなくなっているという部分があると思いますので、その辺のところもしっかりと管理をしていただきたいと思いますけれども、どういうふうな、そういうことで回答をお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　冒頭３つあるので、少し細かくというふうな話があったので、もう少し細かい質問なのかなというふうに思っておりましたが、全体のお話がおおむねなのかなというふうに思いましたし、あとは、町長は分かっているとは思うんだけれども、しっかりやれという、私も多分、関野議員は質問している内容についても一定程度町の対応については理解といいますか、内容をご存じの中で、あえて、もっとしっかりやれという激励の言葉にも聞こえたのでありますので、そこは先ほど申し上げましたようにしっかりとやっていきたいというふうなことであります。

どうしてもやっぱり、先ほど言いましたとおり、住民サービスと予算の執行というふうな

こと、予算の確保というふうなことでは、お金をかければかけるほど住民サービスの向上につながることが多いのかなというふうに思いますので、ただ、やっぱり予算には限度があるというふうなことも、そこはご理解いただきたいというふうに思います。

やっぱり、毎回同じことを言っているようでありますが、優先順位を考えながら、予算の執行なり、予算の計上をしていくというふうなことになると思います。

やっぱり、町が設置者、管理者になっているというふうなところの部分では、当然、町がそこのところの管理をしっかりとやっていくという、そういうふうなことは原則論としてはあるんだというふうに思います。

ただやっぱり、この辺では文化として道普請などというような、もちろん水路関係の部分もそうですが、そういった協働作業というふうなものがずっと行われてきた歴史もありますし、そういったことがなければ、町のほうでは予算が幾らあっても足りない、ちょっと大げさな言葉に言い方かもしれませんけれども、そういうふうなことにもなります。なので、そこの配分の部分はしっかりとやりながら、ただ、思いは常にきれいにしておかなければならないとか、誰からもちゃんとなっているなというふうに感じてもらえるようなものにしていかなければならないという、そういう思いはしっかりと持ってやっていきたいというふうに思います。

なかなかお金がないというふうなお話はあまりしたくはないんですが、そことの関係があるというふうなところはご理解いただきながら、お願いしたいなというふうに思います。

今朝、聞いた話なんですが、この土日に９区の地域内で道路の草刈りや、清掃作業をやったというふうなことを聞きました。これも地域からのご協力というふうなことなんでございますが、そのことを聞いたときに、担当課のほうに道路の管理等について、どんな形で町は、今、進んでいるのかというようなことを再度確認しました。

そうしたところ、やっぱり、これまでは道の普請というふうなことで草刈り作業などは地域の力に頼り切ってやっていたんですが、そればかりではやっぱり住民の方の不平等感もあるというふうなことで、数年前から一定程度、少しでありますが作業代というふうなことで、謝金を各地区ごとお支払いをしながら協力していただいているという体制があります。町内では、34の区さんなどからそういったことで対応していただいていると。もちろん、それも十分な金額かと言われれば、とてもとてもそういうふうなことまでには至っておりませんが、ただ、そういうことと、業者さんの力を借りることと合わせながらやっていくというふうなところが、町にとっても町民にとっても予算的にもバランスの取れた部分につながっていく

のかなというふうに考えておりますんで、冒頭申し上げましたように、議員がおっしゃりたいことも十分理解した上で、今後対応していきたいというふうに思います。

○議長（宇津江雅人君）　関野幸一君。

○８番（関野幸一君）　ありがとうございます。

町長が言っているのが、もう、ほとんどごもっともなんですけれども、やはり少ない予算の中で、町長も予算がないと言っているんですけれども、職員の方、一生懸命やっているわけですよ。それは分かっております。職員の方にいろんなことを聞くと、予算なくてよ、予算なくてよというのがもう口癖でね。予算がないと何もされないんだかというのも我々らの口癖でね。そういう中で、様々なこの公園・側溝・道路管理というものをやっていかなければならないというのは分かります。

昨日の９区の話は、副議長から聞いていなかったのでちょっと分からなかったんですけれども、今、聞いたらしましたということで、やっているんですけれども。

町長、でも考えてみると、あと何年できるか分からないから、地区の方のボランティアで。だからといって、人数のそれなりにいるところ、そういうところはできると思うんですけれども、町なかになってくると、もうほとんど人がいなくなってきていて、じゃ、今月、来月の何日に側溝掃除するべというときに、区民の方が10人ぐらいとか出てこないなんていうのになってきたときには、もう、それすらできなくなってくると。だから、何かやりたいときにもうできなくなってくるというのは、もう子どもの数と一緒で、我々らの年代の人数も当然少なくなってきているわけでありますので、そういうところはしっかりと目をかけてもらって、ここの部分は町でやるべとか、予算は何とかやりくりするべとか、どこからか金を引っ張ってくるべとか、そういうようなことを考えてもらいながら、しっかりとその管理はやっていただきたい。

町道とかに関しても、職員の方も一生懸命パトロールをしながら、いろんなことをやっているとも聞いております。公園のほうも、ここ数年は予算を取ってもらって、シルバーの方とかいろんな方から協力いただいてやってもらっていることも聞いておりますので、その中で、何とか頑張っていただきたいと。ただ、先ほども言いましたけれども、いつまでその人数が確保できるか、地区で確保できるかということもしっかりと頭に入れてもらいながら、予算を取っていただきながら、この３つのところの管理をしっかりしていただきたいと、そういうふうに思っております。

最後にありますか。

○議長（宇津江雅人君）　どうですか。

松田町長。

○町長（松田清隆君）　今、いつまでできるのか分からないのではないか、そして、地域の中では、集落の中では人がいなくなってきているのではないか、担い手ですね。いなくなってきているのではないかと、全くそのとおりでありまして、やはり、行政としても草刈りとか、こういう維持管理の部分だけでなく、町のいろんな行事も含めて、取組も含めて、これからの時代、これまでのような形では進まなくなるという現実はあるというふうなことの中で、じゃ、その中で何ができるかと、何をすべきかというふうなことを今からいろいろと考えていかなければならないという、今、時代の変化点といいますか、変わり目なのかなというふうに感じています。

ちょっと一例を申し上げれば、市街地の側溝の泥上げの話がありましたけれども、以前は本当に消防団と地区の方から協力をしていただいて担っていただいた、言ってみれば地域住民の方が主催といいますか、実行体として協力してやっていただいてきたと。それではちょっと大変になってきているので、これも20年ぐらい前の話ですよ。大変になってきたので、側溝の蓋を外すために、自分たちではなかなかできないと。じゃ、業者の人を頼んで、専用の機械などで蓋の外し方、かけ方などについては業者の人からしてもらえるようにならないでしょうかということで、そういうことはお願いするようにした、または、深い側溝などがあり、なかなか地域住民の方がそこに入って泥を上げていくことができなくなったというようなものについては、そこの部分は地域の方ではなくて、業者のほうの人を、専門家を頼んでやるので、そこのところは残しておいていいですよというような形だとか、現場のほうでもいろいろ工夫をしてやってきたんだというふうに思います。

ただ、これからは、そういう部分の比率が高くなっていくというふうなことも含めての今の議論だというふうに思いますので、全てを町が担うというふうな形ではなくて、地域の方々と協力をしながらやっていくということが、やっぱり地域のコミュニティーをつくっていく上でも必要なのかなと、ちょっときれいなことを言いますけれども、そういったことがなくなってくると、地域の人のつながりというのもかなり薄れてくる速度が速くなるのかなというふうなこともありますので、その辺は町のやれるところ、担わなければならない部分、地域の方にここのところまではお願いをしたいというようなことを、これからはそういった作業をしていく際に当たっては、いろいろと相談をさせてもらってやっていくと、そんなふうなことがこれからは必要なのかなというふうにお話を聞きながら思ったところであります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　関野幸一君。

○８番（関野幸一君）　しっかりとお願いします。

以上で終わります。

○議長（宇津江雅人君）　これで関野幸一君の一般質問を終わります。

ここで、10時45分まで休憩します。

休憩　午前１０時３０分

再開　午前１０時４５分

○議長（宇津江雅人君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◇　菊　地　英　幸　君

○議長（宇津江雅人君）　次の一般質問は、一問一答方式で行います。

１番、菊地英幸君。

○１番（菊地英幸君）　皆さん、おはようございます。

今は、話題としては備蓄米放出のうわさがいっぱいなのかなと思っております。稲作をしている我々は、今年度はどうなる、米の状況はどうなるか、非常に心配されるところであります。あとは、政府もいろいろ考えてはおるようですけれども、注視しながら見ていきたいと思います。

それでは、一般質問を通告に従って行います。

集落と農業・農地の維持についてであります。

地域の寄り合いや人足の集まりのときなど、我々の話はどうしてもネガティブな話になってしまいます。

子どもが少ない、集落の戸数が減っていく、農業ができる人も激減するなどの話で、なかなか明るい話題が少なくなってしまっています。どうしたら希望のある明るい話になるのでしょうか。

松田町長が就任された後、令和２年９月に第10次大江町総合計画が策定され、そこで「夢を共有できるまちづくり」、「ちょうどいい　幸せ感じるまち」というテーマを掲げて、まちづくりを行ってまいりました。「ちょうどいい　幸せ感じるまち」という言葉は分かりやすく、町民の皆様にも大変好評だと思っています。

しかし、もう一つ、町民と一緒に集落を守り、チャレンジするような言葉が欲しいと思います。松田町長も２期目の中盤を迎え、もう１本、出してみてはいかがでしょうか。

集落をいかに維持していけるかが町の将来に直結してまいります。七軒地区の集落では、最盛期の戸数の10％になったところもあり、それ以上のところもあるようです。本郷地区では50％の戸数になった集落もあるようです。その辺のところはどのように把握しているのかお聞きしたいです。

私の住んでいる三郷地区では用地区は42軒ありましたが、今年度は17軒で約60％の減。深沢地区は86軒ありましたが、今年度は68軒で20％の減。伏熊地区は63軒で今年度は56軒、約11％の減です。参考までにですが、集落の戸数は各地のお年寄りの人からお聞きしました。

現在の世帯数の中で、移住者世帯は深沢地区で６世帯、伏熊地区で８世帯であり、約14％になります。このように、ほとんど移住の発言をしないのに、割と多いのではないでしょうか。その地区の特徴を生かし、行政で後押し・前引きすることで、集落の維持が可能になってくるのでないでしょうか。町長に伺います。

過疎地の活性化や集落の現状や課題を把握し、集落の人たちと話合い等をしていく集落支援委員を七軒地区や本郷地区に派遣してはどうでしょうか。やはり、最終的にはそこに住んでいる人々が努力しなければならないと思います。いろいろな手段を講じて導入することは行政の役割だと思っています。例えば、これから気軽な感じで伸びていくのが、ふるさと住民票であるかと思います。大江町との関連性を間口の広い緩やかな仕組みを取ることが大切だと思っています。元気で明るい高齢者も大勢おり、何か社会の役に立ちたいと思っている人は多いと思います。そこから集落維持の課題に役立っていただけるのではないでしょうか。その辺のところを町長に伺います。

令和の米騒動、令和の百姓一揆等が話題になっております。集落と農業は、私の地域では一体です。農業と地域を維持できなければ集落も崩壊するのは間違いないでしょう。

小規模農家は高齢化が進み、間もなく離農者が増え、もはや数年後に危機が迫っております。できるだけ早く地域計画の策定を完成させて、進めていかなければなりません。私たちの地域でも何回か話合いをしましたが、これからの計画と具体的に見える方向性を伺います。

また、今まで中山間地直接支払制度によって地元課題解決が相当できて、助かっている有意義な制度であります。

しかし、今年度から集落機能強化加算が廃止され、地域の実情に合った制度に見直すようだとの情報がなされています。そのところも説明していただきたいです。

町・地域維持のために交流人口増を進めるというようなことがよく新聞に載ります。それよりもっと緊密な関係、人口増ということで、集落機能の維持に向けて、二地域住居により密接な集落との関わりができる山村振興法改正が今年度の４月１日から施行になり、国庫補助金がかさ上げになる優遇措置もあるようですので、研究してはいかがでしょうか。

壇上からは以上です。

○議長（宇津江雅人君）　町長の答弁を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君）　それでは、菊地議員からのご質問のお答えをしていきたいと思います。

ご説明いただきました内容をずっとお聞きしておりますと、大江町に限った問題ばかりではなく、都市部を除いた全国的な社会問題であるというふうにも感じます。

特に、山間部の多い本町のような、著しい人口減少が進んでいるところ、そして、農業を取り巻く環境が厳しさを増しているという点は、町としても、そこのところはしっかりと受け止めなければならないところだというふうに感じています。

世帯の減っている現状をどのように把握しているのかというご質問がございました。資料が整っている30年前の平成７年と比較してみました。当時の４月１日現在の人口は平成７年、１万682人、うち外国人はそのとき34人おりました。内数です。一方、令和７年４月１日現在では人口は7,005人、うち外国人は134人という状況になっています。いかに大江町でコロナ以降、外国人の働いている人が多くなっているのかというふうなことが見られる数字だと思います。

世帯数の変動というところでは、左沢地区においては1,813世帯から1,972世帯というふうに増えています。これは住宅団地造成などに伴って、蛍水区、みなみ区ができたこと、そして、らふらんす大江などの施設の入所者は１人１世帯というふうにカウントされますので、そういったことも原因としてありますし、また、核家族化が進んでいるというようなことも影響していると考えられます。本郷地区は650世帯から616世帯に減っています。こちらも美郷区、あおぞら区が新たにできたことで、減少の幅は比較的抑えられているというふうに考えていいと思います。

一方、七軒地区については、205世帯あったものが83世帯というふうなことで大きく減っております。人口のほうも734人から151人というふうに激減をしている状況であります。

全体の傾向として、菊地議員の深沢区をはじめ、農家世帯の割合が多い区の世帯数は比較的柔らかに減っている実態があるようにも思います。

次に、集落支援員のお話がありました。特に、今、言ったように、人口群の減少が進んでいるような七軒地区や本郷地区に派遣してはどうかというようなことの中身であったと思いますが、大江町では以前、地域の魅力見つけ隊という制度で、区の要請に応じて、若手の町の職員を派遣したというふうな制度がありました。昭和の時代、むらづくり計画、集落づくり計画、そして平成初期には公共事業が多かった頃のように、職員が町民と膝を突き合わせて話し合う機会などもかなり減ってきていたというようなことで、職員の貴重な体験となるもので、職員研修の意味合いも含めたような制度が地域の魅力見つけ隊という制度だったと思います。

ただ、実態を見てみますと、区のお祭りや行事を続けていくための要員的な要素も少なからずあったように感じますし、区のほうからしても職員に気遣いが必要だったり、活動内容が限られているとのこともあって、この制度については終了してきた経過があります。

菊地議員のほうでは、どのような活動をイメージされて今回の質問となっているのか、少し分からないところもありますが、ここ数年、多くの集落でまちづくり座談会、町長と語る会です、これを開いている中で、特にその制度について復活を要望する声もありませんでした。

地域おこし協力隊や集落支援員、こういった方を配置するに当たっては、その来ていただく方に何を担ってもらうのか、そして、そのミッションは何なのかというようなことを明確にしていくことが大切であると言われています。実際、町のほうでも具体的にこういった内容での募集でありますというふうなことを具体的に示せば示すほど、問合せが多くなるというようなこともあります。各区のほうで、どんなことを担ってもらう人材が必要なのか、何が課題でどんなことを望んでいるのかなどなど、いろいろあると思いますので、その辺のほうは担当課のほうに相談していただければ、解決策のほうはいろいろと一緒に考えてまいりたいと思っております。

ふるさと住民票については、最近耳にするようになった言葉でありますが、現在、総務省のほうでは地方創生2.0、これの実現に向けた取組として関係人口に着目をし、住所地以外の地域に継続的に関わる方を登録できるふるさと住民登録制度、これの創設に向けた検討が

行われているとのことであります。

関係人口の地域との関わり方については、いわゆる消費活動、特産品の購入だったり、ふるさと納税だったり、観光のリピーターさんだったりというように、地域経済への貢献や、ボランティアや仕事、特に仕事というのは副業の部分だったり、二地域居住、テレワークなどでこちら側で仕事をする、そういったことを通した地域の担い手としての貢献など、それぞれのスタイルに応じた様々な形があるのではないのかと思います。

大江町も含め、移住・定住の推進を重要施策に掲げる自治体は数多くありますが、一方で、人口の奪い合いだとの批判的な論調があるというふうなことも事実のようであります。現実的に人口を増やすことは難しい中で、自治体の創意工夫により、多様な人との関わり、このような関係人口と言われるものを増やし、地域活性化につなげるふるさと住民票の制度は効果的な手法でもあるというふうにも思います。それらによって得られる恩恵というふうなことでは、広報紙の提供やお祭りや行事の案内、パブリックコメントが可能になることなど、様々考えられるというふうにも思います。自治体にとっての恩恵として、ふるさと納税が増えることも期待がされると思います。現在でも、東京おおえ会との交流など、このような趣旨の制度は存在しているわけでありますが、菊地議員がおっしゃるような集落活動の貢献につながるかどうかは、現状を検証して、いろいろと意見交換をしていかなければならないのではないかというふうに思います。

また、山村振興法の話がありましたが、この適用を受けているのは、大江町では七軒地区がこの指定を受けているエリアとなります。これまでも辺地債なども活用して、様々な補助事業を実施してきましたが、事業採択に当たっては、地域住民の関わりがどれぐらい見込めるのか、こういったことも重要になってきます。特に、箱物やハード事業の場合は、将来展望も含めて、十分な議論と慎重さが求められるというのがこれまで取り組んできての感想であります。

地域計画のことがありました。地域農業の将来の在り方を示した、人・農地プランからおおむね10年後の農業の在り方と併せ、１筆ごとの目標地図を含めた新たな計画として、令和７年３月27日に大江町の全体の計画が出来上がりました。今後も農業者の意向を踏まえ、話合いを重ね、随時変更しながら完成度を高めていかなければならないと思っています。現在、策定されている計画がもちろん最終形ではありませんし、よりよい計画としていく、実施としていくためには、そこの部分の見直しを重ねて変更しながら、新たな考え方も含めて、進めていかなければいいものになっていかないというふうに感じております。

また、中山間直接支払制度、これにつきましては、農業生産条件の不利な中山間地域における農地を維持管理していくための協定を締結して、農業生産活動を行う場合に面積に応じた交付金を交付する国の制度でありますが、大江町では、23の協定で約3,700万円の交付金を活用させていただいております。

なお、集落機能強化加算につきましては、この制度の全てが廃止されるのではなくて、加算がです。全てが廃止されるのではなくて、令和６年度まで実施していた協定については、引き続き継続可能で、令和７年度から新たに取り組むことができなかったというような改正の中身のようであります。本町の23協定には、影響を今すぐ及ぼすものではないというふうに考えております。

答弁については以上になります。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君）　菊地英幸君。

○１番（菊地英幸君）　答弁ありがとうございました。

まずは、やはり集落支援員についてなんですけれども、2008年から総務省が始めた制度で、2009年から全国各地で導入されている制度だそうです。

これによって、やっぱり大江町役場の職員も、地域の魅力見つけ隊という制度があったとも聞いておりますけれども、やっぱりもっと密接な人が、支援員には専任と兼任の方がいらっしゃるということもありますので、専任と兼任ということで、その地域に特化した人がなってくれて、地域の課題を克服するという内容だそうですので、ぜひともやっぱり過疎が進んでいるところは維持がすごい困難なところもあるわけですけれども、できれば長く維持できるように、やっぱりこの辺を派遣していただきたいかなと思っております。

本郷地区なんかは、まだまだ今から伸び代があるのかなと思いますんで、その辺は思い切って活性化を図る意味でも、やっぱり思い切って派遣をしていていただきたいなと思っていますが、町長のほうはどんなふうに考えているか伺います。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　地域の魅力見つけ隊もそうなんでしたけれども、町のほうからそこに配置するというものよりも、地域のほうから、先ほども申し上げましたが、こういう課題があり、こういったことをやってほしいので、そういった人を配置が必要なのではないかというふうな形でないと、地域に派遣された人は何をやったらいいか分からない。さっきミッションという言葉を使いましたが、地域の課題としてこういうことをやってほしいんですというふうなことで、じゃ、そういうふうなことに向いている方を探しながら、そういった方を

配置するというふうなことで、どうなんだろうかというふうにならないと、私は成功しないといいますか、なかなかこう、地域との意思疎通がうまくいかないのではないかというふうに思っています。

そして、専任とか兼任という言葉もありました。これも、今、言ったもののところがあるのではないかというふうに思います。専門的にそこに関わっていくスタイルをその地域の方が望んでいるのか、いや、そうでなくって、本当に年間のうち何日かとか、この部分だけはというようなところだとか、そういったところの課題をしっかりと地域の中で共有し、町と一緒になってそこを解決していくためのものとして、集落支援員の制度を利用していくというふうなことにつなげていければいいのかなというふうに感じています。

○議長（宇津江雅人君）　いいですか。

菊地英幸君。

○１番（菊地英幸君）　ありがとうございます。

なかなか、区のほうから上がらないとならないという話なんですけれども、やはり、区としてもなかなか言いづらい区なんかもあるんじゃないかなとか、非常に思っているところはあるんですけれども、人も少なくて七軒地区なんかは非常に困っている。なかなか話は聞こえてくるんですけれども、やっぱりそこから行政、町政に話が行っていないというのが事実なのかなと思っています。

その辺もやっぱり、この支援員がいることによって、町との渡り、つながりができて、もっと有効的になってくるんじゃないかなと私は思っているんです。

やっぱり、そのミッションだけでなくて、小さいこと、いろいろある、農業のことでもあるし、伝統文化なんかもやはりもう人がいなくてできないんだずとかと、練習もできないしとかみたいな話もちょくちょく聞こえてくると思うんですけれども、その辺をやっぱりいかに支援員を配置して、だからどうするのかと、一緒に取り込んでいくのがやっぱり私はベストな状態なのかなと思っていますけれども。

町長はどんな、一緒なのか、答えはもうない、もう少し聞いてみたいと思います。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　何か刺激が、自分たちの地区には必要だからというふうなことで、こういったことを起爆剤にして、地域に広がりが持てたらという希望的な考え方といいますか、そういうところはよく分かるんです。

でも、そういうふうなことで、地域の中に入っていっても、なかなかこう、そこの集落が

期待しているものと本人のモチベーションといいますか、考えていることがずれてくる、時によって地域とのいろんな問題が起きたりするというふうなことも実際あります。そういうことを考えると、やっぱりそこの事前の準備段階の話合いなり、区が、集落の方が希望している部分がどんなものなのかということをしっかりと把握した上で、そういった方もそこの部分をしっかりと認識した上で、マッチングを図っていくというふうなことが必要なのではないかと。その前段のいろんな悩みといいますか、課題の整理などなどについては、担当課のほうで対応していきますので、あとは、先ほど、言いにくいとか、つなぐ人がいないのではないかというふうなお話がありました。ぜひ、議員さんもそうですけれども、区長さん、地域の役員の方、そういった方々といろんなお話をした中で、ぜひ区長さんあたりがまとめ役になってもらって相談いただくというふうなこと、ちょっとまた最初に戻りますけれども、行政からの押しつけで人を配置しても、なかなかそこは課題解決につながっていかないというふうに私は思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　菊地英幸君。

なお、議長のほうから、質問をもう少し絞ってお願いしたいと思います。

○１番（菊地英幸君）　分かりました。

では、座談会をしたときに、その事前に、町民とアンケートなどを取りながら、やっぱり本当は要るんだか、こういうような制度があってと、要るんだか要らないんだかみたいなアンケートを取って、ぜひ、ちょっとどのぐらい必要という割合みたいなものを出していただきたいと思うんですけれども、町長。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　私が申し上げているのは、必要かどうかという話じゃなくて、何をするためになのかということが大切だというふうなところであります。

多分、先ほども言ったように、そういう人が入ってくると地域に元気を与えてもらえるのではないかというふうなことでの招致・配置というふうなことではなくて、やっぱりこういうことをこの地域でやっていってほしいというふうなことがないと、いたほうがいいよねという感じだけだと駄目だというふうな、簡単に言うとそういうふうなことなのかなというふうに思いますので、アンケートで、やっぱりいたほうがいいよねというだけではなくて、この課題、例えば、深沢地区であれば獅子舞のことがありますよね。じゃ、獅子舞の人手も足りないけれども、もう一回、その歴史をきちっと振り返りながら、その財産というものを自

分たちのものとして共有していく必要があるんじゃないかと、そこから人を寄せていくとかというような感じのことですよね。それが先例になっては困りますけれども、そういった感じのことで、やっぱり、何を集落として一緒にやっていくかというふうなところを大切にしてほしいというふうに思うというところであります。

○議長（宇津江雅人君）　菊地英幸君。

○１番（菊地英幸君）　じゃ、分かりました。

では、次の地域計画のほうのちょっと話を聞きたいと思います。

政府で今度、地域計画で５ヘクタール未満にも対象になるという報道が農業新聞のほうにありましたけれども、やっぱり七軒地区辺りとか、中山間地域だと５ヘクタール未満の土地なんかたくさんあると思います。平たんで２ヘクタールだの３ヘクタールだの、やっぱり基盤整備ができる条件などがいっぱいそろっていると思うんですけれども、その辺は地域住民との話も十分必要だと思いますけれども、これから稲作となるとどうなるかもまだちょっと、政府のほうもいろいろ動いてはいるようですけれども、米不足ということもありますんで、しっかりとその辺は地域住民と話し合って、小さいですけれども、基盤整備につなげて将来のほうに若手が、例えば、農業できるように政策を進めるべきではないかと思っているんですけれども、町長、その辺はどうお考えなのでしょうか。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　今、お話がありましたのは、農地耕作条件改善事業というふうなもののお話だと思います。農地中間管理機構、これを通じて、農地集積を前提に５ヘクタール未満の未整備地であれば、農家負担なしで基盤整備が進められるというような制度で、今年度からそういうふうな制度に改正されたというふうに聞いています。

ただ、過去に整備をしていない５ヘクタール未満という条件に該当する農地は、かなり少ないのではないかというふうに感じています。

仮に、該当するというようなことがあったとしても、農地の集積、収益性向上、これらの要件をどう満たしていくかというふうなところは、この大江町の地域を見ていくと、ほぼほぼ、そういった部分については限界ぎりぎりのところまで進められているのではないかな、つまり、そこの部分をもっと伸ばしていくというふうなことの伸び代の部分というのは、かなり大変なのかなというふうに思っています。

現実的には、農家の高齢化というのはますます進んでいるというふうなこと、そして、農地の維持管理というふうなものは相当困難になってくるというのは言うまでもなく、そうい

った状況がもう起きているし、これからますます進んでいくというものだという認識でいます。

基盤整備の必要性というふうなことでは、この３月に稲作関係の方々からお集まりいただいて、まだ備蓄米の話とかでなくて、昨年度の米価の上昇だったり、米不足だったりというふうなものについて、どういうことが、今、課題で、どんなことが必要なのかというふうなお話合いの、稲作に特化したような話合いを持ったんですが、その中でも、基盤整備といえば水利関係で、ほぼほぼ、大江町の土地改良区さんが中心になってというのがこれまでの進め方でありましたし、そういったところをお話ししていく中では、基盤整備はもうやっていかないと、担い手の農家さんが農地を引き受けて耕作することはできなくなってくるというのが今の現状、その辺は菊地議員も十分お分かりのことだというふうにも思います。

なので、地域計画策定の際にもいろいろな議論がされているというふうなことでありますので、そこのところをもっともっと話合いをして、方向性を導き出していかなければならないというふうに思います。

やっぱり、ただ、農家の方が減少している中で、さらに農地を集約してというふうなことに積極的に取り組んでいくべきだという土地の所有者の方の意識というふうなことでは、マッチングが難しいところもまだまだあるんだというふうに思います。

ただ、今の状況、この危機感をみんなで共有して、そこのところを何とか問題解決の切り口にして進んでいかないと、これからの稲作というふうなところでは、本当に限られた部分しかできなくなってくるというふうなことなので、基盤整備は関係者の意見を聞きながら進めるべきであるというふうに考えています。

○議長（宇津江雅人君）　菊地英幸君。

○１番（菊地英幸君）　ありがとうございます。

確かに、やっぱり地元と、あと土地改良区、農業委員会、あと行政と、この辺が力になっていただかないと、もう前には全然進んでいかないというのが事実だと思います。

我々が何ぼしたい、何だかんだ言っても、全然前に進んでいかないんで、その辺の誘導はしっかり町政のほうでしていただきたいと思っているんですけれども、あと、農業委員会、土地改良区、地主、この辺のしっかりとした話合いができる場というのかな、こういうのをしっかりつくっていただいて、そういう方向性をちゃんと導き出していけるように調整しながらやるべきではないかと思っているんですけれども、その辺は町長どうお考えでしょうか。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　もちろん先導役として行政が指導性といいますか、一番先っぽの部分を担っていくというふうなことは必要だというふうに思います。

今回の米騒動の中で、米の価格が一定程度上がってきて、一定程度というより急激に上がっているというふうな中で、これからその稲作について、農家の方の意志がどっちのほうに向いていくのかは分かりませんけれども、ただ、高齢化は進んでいくというふうなことです。

圃場整備の状況についても、国の採択の状況などもやっぱり５年10年待たないと補助金の順番が来ないといいますか、なかなか希望が多い現状の中でというふうなことが実際あるようです。

ただ、そこに向けて進んでいくためには、やっぱり土地の所有者、農家の方、担い手の方、そういった部分の方が地域として一固まりになって、先ほどの地域計画の中で、いろいろと議論していくものをしっかりと固めながら、そういうところに向かっていくというふうなことが必要なのかなというふうに思います。

そんなことを考えると、やっぱり町の果たすべき役割というものは大きく期待されているものだし、そうやっていかなければならないというふうに思っています。

○議長（宇津江雅人君）　よろしいですか。

菊地英幸君。

○１番（菊地英幸君）　ありがとうございました。

しっかりと前向きに方向性をつけて、町政にはしていただきたいと思っております。

あとは、最後のちょっと質問というか、意見というふうになりますけれども、人口を少しでも増やすには、やっぱり木の沢辺り辺に公営住宅、町営住宅なんかも建てて人口を増やすという方法もあるし、あとはやはり、寒河江市とのつながりもすごい大きくなると思いますし、観光面も有利に働くと思います。あと、藤田団地にも宅地造成もされるということで、やっぱり工業団地もしっかりと整備して雇用の場も生みながら、しっかり大江町の発展につなげていかなければいけないと思っていますが、町長、その辺、少し最後ですが、答えていただければありがたいと思います。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。じゃ、申告にありませんけれども、特別に最後の質問。

○町長（松田清隆君）　人口減少対策、移住・定住というふうなことでは、これまでいろんな場所でお話をさせていただきました。やっぱり、少子化問題と人口減少というのはセットでありますし、そのためには、子育て支援をしっかりとやりながら、そして、子育て世代の方をいかに大江町のほうに呼び込むかというふうなところを組み合せながらやっていきたいと

いう方向性はそういったことであります。

そのために団地を造成して、住宅団地をこれまでもやってきたように、大江町としては住宅団地をしっかりと造りながら、そこに人を呼び込むというふうなことが必要だというふうな施策を展開していると。

場所の選択に当たって、木の沢地区はどうなのかということは、以前にもどこかでそういった議論がされたといいますか、お話をいただいたことがあったように記憶をしておりますが、ただ、木の沢地区については、今、圃場整備が進められておりまして、その後の姿がしっかりと見えてこないとなかなか難しい。もちろん飛び地というふうな課題について、町として、寒河江市とどう調整していくかといいますか、町としての方針をどう持っていくかというふうなことも関わってくる課題ではないかなというふうなことを考えると、なかなかあそこの部分について、住宅団地を開発してはどうかというふうなところについては、町としてはちょっと厳しいかなというふうに現段階では思っていると。民間で開発してもらう分にはもう全然問題ないと思いますので、民間での開発を促すなんていうのも一つの方法かもしれません。

あとは、工業団地の部分については、これも卵が先か鶏が先かの話で、なければ来ないし、来ないから塩漬けになる可能性が高いので造らないというふうなことで、どっちが先かというふうなことはあるんですけれども、なかなか景気の動向を見ながら、そして、働く人というふうなものがどんどん少なくなっていくという将来的な見込みを考えたときに、その辺のところはうまく判断していく必要はあるのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　菊地英幸君。

○１番（菊地英幸君）　ありがとうございました。

それでは、私のこれで一般質問を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君）　これをもちまして本日の議事日程は全て終了しました。

なお、本日は午後１時から議案調査等を行うため休会とします。

明日午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会　午前１１時２６分

令和７年第２回大江町議会定例会

議　事　日　程（第４号）

令和７年６月１０日（火）午前１０時開議

日程第　１　議第３６号　大江町ふるさと奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　２　議第３７号　令和７年度大江町一般会計補正予算（第１号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１１名）

１番	菊地英幸君	２番	廣野秀樹君
３番	大沼清人君	４番	菊地邦弘君
５番	藤野広美君	６番	櫻井和彦君
７番	安食幸治君	８番	関野幸一君
９番	伊藤慎一郎君	１０番	土田勵一君
１１番	宇津江雅人君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	菅野光昭君
教育長	清野　均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	櫻井洋志君
税務町民課長	伊藤　修君	健康福祉課長	岡田照彦君
農林課長	阿部美代子君	建設水道課長	伊藤和幸君
教育文化課長	金子冬樹君	会計管理者兼出納室長	伊藤　修君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	西田正広君	議会事務局庶務主査兼庶務係長	庄司由利君

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、暑い方は上着を脱ぐこと、また、議場内での写真撮影を許可します。

◎行政報告

○議長（宇津江雅人君）　初めに、町長より行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

松田町長。

○町長（松田清隆君）　おはようございます。

私のほうから、西村山新病院の運営母体への参画についてということの行政報告を申し上げたいと思います。

初めに、これまでのこの件に関する経過を少し、改めて申し上げたいというふうに思います。

ご承知のとおり、西村山地域における医療提供体制の現状を見てみますと、地域内に県立河北、寒河江市立、西川及び朝日町立の４つの公立病院がありますが、それぞれ医療資源が分散している中で、その機能が徐々に低下をし、多くの患者が地域外に流出しているほか、医師をはじめとする医療人材の確保や育成の困難さなどによる医療機能の縮小といった課題を抱えているところであります。このため、令和４年８月から、県と西村山の１市４町の首

長、学識経験者が参加する西村山地域医療提供体制検討会を設置し、今後における西村山地域の医療体制の再構築について議論を始めたところであります。

令和６年３月には、関係市町の担当課長が入った会議でありますワーキンググループの最終報告に基づいて、県立河北病院と寒河江市立病院の２つの病院を統合再編することに関係首長が合意し、知事と寒河江市長が統合再編に向けた基本合意書を取り交わしてきました。その後、令和６年５月に、新病院の基本構想策定に向けて、県と寒河江市が新たな協議会を設置しまして、今年の３月25日に基本構想を決定したというふうなことになってございます。

この基本構想に基づき、寒河江市を除く西村山地区内の４町が新病院の運営母体に構成自治体として参画するかどうか、これについて６月中の判断を大江町に対しても求められているところでございます。

議員の皆様方に対しましては、５月26日開催されました全員協議会懇談会において、県立河北病院及び寒河江市立病院の統合再編、新病院に係るこれまでの経過や基本構想をご説明申し上げました上で、新病院の運営母体への参加について、町としての考え方、方向性を述べさせていただいたところであります。

議員各位の皆様方には、参画を判断するに当たって、町民が患者として受け入れられる医療サービスや町内の医療機関との連携に支障が生じることはないのかどうか、また、町内の医療提供体制に万全を期すようになどの視点から、ご意見を様々いただいたところでありました。

その後、６月２日に開催されました新病院整備に関する協議会の第５回運営委員会において、これまで候補地を７か所とされておりました部分について、基本構想で示されてきましたが、７つの視点に基づき36の評価項目で評価した結果、上位の陵東中学校の敷地、陵南中学校敷地、寒河江市立病院敷地の３か所に絞り込まれたとのことでありました。

なお、最終的な建設予定地１か所については、今後、山形県知事及び寒河江市長が出席する新病院整備に関する協議会において決定される予定となっています。

現時点において、建設予定地や具体的な財政負担割合などが示されていない中で、町といたしましては、何よりも、経営母体への参画の有無によりまして地域住民、町民が患者として受けられる医療サービスに違いを生じさせるものではないことが基本構想の中に明確に記されていることなどを踏まえまして、現段階においては参画については見送ることとし、今後、その意向を山形県と寒河江市が設置している協議会に伝えることといたしますので、ご理解賜りますようにお願いを申し上げます。

なお、今後、将来的に町にとって大きなメリットとなるようなことが示されたときにおいては、財政負担とも比較しつつ、改めて参加の有無について検討を行いたいとも考えております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君）　これで行政報告を終わります。

◎議第３６号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君）　日程第１、議第36号　大江町ふるさと奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

金子教育文化課長。

○教育文化課長（金子冬樹君）　おはようございます。

それでは、議第36号　大江町ふるさと奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

町長の説明にもありましたとおり、未来を担う若者の学びの場は多様化しており、国際的視野を持った人材が求められる中、海外の大学へ進学する学生に対して支援するため、本条例の一部を改正するものであります。

資料12の新旧対照表をご覧ください。

第１条、目的では、奨学金貸与の対象に海外の大学で修学する者を追加する改正になります。

第２条及び第３条の改正は、海外の大学も奨学金の対象となるように関係条文について改正するものであります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君）　議第36号の質疑を行います。

８番、関野幸一君。

○８番（関野幸一君）　８番、関野です。

今回のこの条例改正を見てみると、うちの町でも大変すばらしい条例の改正だなと思っております。教育長、教育課長が一生懸命頑張って、こういうことに取り組んでもらったこと

には敬意を表します。

その中で、このふるさと奨学金については、今回条例が可決されれば海外の大学で勉強する子どもたちにも貸与ができるとなっておりますが、去年の利用者、奨学生の利用者、また今年度、当然新しい年になったわけですから、今年度の今まで分かっている利用者の数を教えていただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君）　金子教育文化課長。

○教育文化課長（金子冬樹君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

ふるさと奨学金の昨年度の貸与人数ですけれども、３名となっております。また、今年度につきましては、２名ということで貸与となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君）　８番、関野幸一君。

○８番（関野幸一君）　当然、町の補助金でありますから予算もあると思います。その中には１年間で何人ぐらいこの制度を受けられるかというのはあると思いますけれども、様々な事情でやはり大学に行きたくてもなかなか行けないという方とか、そういう人を支援するのが目的だと思いますけれども、その中で、例えば申請したときの要項というのが、本当に使いやすいというか、あまり無理のないような要項なのか、そういうところを少しだけお聞きしたいんですけれども。

○議長（宇津江雅人君）　金子教育文化課長。

○教育文化課長（金子冬樹君）　ただいまの質問にお答えいたします。

申請時の書類等々ということだと思うんですけれども、申請時に必要な書類としましては、まずはその学校に在学していることが前提となりますので、在学証明書が必要となります。また、世帯全員の方の住民票、またそれから世帯全員の所得が分かる書類、そして納税証明書と、あとは本人がやはり学びたいということでの貸与の希望理由書ですね、そういったことが必要となってきますので、申請の際はそういったものを提出いただいて、そして審査の上決定するという流れになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君）　８番、関野幸一君。

○８番（関野幸一君）　大江町の子どものための制度でありますので、しっかりその辺のところは、様々な問題があるかもしれませんけれども、一生懸命検討していただきまして、申請した子どもたちが本当にみんな使えるような、そういうふうな温かい制度にしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君）　ほかに質問ありませんですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　討論なしと認め、採決します。

議第36号　大江町ふるさと奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君）　全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第３７号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君）　日程第２、議第37号　令和７年度大江町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君）　議第37号　令和７年度大江町一般会計補正予算（第１号）について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

７ページをお開きください。

１款議会費は40万2,000円の増額です。

１項１目議会費は、学校のあり方調査検討特別委員会の県外先進地への行政調査旅費等を追加するものです。

２款総務費は3,727万9,000円の増額です。

１項６目電子行政推進費は、十八才地内での電柱移設に伴い、光ファイバー架線の移設が必要になったことから、当該移設に係る工事費を追加するものです。

８目移住定住促進費の移住支援補助金は、国・県の補助を受け要件に合致する移住者へ補助するものですが、18歳未満の世帯員加算の対象となる方の申請が見込まれることから、加算分を追加するものです。

10目交流ステーション費は、損傷していた建物出入口スロープ付近の舗装面を修繕するものです。

12目臨時特別給付金事業費は、令和６年度の所得税が確定したことなどに伴い、昨年度実施した調整給付の支給額に不足が生じる方を対象として追加で給付を行うものであり、必要とする額を3,000万円と見込み、事務経費等を含めて計上したものです。

４項２目参議院議員選挙費は、法律の改定に伴い、投票管理者と立会人報酬を増額するほか、投票用紙計数機の更新費用などを追加いたしました。

８ページ下段からの４款衛生費は200万7,000円の増額です。

１項１目保健衛生総務費は、職員の産前産後休暇及び育児休暇取得に伴う代替職員の雇用経費を追加するものです。

６款農林水産業費は211万3,000円の増額です。

１項３目農業振興費は、有機農業を新たに始める方を対象とした国の補助事業になります。

10目多面的機能支払費も国の補助事業になりますが、農地維持支払い活動時や災害が発生した際の現地確認等に活用するドローンの購入費用になります。

２項２目林業振興費は、県代行事業の林道沢口道海線開設工事に関連する物件補償費を追加するものです。

７款商工費は252万2,000円の増額です。

１項３目観光費の工事費追加は、積雪の影響などにより破損した大頭森山自然公園展望施設の屋根を修繕するものです。なお、加入している建物災害共済の補償対象となることを確認しております。

８款土木費は742万2,000円の増額です。

３項１目河川管理費は、百目木地区のかわまちづくり計画について、ソフト、ハード両面の専門的かつ具体的検討を進めるための支援業務費用を追加するものになります。

10ページの５項２目住環境整備費は、県の補助を受け実施している住宅建築奨励事業補助金の追加になります。リフォーム工事に対する需要が伸びていることもあり、当初の見込みを大きく上回ることとなりました。

10款教育費は285万5,000円の増額です。

２項１目小学校管理費は、老朽化等の影響により破損した左沢小学校給食室の天井板の修繕工事費を追加するものです。

以上が歳出予算の概要であります。

５ページに戻っていただきまして、歳入予算をご覧ください。

14款国庫支出金及び15款県支出金、20款諸収入、21款町債については、今ご説明した歳出予算の特定財源になります。

以上のほか、不足する財源に充てるため、前年度繰越金を追加して歳入総額を調整いたしました。

以上が、令和７年度大江町一般会計補正予算（第１号）の主な内容であります。

○議長（宇津江雅人君）　議第37号の質疑を行います。

２番、廣野秀樹君。

○２番（廣野秀樹君）　２番、廣野です。

４ページの債務負担行為補正の朝日連峰古寺案内センター指定管理料ということで、これは今まで３年間で375万を今回510万というふうな数字になっているわけですけれども、この積算といいますか、詳細をお聞きいたします。

○議長（宇津江雅人君）　地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君）　補正予算書４ページの債務負担行為の補正になります。

こちらについては、朝日連峰古寺案内センターの指定管理料として、来年度より３年分というようなことでの510万を限度額とした債務負担の額になります。これまでと指定管理料ちょっと増えているような状況でございますが、これに関しては、人件費、あと光熱費、委託料がちょっと上がっているというようなことで、内容としては同じ項目でありますが、その上昇分を追加しているというような内容になります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　２番、廣野秀樹君。

○２番（廣野秀樹君）　２番、廣野です。

いろいろ人件費とか高くなっているというのは承知しましたけれども、全国的に登山ブームということで、意外とコロナ明けてから登山する方が増えてきていると思うんですけれども、やはりこのところの利用客もこれから増えていくのかなというふうに思っておりまして、利用料というのが幾らか分かりませんけれども、指定管理料を上げる前に利用料金を上げるとか、あとはやっぱり、一般質問、私もさせていただきましたけれども、町民が使う公園なり公共施設の維持管理に対する債務というか予算執行するのに大変な時期、なかなか難しいのでありますけれども、なかなかその修繕とか維持管理、草刈りなどに予算が回らないこの状況で、指定管理料をこうやって簡単に上げるというのは、なかなか難しい、時期尚早じゃ

ないかなというふうに思っておりますけれども、その辺のところはどういうふうに考えておられますか。

○議長（宇津江雅人君）　地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君）　適正な価格、利用料というような部分と指定管理料を上げることについての内容かなと思います。

価格、利用料というような部分では、町と指定管理者と協議の上、指定管理者からこのくらいの金額でどうですかというようなことを町が認めるというような承認を取った上での料金設定ということにしております。ただ、あまりにも高いというようなことになりますと、公共施設というようなことからするとどうなのかなというようなこともありますので、あくまで適正な価格の設定というようなことで町としては配慮しながら対応していくというようなことで考えております。

あと、指定管理料、これを上げることについて時期尚早ではないかというようなことでございますが、こちらについては公益的な部分についての費用の算定をさせていただいております。こちらについては基本的には公募する施設というようなことで、どなたが応募してくるのかというところは、なかなか見込めないところもありますが、そうした方々が実施できるというような無理のない設定をする必要があるかなというようなことでの指定管理料を積算したところでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　２番、廣野秀樹君。

○２番（廣野秀樹君）　２番、廣野です。

公共施設としてのというふうにお答えの中にありましたけれども、私もちょっと登山に関しては苦手といいますか、あまり詳しくないのでありますけれども、町民がどれだけその施設を利用しているかという費用対効果というのがあると思いますけれども、さらに温泉館とか、柳川温泉とかテルメ温泉とか、あとは町民が利用する半年券とか、物価高に合わせて値上げしているわけです。これから先、大山公園も使用料を上げたらいいのではないかというのは進んでいるわけですよね。赤字を何とか解消するためにも、今の料金では安過ぎるのではないかという、そういうふうな問題点が今出ているわけなので、これを含めますと、利用の金額を変えないで指定管理料を３年間上げるというのは、やはり自分としては今のところ納得していないという判断であります。

以上、３回目、以上です。

○議長（宇津江雅人君）　地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君）　ちょっと私の説明不足もありましたが、利用料金を上げないというようなことではなくて、そこは来年から指定管理者が決まったとして、その料金については適切な価格というようなことでの設定に努めたいなと思っております。

○議長（宇津江雅人君）　ほかにありませんか。

８番、関野幸一君。

○８番（関野幸一君）　ただいまの廣野議員のやつに関連で質問をさせていただきます。

一番最初に、なぜ上げるかというところで人件費の高騰とありましたけれども、人件費かからないよね、家族経営だから。そういう中で、家族経営に対して人件費を計上する、それ、まずそこが１点おかしい。

金額的にいえば、昨日も説明いただきました、その中で、町とすれば使用料というものを頂いているのも確かであります。その中で指定管理料を払って様々な業務をしてもらっているということはありますけれども、今、廣野議員が言ったとおり、こういう世の中で、指定管理料を上げるということをただここのところにぽんと出してきて、指定管理料を上げるからお願いします、そうじゃなくて、その前にきちんと話合いをすると。

例えば、これまで指定管理料で、ＡＴＥＲＡに関しては多分600万から550万になったかなと、間違いなければ。50万落ちているわけです。それだって様々大変な中でその50万が下がっていると、そういうことを考えて、今回の議会の中で、一般質問でも２人の議員の方から町の施設の在り方、いわゆる指定管理料の在り方、そういうものが質問している中で、こういうものが出てきたときには、しっかりとこれをもう一度戻して、どういうふうにすればいいんだかということをやっぱり考えていかないとまずいのではないかと。何でもかんでも指定管理料、言われたから上げる、何する、そういうことというのは通らない話だと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（宇津江雅人君）　地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君）　まずは、指定管理料、今回、上げるというようなことでの上限を設定させていただいたわけですけれども、これに関しては指定管理者のほうから言われたから上げるというようなことではなくて、今の現状というような部分で、人件費あるいは委託料、光熱水費が上がっているというような現状を踏まえ、積算を見直しさせていただいたというようなものでございます。

あと、家族経営というようなこともありましたが、こちらについては、公益部分に関する

町がお願いして行っていただく業務に関して指定管理料というようなことを設定させていただいて、その中で運営をしていただくというような内容でございます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君）　８番、関野幸一君。

○８番（関野幸一君）　昨日もしゃべったんだけれども、７年前、８年前に遡ってその話をずっと今から時間かけてしてもいいんだけれども、そんなことしても気分の悪くなる方もいると思うので、その話はしませんけれども、勝手に大変だと思って指定管理料上げた、ほだなこと通らないべということよ。それだったら、全協にかけるなり懇談会にかけるなり、そういうところは一回ちゃんとさんないんじゃないの。人件費上がる、水道光熱費上がるからって、こちらのほうで上げました、こういう話って、課長、本来は通らないのではないのかな。これ、町民の金だよ、町民の金。

あそこを建てた経緯というのも、様々いろんな問題があって、私も３回の定例会で質問させてもらったけれども、逃げ口実、逃げ口実、最後にはうそつき呼ばわりされてやっと建てた建物なんですよ。そういうことを考えて、しっかり、そこの経緯というものをどうするか。やはり１つの案内センター、山小屋あるんだけれども、そこをいわゆる指定管理で受けた方が個人の努力として、企業努力としてどういうふうに持っていくか、それに対して、指定管理といっても最低限の指定管理で何とかそこをやってもらうと、それが本来でないかと。

こういうことをしていると、うちの町のいわゆる公的な指定管理を受けている事業所というのは、事業所ね、全て指定管理を当てにしてくれということになるわけよ、今回の質問にもあったと思うけれども。やはり各いわゆるそこを事業をやっている方から一生懸命やってもらって独立をしてもらえる、指定管理もう必要ないよと言われるぐらいやっぱり経営努力をしてもらえるような、そういうふうな指導をするべきであって、お金やるから頑張れ、お金やるから頑張れ、それは違うと思うんだけれども。なかなか難しい問題だと思います、これ。どうですか。課長ではなく今度は町長でもいいし。

○議長（宇津江雅人君）　地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君）　指定管理料については、こちら３か年で510万の限度額というようなことでの設定になりますが、こちらは公募をする施設というようなことで、応募する際に審査の対象になりますが、指定管理料は必要ないので運営させていただきたいというような応募の方法もあるのかなと思います。そういうところについては審査の中で妥当性を判断していくと、指定管理料ゼロでもきちんと運営をしますよというようなことについては、

その事業の内容を踏まえた上で審査をするというような形を取っておりますので、そのあたりについては指定管理者の努力という部分は十分あるのかなというふうには感じております。ただ、今の時期的に必要な部分については、まずは指定管理料を設定させていただく必要があるなというふうなことでの提案になります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　８番、関野幸一君。

○８番（関野幸一君）　何回答弁聞いても、ちょっと苦しい答弁かなと思っております。

今後、新たな方を公募するにしても、今の方が公募してくるにしても、指定管理料を上げて公募するんじゃなくて、以前の指定管理料で公募するべきだと思うし、その中で、応募した方が指定管理料要らないと言うなら話は分かるけれども、上げないと申込みにならないなみたいなことじゃなくて、しっかりとそこは考えてやっていただきたい。

これは本来、金額を直して再度出していただければと思っておりますので、その辺を考えてください。

○議長（宇津江雅人君）　答弁はいいですか。

〔「答弁」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君）　町としては、この金額については妥当な金額だというふうに思っておりますが、あくまで今回設定させていただくのは限度額というようなことですので、その中で本当に適正な金額は幾らなのかというようなことを再度検討させていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　ほかにありませんですか。

６番、櫻井和彦君。

○６番（櫻井和彦君）　６番、櫻井です。

所轄でありますが、９ページ、７款１項３目観光費です。これ、大頭森の展望台の屋根が積雪で壊れたという話でありました。これは町のほうとしてはいつ分かったのか、あとはこれを作成したのはいつ頃だったのか、もう一つ、この展望台の利用者は年間何名であるか教えてください。

○議長（宇津江雅人君）　地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君）　９ページの７款、観光費の施設修繕等工事費の追加になりま

すが、こちらについては大頭森山の展望塔になります。こちらについては、今年度の当初予算のほうに190万の修繕工事ということで置いておりましたが、まずその190万というのが、トタンの屋根が剝がれたというようなことで、それを修繕するための予算を取らせていただきましたが、今年の冬の大雪によって、屋根のたるきのほうまでちょっと損傷がいっていたというような状況にあります。これについて、たるきの交換、それとトタン屋根のふき替えというようなことで、屋根の一部にはなりますが、そういった対処が必要だというようなことでの対応になります。

あと、こちらの施設の利用者に関しましては、センサー等がちょっとない、何人通ったか、何人利用されたかというのを把握できない施設になっております。ただ、ちょっと私も気になって、ちょっとそちらのほうを利用されている方に話を聞いたところ、割と人は多く来ているというような状況のようですので、全く利用されていないというような状況にはないかと思っております。

あと、いつ造ったのかというところでしたっけか。こちらについては、約30年ほど前だったかと思いますが、約30年くらいの経過の中でそういった損傷が見られているというような状況のようです。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　６番、櫻井和彦君。

○６番（櫻井和彦君）　利用者が何人いたのかというのは、町は実際には把握していないんですよね、古寺に行った方の話によるとということで。

実際、私、先週、例えば、ツール・ド・さくらんぼあったんですけれども、そのコースの途中が、大井沢のほうから、あの横、トンネル抜けて下りてくるんですけれども、エントリー費が高くて、私、出られないので、ツール・ド・さくらんぼ終わった後に大体通るんですよ、逆回りで。トンネルの手前のほうから右のほうに入っていくと、その展望台のほうに行くんですけれども、この期間であってもほとんど通ったような形跡がないんですよね。実際、何回か行っているので、道路としては少しいいような状態なんですけれども。

そこに本当にこれを修繕して利用してもらう価値はあるのかというのですね。先ほどの説明で、保険の対象になるということで、この金額は250万なんですけれども、このほかに保険が出るので400万以上かかるはずなんですよ。それだけの金額をかけてやる必要があるのかどうか。例えば、これを屋根をつけなくてパーゴラのような形にするとか、あとはコンクリート製のベンチを置くとか、そういう形にして、管理も楽、補修も必要なくなるという方

法は取れるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（宇津江雅人君）　地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君）　大頭森山の展望塔になりますが、はっきりとした利用者の数というのが、カウントするシステムとか、そういうセンサーとかというのが全くありませんので、なかなかその部分は何人利用しているのかというところがつかめない施設にはなっておりますが、この週末ちょっと職員で行ってきたというような方がおりましたので、話を聞いたところ、駐車場には車10台ぐらい止まっていたというような話も聞いております。これ、天気とかにも左右されるのかなというふうなところもありますが、そういう実態なのかなというふうに捉えております。

あと、当初予算には190万、あと今回の追加では252万2,000円ということで、442万2,000円の修繕工事、そのうち保険ということでは340万というような内容での対応をさせていただきたいと思っております。

今回、この補修を補正予算として上げる際に、やはり議員の皆様からも、今の施設の在り方についてはどうなのかというような話もありました。一部階段部分は鉄骨で造られていますので、そういった部分を残して撤去してはどうかというような、そんな意見も交わしたところです。ただ、撤去するにもかなりの費用がかかるというようなこともありますし、今回、保険を頂く中で、実質100万ぐらいの持ち出しかなというようなところも踏まえて、今回、長寿命化的な対策をさせていただくというようなことで、補正を上げさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　６番、櫻井和彦君。

○６番（櫻井和彦君）　つい最近、職員の方が向こうの現地のほうへ行かれたというのは、大体ツール・ド・さくらんぼの前あたりが、試走する前に車で一回道路を確認するとかいうのが結構あるんですよね。そのとき、たまたま、あそこ、案内板があるので、ちょっと登ってみようかという形ぐらいだと思います。実際に年間通すとえらい少ないと思いますよ。あとは、秋の紅葉のときの何かキノコ取りのついでにちょっと寄るとか、年間通して非常に少ないと思います。例えばふれあい会館のところの屋外ステージみたいに、造ったはいいけれども誰も使わないと、子どものかくれんぼになっているみたいな状況と同じ状況で、それよりもっと利用者は少ないと思います。

それを、先ほど持ち出しは100万と言ったけれども、100万と言う割には、ここには二百何

十万と書いてあるんで、実際は四百何万かかると思うんですけれども、それだけの費用をかける必要はないのではないかと。こういうものをやるときには、既存のやつを修復するんじゃなくて、見直してなるべく少ない予算でやっていくと、その余った予算は別のところに振り分けて、町民のために使っていただくという考えにしていただきたいと思います。そういう考えで町の財政を効率よく使っていただく、適正に使っていただくという努力をしていただきたいと思います。

回答要ります。

○議長（宇津江雅人君）　地域振興課長。

○地域振興課長（櫻井洋志君）　そうした視点も踏まえて、あとは財政的な部分も踏まえて、この件に関してだけでなくて、そういった施設の在り方については十分検討していく必要があるのかなというふうに思っております。今回の議会の中では、そういった意見がかなり出てきているなというようなこともありますので、将来的に施設の在り方、そういった部分を踏まえながら検討していきたいと思いますが、今回のこちらの修繕については、大規模な見直しというところまでするとやはり費用的な部分でかなりかかるというようなこともありますし、保険のほうを活用させていただいた上で、元の形というような形の中で進めさせていただければなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　松田町長。

○町長（松田清隆君）　今の大頭森の展望台の件なんですが、これを、担当課のほうから予算の聞き取りをする際にも、今、櫻井議員が言われたように、必要最小限でやっていくというふうなことも、いろいろと議論をしました。その中で、保険を除いた実質の町の持ち出しというふうなことで100万程度という課長の説明がありましたけれども、じゃ、模様替えをしようか、もしくは解体をしようかというようなことの議論もしました。とすると、町の持ち出しは100万では済まないですよねと。保険が活用できるというふうなことであれば、今回は保険を活用して修復するというふうな形の選択肢のほうが、財政的なことも含めてそうではないかという判断をさせていただいたというふうな経過が一つあることをご理解願いたいというようなことです。

あともう一つは、利用者というふうな部分では、確かに数の部分、あとは行くタイミングで、櫻井議員が見られた事実、うちの職員が見聞きしてきた事実、そこはいろいろ見方といいますかタイミングがあるのだというふうに思いますが、柳川地区で座談会をしました。そ

うすると、大頭森の展望台、散策路の管理、それから展望台の頂上の部分の周りの管理、展望台の管理はどうなっているのかというふうなことで、じゃ、どの程度利用してもらっているんでしょうかねというふうなことも逆にお聞きをするというふうなやり取りをしてきました。

やっぱり七軒地区の方々にとっては、あそこの部分については相当の思い入れがある中で、これまでも見てきているというふうな思いを強く感じたというふうなこともあって、経済的な部分、そういった思い、町としてあそこの部分を今後どうしていくかというふうな議論をした中で、今回は保険を活用して必要最小限の形で補修できればというふうなことで提案させていただいているというところをぜひご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君）　５番、藤野広美君。

○５番（藤野広美君）　５番、藤野です。

一番最後、10ページになります。10款２項１目の中の施設整備等工事費275万円追加についてお伺いします。

先ほどの説明で、左沢小の一部分がちょっと朽ちているところが、劣化があるというような説明だったと思いますけれども、詳細と工事方法についてお伺いします。

○議長（宇津江雅人君）　教育文化課長。

○教育文化課長（金子冬樹君）　ただいまの質問にお答えいたします。

10款２項１目の施設整備等工事費275万円でございますけれども、こちらにつきましては、左沢小学校の給食室の天井板のところが経年劣化ということで、ひびが、細かいひびなんですけれども、数多く入っているということがあります。そういったことを踏まえまして、天井板を既存の天井板に新たに張りつける工事ということで行っていきたいということでの内容でございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　５番、藤野広美君。

○５番（藤野広美君）　この面積は幾らかということと、今回の使用予定の資材の名称をお伺いします。

○議長（宇津江雅人君）　教育文化課長。

○教育文化課長（金子冬樹君）　天井全面になりますので、面積のほうが120平米になります。

それから、資材でございますけれども、天井板の資材ですけれども、ケイカル板ということで使用予定としております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　ほかにありますか。

１番、菊地英幸君。

○１番（菊地英幸君）　１番、菊地英幸です。

９ページ、６款農林水産業費の10目多面的機能支払費の備品購入費でドローンとありましたけれども、目的もちょっと聞きそびれたので目的と、あとドローンを運転というか操縦するには免許が必要だと思うんですけれども、その辺は誰を充てて何するのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君）　農林課長。

○農林課長（阿部美代子君）　ただいまの菊地議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、多面的支払交付金でありますが、農業の有する多面的機能の維持を目的に、地域の共同活動に対する交付金となっております。今年度、該当面積が約494ヘクタールとなっております。そのために農地の状況確認及び実績確認のために利用したいと考えているものです。さらに、災害発生時には全体像の把握などの活用にも、そちらにも活用したいと考えているところであります。

それからもう一点、免許についてでありますが、現在、ドローンの操縦に必ず免許が必要なわけではございません。免許がなくても操縦はできることになっております。このたびドローン購入の際に、研修を受けて、研修とサポートもおつけしていただくこととしておりますので、研修を受けて使い方でしたりルールを学んで安全に使っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　１番、菊地英幸君。

○１番（菊地英幸君）　ありがとうございます。

多分、農林課の職員でするのかなと思うんですけれども、何人ぐらいでするのか、ちょっとその辺もお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君）　農林課長。

○農林課長（阿部美代子君）　今回の購入の際には、５人まで研修が受講できるということを伺っております。ですので、目的外使用はできませんが、農林課職員のみならず、他課と連

携しながら５人まで受講していただいて、今後の活用につなげていければと考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　いいですか。

１番、菊地英幸君。

○１番（菊地英幸君）　ありがとうございます。

目的外ということは、例えば町民が、免許も要らないということなんで、そういう何か講習あればちょっと使いたいんで、現地確認とか、災害起きたから使いたいといっても、町民は使えないということでよろしいんですね。

○議長（宇津江雅人君）　農林課長。

○農林課長（阿部美代子君）　今回のドローンの購入に対しましては、多面的機能支払交付金の事務費、全額国庫補助を活用させて導入するものであります。ですので、まずは職員、農林課だけではございませんが、役場の中の職員を対象にまずは研修を受講して、それを踏まえて今後の利活用につなげていければと考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　ほかにありませんですか。

３番、大沼清人君。

○３番（大沼清人君）　８ページ、総務費、１項総務管理費の19扶助費について質問したいと思います。

ここに不足額給付費とありますけれども、昨年の年末に、年末というんですか、１月に繰越明許費で非課税世帯等々高騰重点支援事業の中の項目、これ支援金、非課税世帯物価高騰重点支援金と子ども加算、これについて、繰越明許費で追加で予算措置をしております。もちろん入るのは非常に歓迎なんですけれども、これと同じ項目だというふうな理解でよろしいんでしょうか。

○議長（宇津江雅人君）　税務町民課長。

○税務町民課長（伊藤　修君）　お答えをいたします。

今回の不足額給付金につきましては、昨年度実施をした調整給付というのは、定額減税し切れない方を対象に、減税し切れない額を支給したものでございますが、その支給額に不足が生じる方を対象に、今回新たに追加で給付を行うものでございます。ということで、先ほどの議員がおっしゃった給付金とは別物という考え方でございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　よろしいですか。

３番、大沼清人君。

○３番（大沼清人君）　それでは、この扶助費の給付費というのは、支払いというのは通常の支払い時期、それとも何か変わるとかという、いつぐらいの支給時期という予定でよろしいんでしょうかね。

○議長（宇津江雅人君）　税務町民課長。

○税務町民課長（伊藤　修君）　今回の不足額給付につきましては、今回議決をいただければ、まず、やっぱりそれぞれの利用者、町民の方によって状況が違いますので、それに伴ってまずシステム改修などを行って正式に対象者を抽出した中で、できれば８月中にその対象者に向けて確認書を送付いたしまして、できれば９月上旬頃からか振込の手続の開始をしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（宇津江雅人君）　ほかにありませんか。

５番、藤野広美君。

○５番（藤野広美君）　９ページの一番下になります。所管ではありますが、お伺いをします。

８款３項１目の中のかわまちづくり支援業務委託料442万2,000円ですが、昨日、委員会では、イメージとかのものをコンサルタントにお願いをする費用だというふうなことをお伺いはしております。その中で、この中に見込まれる内容として、花火を見られる空間、またバーベキューができる空間、釣りができる空間等という説明がありました。その中に駐車場等も入っているのかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君）　建設水道課長。

○建設水道課長（伊藤和幸君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

かわまちづくりにつきましては、昨日、委員会のほうにもご説明を差し上げたところなんですが、まだ具体的な形というふうなところまでは詰まっていないというところはご説明したところでございます。それについても、今年度、検討会のワークショップ等々で内容を詰めていきまして、計画に反映させながら形にまとめていきたいというようなことを考えております。

その中で、今、駐車場の話だったんですが、一応、百目木地区周辺につきましては、やはり駐車場がないというふうな現状でございますので、計画の中としては、駐車場は想定は当然させていただいております。ただ、どの位置にどのような形で何台ぐらいというところまでの具体的なところまではまだ詰まっていないので、今年度その部分を詰めていくと、計画

にまとめていくというような考えでおります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君）　ほかにありませんですか。

２番、廣野秀樹君。

○２番（廣野秀樹君）　２番、廣野です。

９ページの６款２目21節の物件補償費（追加）125万5,000円と、沢口線とかという、県道だと思いますけれども、これはどのような補償費というか、内容を教えていただきたいんですけれども。

○議長（宇津江雅人君）　農林課長。

○農林課長（阿部美代子君）　ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

６款２項２目21節の物件補償費でありますが、こちらは県代行事業の林道沢口道海線開設工事において、終点側の工事で発生した土砂の処理が必要となります。そのため、近場で残土置場やストックヤードとして活用する土地を確保するために、新たに立ち木伐採の補償をするものであります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君）　いいですか。

２番、廣野秀樹君。

○２番（廣野秀樹君）　２番です。

この財源的には一般財源から全部出ていると思うんですけれども、県のほうからの助成金とか、そういうものは頂けないということなのだと思いますけれども、やはり伐採に関しては、例えば自分の土地の木が邪魔になって、除雪に邪魔になる場合は持ち主が切らなきゃならないという状況だと思いますけれども、この場合は、土地の持ち主じゃなくて全額町のほうで補償というかお金を出さなきゃならないという状況なんでしょうか。

○議長（宇津江雅人君）　農林課長。

○農林課長（阿部美代子君）　このたびのこちらの事業に関しましては、工事については県が全額支払いについて支払うものであります。ただし、補償費、こういった立ち木伐採ですとかの場合の補償費については町で支払うという契約を結ばせていただいております。そのために、工事に必要な事業において補償費が発生する場合は、町で全額負担するというものでございます。ですので、所有者の方の支払いがあるというものではなく、補償については町で行うという内容でございます。

○議長（宇津江雅人君）　ほかにありませんですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　これで質疑を終わります。

討論を行います。

８番、関野幸一君。

○８番（関野幸一君）　反対討論、以下行います。

令和７年度大江町一般会計補正予算（第１号）について、第２表の債務負担行為補正の案内センターの510万円、これに対して先ほど質問させていただきましたが、なかなか理解できる回答はいただいておりません。その他の予算に関しては、全て私も賛成はできますけれども、ここのところは賛成できないので、反対討論ということでさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君）　ほかに、ただいま反対討論ございましたんですが、賛成の討論の方いらっしゃいますか。特にないですか。

〔発言する人なし〕

○議長（宇津江雅人君）　ありませんので、これで採決したいと思います。

議第37号　令和７年度大江町一般会計補正予算（第１号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君）　ただいま、賛成の方６人……。賛成少数です。

〔「最初挙げましたけれども、下ろしました。反対でお願いします」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君）　ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時０２分

再開　午前１１時０４分

○議長（宇津江雅人君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの議第37号　一般会計補正予算の件でございます。

採決は５対５ということで、議長の最終的な判断によります。

私、議長として、本案につきましては賛成を取りたいというふうに思っております。

したがって、賛成多数ということで本案は原案のとおり可決されました。

以上です。

◎閉会の宣告

○議長（宇津江雅人君）　以上で、本日の議事日程を終了するとともに、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和７年第２回大江町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午前１１時０６分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　７　年　８　月　１９　日

議　　長　　宇津江　雅　人

署　名　議　員　　関　野　幸　一

署　名　議　員　　安　食　幸　治